

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

(2021～2030)



策定 令和3年3月

改訂 令和5年3月

岩手県

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画見直しの経緯 | 1 |
| 3 計画の位置づけ | 3 |
| 4 計画の期間 | 3 |
| 5 計画の内容 | 3 |
| (1) 対象とする温室効果ガス | 4 |
| (2) 再生可能エネルギーの定義 | 4 |
| (3) 森林吸収量の算定対象 | 5 |
| 第2章 本県の地域特性 | 6 |
| 1 自然的、社会的特性 | 6 |
| (1) 気候 | 6 |
| (2) 面積・地勢 | 7 |
| (3) 人口及び世帯数等 | 7 |
| (4) 経済活動 | 8 |
| (5) 自動車交通 | 9 |
| (6) 生活 | 10 |
| 2 地域資源 | 14 |
| (1) 再生可能エネルギーのポテンシャル | 14 |
| (2) 農水産業 | 15 |
| (3) 森林資源 | 15 |
| 第3章 地球温暖化の現状と課題 | 16 |
| 1 地球温暖化の現状 | 16 |
| (1) 地球温暖化 | 16 |
| (2) エネルギー需給 | 19 |
| 2 地球温暖化対策をめぐる動向 | 20 |
| (1) 国際的な動向 | 20 |
| (2) 国内の動向 | 22 |
| 3 本県の地球温暖化対策のこれまでの取組 | 24 |
| (1) 取組の経緯 | 24 |
| (2) 前実行計画の取組の状況と課題 | 25 |
| 第4章 温室効果ガス排出量等の現況と将来予測 | 28 |
| 1 温室効果ガス排出量の現況推計と将来予測 | 28 |
| (1) 温室効果ガスの排出量の状況 | 28 |
| (2) 二酸化炭素排出量の状況 | 30 |
| (3) 温室効果ガス排出量の将来予測 | 37 |
| 2 再生可能エネルギーの導入状況 | 39 |
| (1) 再生可能エネルギーによる発電設備の導入量 | 39 |
| (2) 木質バイオマスエネルギーの導入状況 | 40 |
| 3 森林吸収量の現況 | 42 |
| 第5章 計画の目標 | 43 |
| 1 目指す姿 | 43 |
| 2 計画の基本目標 | 44 |
| (1) 温室効果ガスの排出削減目標 | 44 |
| (2) 再生可能エネルギー電力自給率の目標 | 48 |
| (3) 森林吸収量の見込み | 50 |
| 3 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」への道筋 | 51 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 第6章 目標の達成に向けた対策・施策 | 52 |
| 1 施策の考え方 | 52 |
| (1) 取組の柱と基本的な考え方 | 52 |
| (2) 施策体系 | 55 |
| 2 各施策の取組 | 57 |
| (1) 省エネルギー対策の推進 | 58 |
| ① 家庭における省エネルギー化 | 58 |
| ② 産業・業務における省エネルギー化 | 61 |
| ③ 運輸における省エネルギー化 | 67 |
| (2) 再生可能エネルギーの導入促進 | 71 |
| ① 着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入 | 71 |
| ② 自立・分散型エネルギーシステムの構築 | 74 |
| ③ 水素の利活用推進 | 76 |
| ④ 多様なエネルギーの有効利用 | 78 |
| (3) 多様な手法による地球温暖化対策の推進 | 80 |
| ① 温室効果ガス吸収源対策 | 80 |
| ② 廃棄物・フロン類等対策 | 84 |
| ③ 基盤的施策の推進 | 87 |
| ア 県民運動の推進 | 87 |
| イ 分野横断的施策の推進 | 89 |
| ウ 県の率先的取組の推進 | 90 |
| エ 環境学習の推進 | 93 |
| 第7章 気候変動への適応策 | 95 |
| 1 本県の気候の現状と将来予測 | 95 |
| (1) 本県の気温の変化 | 95 |
| (2) 本県の降水量等の変化 | 97 |
| (3) 本県近海の海面水温の変化 | 98 |
| (4) 気候の将来予測 | 100 |
| 2 分野ごとの影響と将来予測 | 103 |
| (1) 農業、林業、水産業 | 103 |
| (2) 水環境・水資源 | 108 |
| (3) 自然生態系 | 110 |
| (4) 自然災害・沿岸域 | 113 |
| (5) 健康 | 117 |
| (6) 産業・経済活動 | 119 |
| (7) 県民生活等 | 120 |
| 3 適応策の基本的な考え方 | 122 |
| (1) 基本的な考え方 | 122 |
| (2) 取組の項目 | 123 |
| 4 分野ごとの適応策 | 125 |
| (1) 農業、林業、水産業 | 125 |
| (2) 水環境・水資源 | 127 |
| (3) 自然生態系 | 127 |
| (4) 自然災害・沿岸域 | 129 |
| (5) 健康 | 132 |
| (6) 産業・経済活動 | 133 |
| (7) 県民生活等 | 134 |
| 5 基盤的施策の推進 | 135 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 第8章 各主体の役割と計画の推進 | 136 |
| 1 各主体の役割 | 136 |
| (1) 県の役割 | 136 |
| (2) 市町村の役割 | 136 |
| (3) 県民の役割 | 137 |
| (4) 事業者の役割 | 137 |
| (5) 教育機関、NPO、関係団体の役割 | 137 |
| 2 計画の推進 | 139 |
| (1) 連携・協働体制 | 139 |
| (2) 計画の推進、進行管理体制 | 140 |
| (3) 温室効果ガス排出量の推計 | 140 |
| (4) 計画の見直し | 140 |

参考資料

参考1 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の目標と各施策の推進指標

参考2 用語解説

参考3 排出量の算定方法

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

地球温暖化は、私たちの生活や産業、生物の多様性に深刻な影響を与えるものであり、世界の全ての国が協力していかなければ解決できない問題です。

2015（平成27）年には、新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、温室効果ガスの削減等の取組を世界各国が積極的に推進することが重要と合意されました。

一方で、新興国の経済成長や世界人口の増加に伴い、資源・エネルギー、食料の需要が急増しており、これらの将来的な不足が懸念される中、エネルギー・食料の多くを海外に依存する我が国は、長期的視点から対応を図っていく必要があります。

こうした中、我が国では、東日本大震災津波による原子力発電所事故を契機として、エネルギー構造の転換に向けた動きが広がり、再生可能エネルギーの導入や、水素社会の実現に向けた取組などが積極的に進められており、2020（令和2）年10月には、「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

自然環境や資源・エネルギー、社会基盤などを持続可能なものとして次世代に引き継いでいくことは、私たちの使命です。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済・社会システムやライフスタイルが変容する中で、大都市への人口・経済の集中などに伴うさまざまな課題が浮き彫りになってきました。新型コロナウイルス感染症をめぐる課題は、環境・経済・社会の諸課題が複合的に絡み合っています。ポストコロナの世界を見据え、環境と経済・社会を一体的に向上させるような新たな社会を構築していくことが求められており、食料やエネルギーの供給を担う方が底力を發揮し、これらの課題解決に貢献することが期待されます。

これらを踏まえ、県では、温室効果ガス排出量2050（令和32）年度実質ゼロを見据え、本県の地域資源を最大限に活用し、地球温暖化対策に積極的に取り組むため、本計画を策定するものです。

2 計画見直しの経緯

- 県では、岩手県地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）（2005（平成17）年6月策定。目標年次：2010（平成22）年）と新エネルギービジョン（1998（平成10）年3月策定。目標年次：2010（平成22）年）及び省エネルギービジョン（2003（平成15）年3月策定。目標年次：2010（平成22）年）の3つの計画を一本化し、2012（平成24）年3月に岩手県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、2015（平成27）年度に見直しを行い、地球温暖化対策の施策を推進してきました。

- 2015（平成27）年には、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑えることや、今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標に掲げる「パリ協定」が採択されました。
- 世界各地で気温上昇が確認され、今後も上昇が予測される中、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出を削減する温暖化の「緩和」に加え、気候変動により生じる様々な影響に対処し、被害を少なくする「適応」という2つの対策が必要であるという考え方から、2018（平成30）年、地球温暖化による農作物への影響や災害、異常気象による被害などを抑えることを目的とした「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）が施行されました。この法律では、「都道府県等は、その区域の状況に応じた気候変動適応に関する計画（地域気候変動適応計画）を策定するよう努めること」とされたことから、本県では、実行計画第6章と岩手県気候変動適応策取組方針（以下「適応策取組方針」という。）を合わせて、地域気候変動適応計画として位置づけ、気候変動対策に取り組んできました。
- 地球温暖化への危機感が強まる中、本県では、2019（令和元）年11月に次期環境基本計画の長期目標として「温室効果ガス排出量2050（令和32）年実質ゼロ」を掲げる意向があることを表明しました。
- 2021（令和3年）3月には、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で温室効果ガスを41%削減することを目標に掲げた第2次実行計画を策定し、地球温暖化対策の施策を推進してきました。
- 同年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」という。）が改正され、パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言が基本理念として位置付けられるとともに、都道府県は地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができることとされました。
- 法改正に伴い、同年10月には、地球温暖化対策計画が改訂され、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減することとされました。同時に、気候変動適応計画も改訂され、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策が拡充されました。
- 2021（令和3）年度は、新型コロナウイルス感染症からの経済回復や、世界的な天候不順、地政学的緊張などの複合的な要因により、エネルギー需給がひっ迫し、年度後半以降、2022（令和4）年度にかけて、エネルギー価格が高騰し、本県においても灯油価格の上昇等の影響が生じています。
- このような社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、本県の強みである自然の豊かさと豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の実現に向けた取組を進めため、今般、第2次実行計画を見直すこととしました。

3 計画の位置づけ

- 「いわて県民計画（2019～2028）」（2019（平成31）年3月策定）の10の政策分野のうち「自然環境」の政策項目に掲げる「地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成」及び「岩手県環境基本計画」の「環境分野別施策」の一つである「気候変動対策」を推進するための計画です。
- 「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例」（平成15年岩手県条例第22号。以下「新エネ省エネ条例」という。）第9条の規定に基づく、「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進」に関する基本的な計画です。
- 温暖化対策推進法第21条第1項の規定に基づく、「県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置」に関する地方公共団体実行計画（事務事業編）です。
- 温暖化対策推進法第21条第3項の規定に基づく、「区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」を定める地方公共団体実行計画（区域施策編）です。
- 気候変動適応法第12条の規定に基づく、地域気候変動適応計画です。

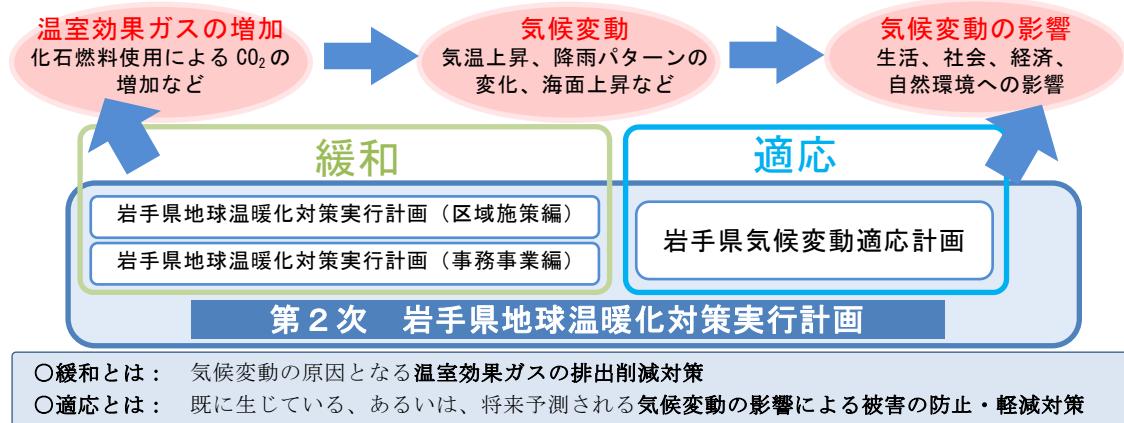
4 計画の期間

岩手県環境基本計画と同様に、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10か年計画とします。

5 計画の内容

本計画では、パリ協定の目標達成に貢献する観点から、計画期間を超えた長期的な目標として掲げた「温室効果ガス排出量の2050（令和32）年度実質ゼロ」を踏まえ、本計画に県の事務事業に係る地球温暖化対策岩手県率先実行計画と適応策取組方針を統合し、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策の緩和策と、気候変動により今後予測される被害を回避し軽減する適応策について、総合的かつ一体的に取り組むこととします。

図1-1 地球温暖化対策の取組



(1) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温暖化対策推進法により削減の対象とされる以下の次の7物質とします。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

| ガスの種類 | 人為的な発生源 | 地球温暖化係数 |
|---------------------------|--|------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 主に家庭、産業、業務、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴い発生する。また、CO ₂ は、温室効果ガス全体の約9割を占めており、温暖化への影響が大きい。 | 1 |
| メタン (CH ₄) | 本県においては、主に稲作や家畜の消化管内発酵などの農業部門から発生している。その他、廃棄物処理及び排水処理等でも発生する。 | 25 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 本県においては、主に肥料の使用や家畜の排せつ物などの農業部門から発生している。その他、燃料の使用、廃棄物処理及び排水処理等でも発生する。 | 298 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。 | 12～ 14,800 |
| ハーフルオロカーボン類 (PFCs) | 半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。 | 7,390～ 17,340 |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用などとして使用。 | 22,800 |
| 三フッ化窒素 (NF ₃) | 半導体や液晶デバイスの製造装置の洗浄用ガスなどに使用。 | 17,200 |

※ 地球温暖化係数：二酸化炭素の温室効果を1とした時の温室効果の強さを表す。大気中における濃度当たりの温室効果の100年間の強さを比較したもの。

(2) 再生可能エネルギーの定義

本計画において、「再生可能エネルギー¹」とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する「再生可能エネルギー源」を利用して得られるエネルギーと定義します。

なお、新エネ省エネ条例第2条に規定する「新エネルギー」のうち、エネルギー自給率の向上及び地球温暖化対策の観点から、その導入促進を図ることが特に重要なものとして、次のものを「再生可能エネルギー」と位置づけるものとします。

¹ 再生可能エネルギー：自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等がある。

表1-2 対象とする再生可能エネルギー

| | |
|------|-----------------------|
| 電力利用 | 太陽光発電 |
| | 風力発電 |
| | 水力発電 |
| | 地熱発電 |
| | バイオマス ² 発電 |
| | 海洋エネルギー発電 |
| 熱利用 | 太陽熱利用 ³ |
| | バイオマス熱利用 |
| | 地熱利用 |
| | 雪氷熱利用 |

(3) 森林吸収量の算定対象

本計画の森林吸収量とは、京都議定書⁴で算定対象とされている森林の国全体における吸収量のうち、本県分の吸収量のことをいいます。

なお、京都議定書で森林吸収量の算定対象とされている森林は、新規植林、再植林及び森林経営であり、その定義は次のとおりです。

表1-3 算定対象とする森林の定義

| 区分 | 定義 |
|------|---|
| 新規植林 | 過去50年間森林でなかった土地に植林すること。 |
| 再植林 | 1989(平成元)年12月31日時点で森林でなかった土地に植林すること。 |
| 森林経営 | 1989(平成元)年12月31日時点で森林だった土地で、1990(平成2)年1月1日以降にその森林を適切な状態に保つために人為的な活動(林齢に応じて森林の整備や保全など)を行うこと。 |

※ 第2章以降に掲載する各種統計表及び排出量の推計値等については、端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

² バイオマス：バイオ(bio=生物、生物資源)とマス(mas=量)からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源。生物由来であっても、原油や石炭などの化石資源は含まれない。

³ 太陽熱利用：太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用すること。戸建住宅用太陽熱温水器、ホテル、病院、福祉施設など業務用建物でも使用されている。

⁴ 京都議定書：温室効果ガスの削減目標や達成期間を定めた法的拘束力のある国際協定。1997(平成9)年12月に京都で開かれた第3回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で合意した125か国・地域が批准し、2005(平成17)年2月16日に発効した。

第2章 本県の地域特性

1 自然的、社会的特性

(1) 気候

本県は東北地方の太平洋側に位置し、気候区分は太平洋側の気候とされ、県内には、西側に奥羽山脈、東側に北上高地、それらの間にある北上川・馬淵川沿いの盆地的な平野部があり、こうした地形的要因により様々な風向がもたらす天気の分布は、県内で一様ではありません。

盛岡市の年平均気温は11.4°Cで、県庁所在地では北海道札幌市に次いで低くなっています。

表2-1 岩手県の気候の特徴

| | |
|--------|---|
| フェーン現象 | 春の好天時に南風が卓越する場合には、山越えした上空の風が地上付近に降りてきて乾燥した高温（フェーン現象）となり、全国でも上位となる最高気温を観測することもあります。 |
| ヤマセ | 春から夏にオホーツク海高気圧が現れると、冷たく湿った東寄りの風（ヤマセ）によって沿岸部を中心には低温となり、曇りや小雨の天気となります。この状態が続くことで冷夏となり、顕著な冷夏の年には梅雨明けが特定できないまま季節が秋に進むこともあります。 |
| 夏 | 夏に太平洋高気圧の勢力が強まると、南風と強い日射により北国とはいえ猛暑日を記録するほどの暑さとなることがあります、最低気温が25°C以上の熱帯夜となることは稀です。また、夏季の内陸では仙台湾方面から北上川沿いに流入する湿った南風の影響により、夜間に曇りとなることが多く、その雲は翌日の昇温によって消散します。 |
| 冬 | 冬型の気圧配置で西寄りの風が卓越する場合は奥羽山脈沿いに雪が多く降る日本海側の気候特性が見られる一方、内陸の平野部や沿岸では晴天となることが多く、太平洋側の気候特性となります。冬型の気圧配置が緩み、日本の南海上で発生する「南岸低気圧」が三陸沖を北上すると、低気圧に吹き込む東よりの風によって沿岸部を中心とした大雪になることがあります。 |
| 気温 | 盛岡の年平均気温は、全国の県庁所在地にある気象台の中で札幌に次いで低い方から2番目の10.6°C。統計開始から2020年までの盛岡の高温の記録は37.2°C(1924年7月12日)、低温の記録は-20.6°C(1945年1月26日)。県内では、最高気温が釜石の38.8°C(1994年8月14日)、最低気温が葛川の-27.6°C(1988年2月17日)。 |

資料：盛岡地方気象台ホームページより岩手県作成

表2-2 県庁所在地（盛岡市）年平均気温等と全国順位（2020（令和2）年度）

| | 年平均 気温 | 最高 気温 | 最低 気温 | 日照 時間 | 降水量 | 降水 日数 |
|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 岩手県（盛岡市） | 11.4°C | 30.4°C | -3.3°C | 1563.8h | 1462.0mm | 131日 |
| 全国順位 | 46位 | 44位 | 2位 | 45位 | 34位 | 11位 |

上記は、都道府県庁所在地のデータを基に算出。ただし、埼玉県は熊谷市、東京都は千代田区、滋賀県は彦根市における気象台の観測値で比較。最高気温は、日最高気温の月平均の最高値を、最低気温は、日最低気温の月平均の最低値をそれぞれ記載。

資料：総務省「統計でみる都道府県のすがた2022」より岩手県作成

(2) 面積・地勢

本県は、東西約 122km 南北約 189km と南北に長い橢円形の形をしており、総面積は 1万 5,275km²で北海道に次ぐ面積であり、全国総面積の 4.1%を占めています。

県の西部は奥羽山脈、東部は北上高地が広がり、それらの間に県を縦断するように北上川が流れ、県南には北上盆地が広がっています。三陸沿岸地域では、リアス海岸が広がっており、良質な漁場となっています。

このような地勢となっているため、総面積に対する可住地面積は 24.3%と全国 39 位となっています（「統計でみる都道府県のすがた 2022」（総務省統計局））。

(3) 人口及び世帯数等

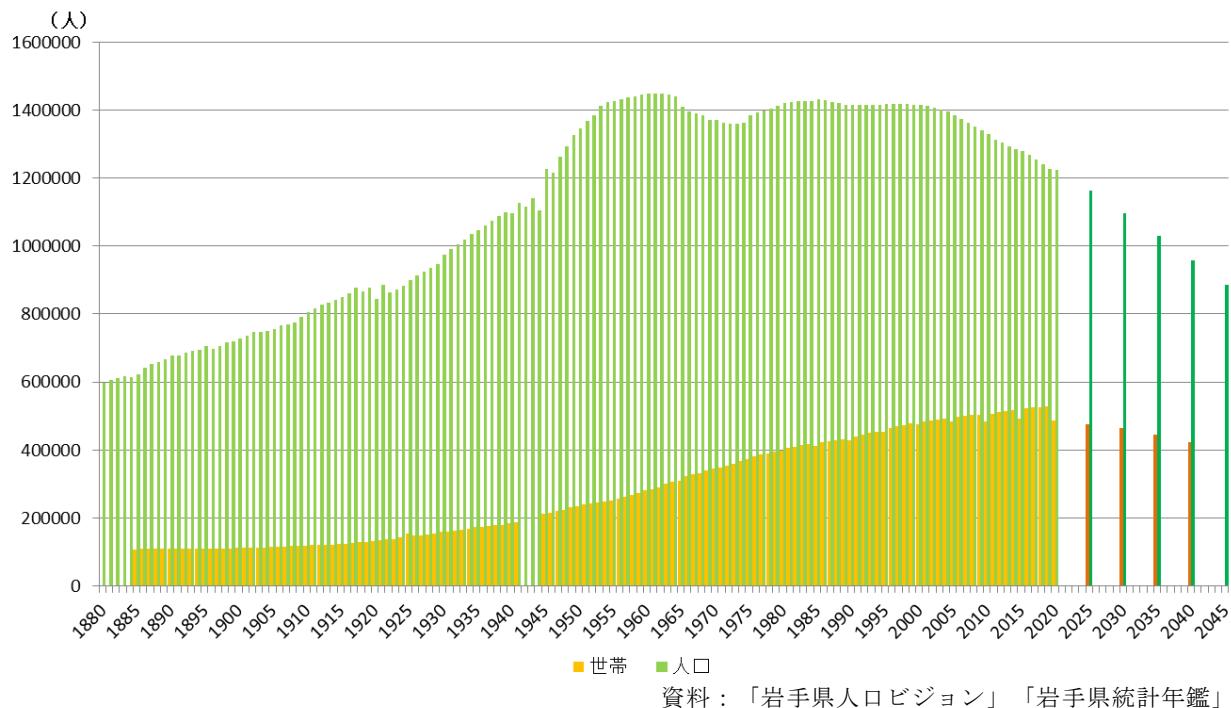
本県の人口は 1997（平成 9）年以降、2000（平成 12）年を除き減少し続けており、2021（令和 3）年 10 月 1 日現在の人口は 119 万 6,277 人となっています。

一方、世帯数は、53 万 2,859 世帯で 1989（平成元）年以降、増加傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、何ら対策を講じなかつた場合、本県の人口は、2045（令和 27）年には 88 万 5,000 人と 2017（平成 29）年と比較して 29.5%の減少、世帯数は 42 万 4,000 世帯と 2017（平成 29）年と比較して 19.2%の減少することが予測されています。

また、2022（令和 3）年現在の本県の高齢化率は 34.2%であり、全国で 8 位と高い水準となっています（総務省「人口推計」）。

図 2-1 岩手県の人口及び世帯数の推移と将来予測



(4) 経済活動

本県の2019（令和元）年度の一人当たり県民所得は278万1千円であり、国の人一人当たり国民所得318万1千円と比較すると、87.4%の水準となっています。

県内総生産（名目）から見た本県の産業構造の構成比は、第一次産業（農林水産業）が2.9%、第二次産業（鉱業、製造業、建設業）が27.2%、第三次産業が69.4%となっています（県民経済計算の経済活動別分類による）。

本県経済は、輸送用機械などの製造業や建設業が減少に転じたことなどにより、名目経済成長率は前年度比1.4%減少しました。

また、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済や日本経済はもとより、県内の経済へも深刻な影響を及ぼしています。

なお、経済成長と二酸化炭素の排出量には、強い正の相関関係が見られるとされてきましたが、近年になって、その正の相関関係が見られなくなる「デカップリング¹」が起きているのではないかと指摘されており、本県でもこの傾向が伺えます。

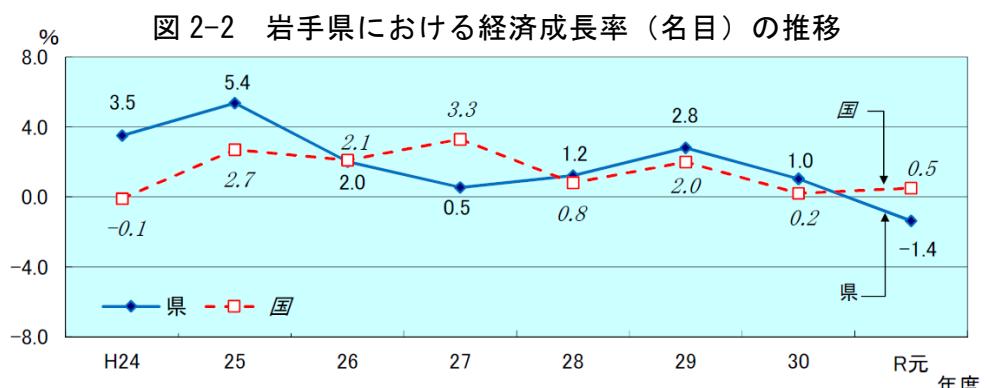
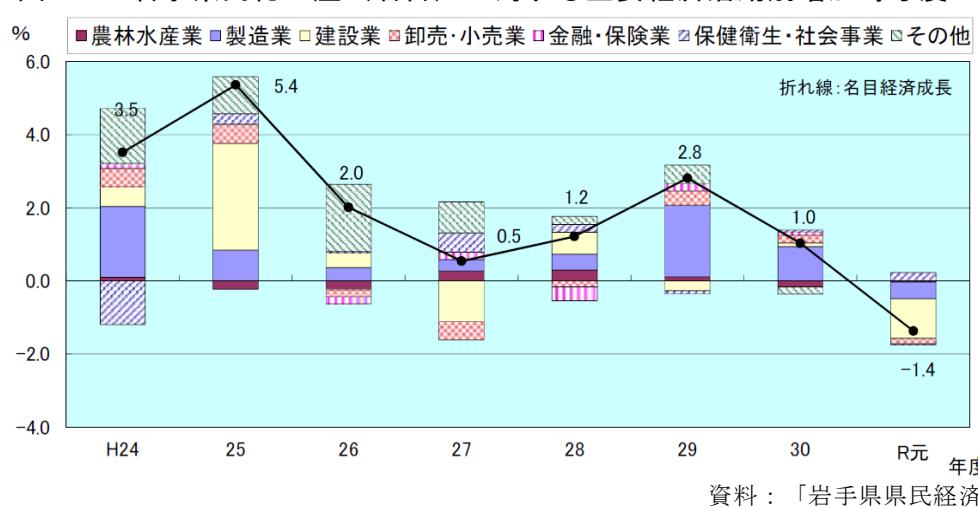
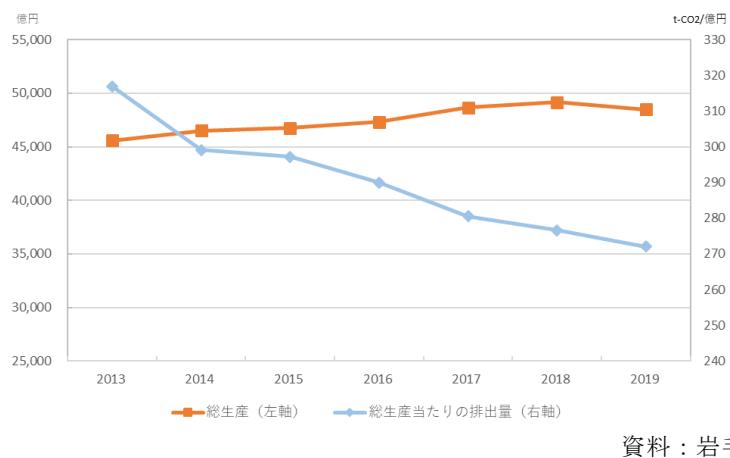


図2-3 岩手県内総生産（名目）に対する主要経済活動別増加寄与度の推移



¹ デカップリング：経済成長と環境負荷のデカップリング（decoupling）は、2001（平成13）年の経済協力開発機構（OECD）環境大臣会合で採択された「21世紀初頭10年間のOECD環境戦略」の主な目標の一つ。環境分野では、環境負荷の増加率が経済成長の伸び率を下回っている状況を指す。

図2-4 岩手県内総生産と総生産当たりの二酸化炭素排出量の推移



資料：岩手県

(5) 自動車交通

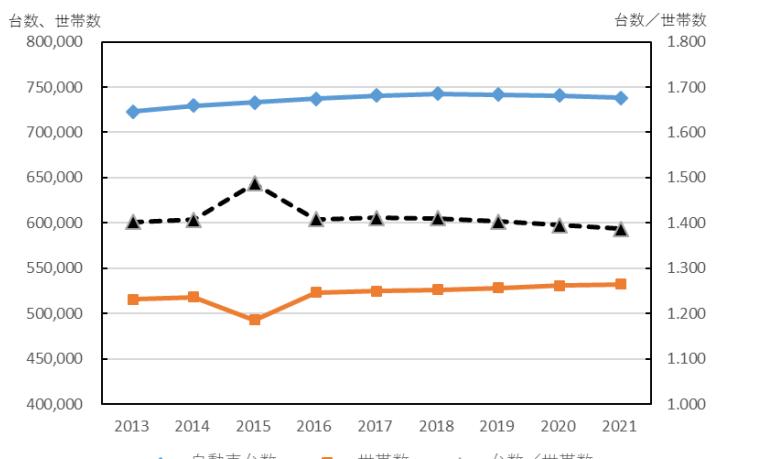
2020（令和2）年度の県の総面積1km²当たりの人口密度は79.2と全国で北海道に次いで低くなっています。広大な県土を有する本県では自動車が生活に欠かせない乗り物となっています。

本県の自家用自動車保有台数は、2021（令和3）年度末で73万8,273台となっており、世帯当たりの保有台数は1.39台（全国17位）となっています。

次世代自動車²の保有車両数は、2021（令和3）年度末で12万34台と前年の11万340台と比較して、9,694台(8.8%)増加し、東北6県では、宮城県、福島県、山形県に次ぐ保有車両数となっていますが、全国と比較すると低い水準となっています。

通勤・通学者で自家用車のみを利用する者の割合は70.1%で、全国平均の46.5%を大きく上回っており、自動車の利用が多くなっています（総務省「平成22年国勢調査」）。

図2-5 岩手県の自家用乗用車保有台数と世帯数の推移



資料：自動車検査登録情報協会資料より岩手県作成

² 次世代自動車：窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、より燃費性能が優れている自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等）のこと。

表2-3 次世代自動車県別保有車両数（東北6県 2021（令和3）年度末）

(台)

| | ハイブリッド | プラグインハイブリッド | 電気 | クリーンディーゼル | CNG | 燃料電池 | 合計台数 | 次世代自動車導入率 |
|-----|------------|-------------|--------|-----------|-------|-------|------------|-----------|
| 青森 | 85,592 | 1,466 | 744 | 7,242 | 0 | 2 | 95,046 | 18.8% |
| 岩手 | 108,422 | 1,834 | 1,239 | 8,539 | 0 | 0 | 120,034 | 22.7% |
| 宮城 | 246,174 | 3,374 | 2,086 | 15,688 | 27 | 112 | 267,461 | 26.8% |
| 秋田 | 90,007 | 1,385 | 1,401 | 5,671 | 1 | 0 | 98,465 | 24.6% |
| 山形 | 109,312 | 1,935 | 1,968 | 7,760 | 0 | 4 | 120,979 | 25.2% |
| 福島 | 218,817 | 3,641 | 3,839 | 13,883 | 4 | 345 | 240,529 | 26.2% |
| 東北計 | 858,324 | 13,635 | 11,277 | 58,783 | 32 | 463 | 942,514 | 24.6% |
| 全国計 | 10,704,008 | 174,377 | 5,324 | 824,096 | 5,324 | 7,114 | 11,855,124 | 25.5% |

資料：国土交通省「運輸要覧」より岩手県作成

(6) 生活

① 住宅

2020（令和2）年度の本県の着工新設住宅比率³は1.2%で、全国36位と全国平均を下回っています。また、持ち家比率は69.9%で全国17位、一戸建住宅比率は72.9%で全国12位と全国平均を上回っています。

一方、共同住宅比率は23.4%で全国39位となっており、全国平均を下回っています。住宅の敷地面積は361m²で全国3位と高い水準になっています。

また、住宅の満足度については、住宅の要素別では、「断熱性」、「エネルギー消費性能（光熱費の節約）」、「高齢者への配慮（段差がない等）」に対する不満が高い傾向にあります。

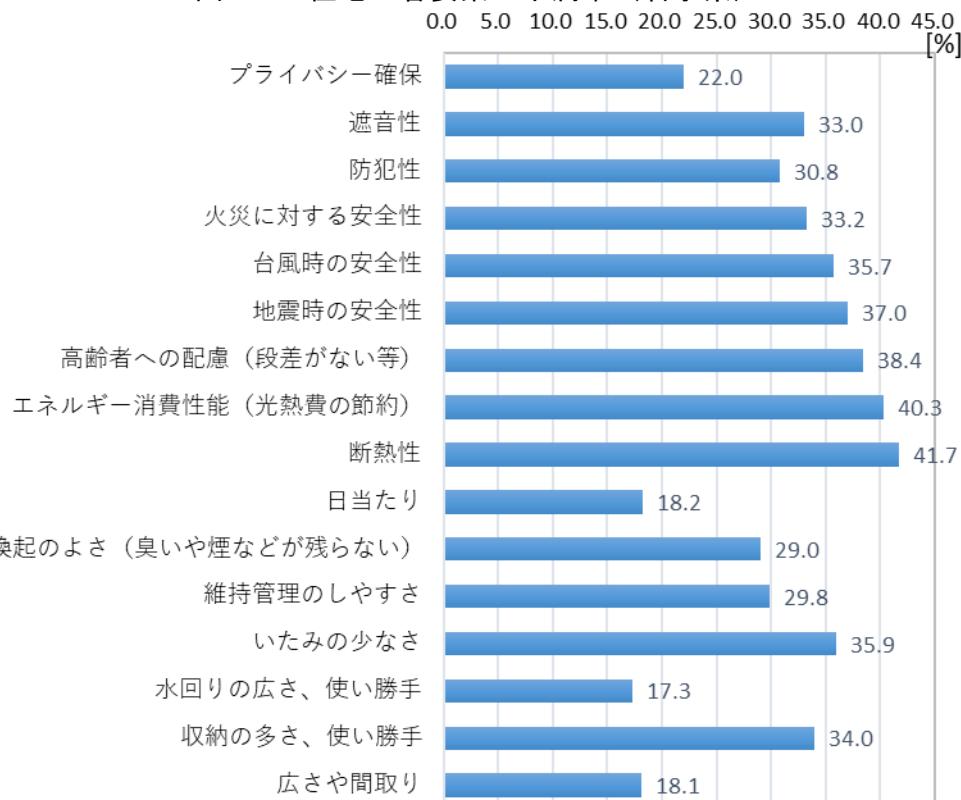
表2-4 持ち家比率等及び住宅の敷地面積と全国順位

| | 岩手県 | 全国 | 全国順位 |
|----------|--------------------|--------------------|------|
| 着工新設住宅比率 | 1.2% | 1.5% | 36 |
| 持ち家比率 | 69.9% | 61.2% | 17 |
| 一戸建住宅比率 | 72.9% | 53.6% | 12 |
| 共同住宅比率 | 23.4% | 43.6% | 39 |
| 住宅の敷地面積 | 361 m ² | 252 m ² | 3 |

資料：総務省「統計でみる都道府県のすがた2022」より岩手県作成

³ 着工新設住宅比率：住宅の新築、増築又は改築によって新たに造られる住宅の戸数を、普段、人が居住している住宅数で割ったもの。

図2-6 住宅の各要素の不満率（岩手県）



資料：国土交通省「住生活総合調査(平成30年)」より岩手県作成

② 消費実態

本県と全国の単身又は二人以上の世帯の1か月当たりの消費支出とその内訳を比較すると、光熱・水道費が割合、金額ともに全国を上回っており、交通・通信費の割合も全国を上回っています。

表2-5 1か月平均消費支出と内訳（単身・二人以上の世帯）

| 費目 | 岩手県（単身） | | 全国（単身） | | 岩手県（二人以上） | | 全国（二人以上） | |
|--------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| | 金額 (円) | 構成比 (%) | 金額 (円) | 構成比 (%) | 金額 (円) | 構成比 (%) | 金額 (円) | 構成比 (%) |
| 消費支出 | 138,743 | 100.0 | 160,154 | 100.0 | 274,625 | 100.0 | 279,066 | 100.0 |
| 食料 | 34,049 | 24.5 | 40,130 | 25.1 | 74,083 | 27.0 | 76,646 | 27.5 |
| 住居 | 22,015 | 15.9 | 27,694 | 17.3 | 16,828 | 6.1 | 19,702 | 7.1 |
| 光熱・水道 | 14,147 | 10.2 | 10,348 | 6.5 | 25,282 | 9.2 | 20,378 | 7.3 |
| 家具・家事用品 | 3,543 | 2.6 | 4,695 | 2.9 | 10,724 | 3.9 | 9,915 | 3.6 |
| 被服及び履物 | 5,075 | 3.7 | 5,905 | 3.7 | 11,421 | 4.2 | 11,119 | 4.0 |
| 保健医療 | 7,702 | 5.6 | 6,992 | 4.4 | 14,137 | 5.1 | 14,188 | 5.1 |
| 交通・通信 | 21,460 | 15.5 | 21,850 | 13.6 | 45,370 | 16.5 | 40,558 | 14.5 |
| 教育 | - | - | 36 | 0.0 | 4,916 | 1.8 | 11,232 | 4.0 |
| 教養娯楽 | 12,883 | 9.3 | 18,780 | 11.7 | 22,821 | 8.3 | 27,284 | 9.8 |
| その他の消費支出 | 17,869 | 12.9 | 23,724 | 14.8 | 49,043 | 17.9 | 48,045 | 17.2 |

資料：総務省「2019年全国家計構造調査」より岩手県作成

また、高効率な省エネルギー機器である高効率給湯器⁴、LED照明器具の普及率はともに全国より低い水準となっています。

灯油の消費量は全国4位(県庁所在地比較)と高く、全国平均の約4倍となっています。ほか、昨今、灯油価格の上昇が見られています。

表2-6 主要耐久消費財の普及率と全国順位

| | 太陽熱温水器 | | 太陽光発電システム | | 高効率給湯器 | | 家庭用コージェネレーションシステム ⁵ | | 家庭用エネルギー管理システム | | LED照明器具(電球・蛍光灯を除く) | |
|-----|--------|----|-----------|----|--------|----|--------------------------------|----|----------------|----|--------------------|----|
| | 普及率 | 順位 | 普及率 | 順位 | 普及率 | 順位 | 普及率 | 順位 | 普及率 | 順位 | 普及率 | 順位 |
| 岩手県 | 1.4% | 36 | 4.9% | 30 | 15.7% | 41 | 0.1% | 43 | 1.6% | 8 | 21.0% | 44 |
| 全国 | 2.9% | △ | 5.1% | △ | 19.9% | △ | 0.8% | △ | 1.0% | △ | 30.0% | △ |

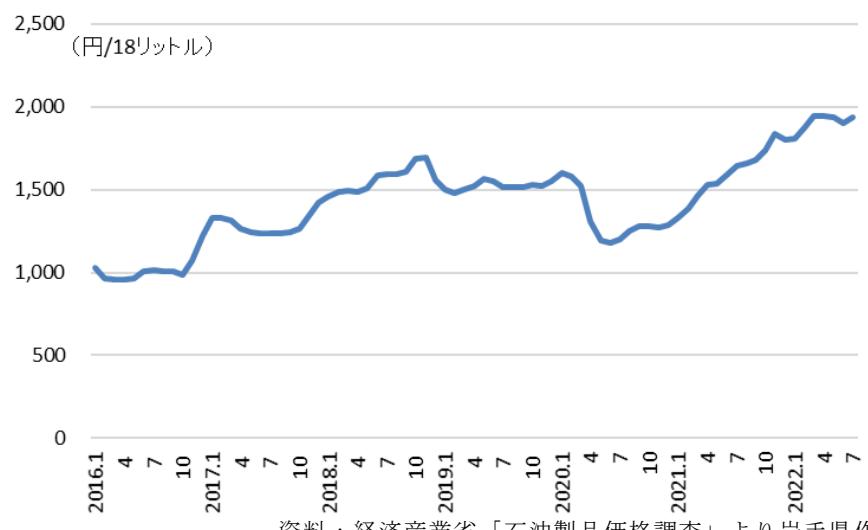
資料：総務省「平成26年全国消費実態調査」より岩手県作成

表2-7 灯油の購入数量と県庁所在地順位

| 順位 | 市名 | 購入数量(ℓ) |
|----|------|---------|
| 1 | 青森市 | 995.82 |
| 2 | 札幌市 | 814.23 |
| 3 | 秋田市 | 627.05 |
| 4 | 盛岡市 | 616.78 |
| 5 | 山形市 | 521.69 |
| | 全国平均 | 160.97 |

資料：総務省「家計調査」より岩手県作成

図2-7 民生用灯油店頭価格(岩手)



資料：経済産業省「石油製品価格調査」より岩手県作成

⁴ 高効率給湯器：省エネルギー性能の優れた給湯器で、高効率冷媒CO₂ヒートポンプ給湯器（エコキュート）や潜熱回収型高効率ガス給湯器（エコジョーズ）などがあり、省エネルギー効果が高く、二酸化炭素排出量も抑えることができる。

⁵ コージェネレーションシステム：発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する仕組み。家庭用には都市ガスやLPガスを燃料に発電と給湯を行う「エネファーム」があり、エネルギーの有効利用による二酸化炭素排出削減が期待できるほか、停電時の電力源として活用することができる。

③ 県民意識

2021（令和3）年の県民生活基本調査⁶によると、地球温暖化防止について行動している人の割合は76.0%となっています。

行動の内容は、「食事は残さず食べるなど生ごみを減らす」が89.8%と最も多く、次いで、「不要なときはテレビや照明などのスイッチを切る」の87.4%となっています。

一方、「外出はできるだけ自動車の利用を控え、自転車や公共交通機関を利用する」が26.8%と低い割合となっています。

図2-8 地球温暖化防止について行動している人の割合

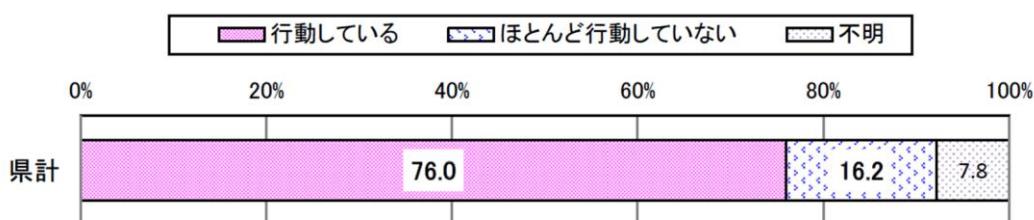
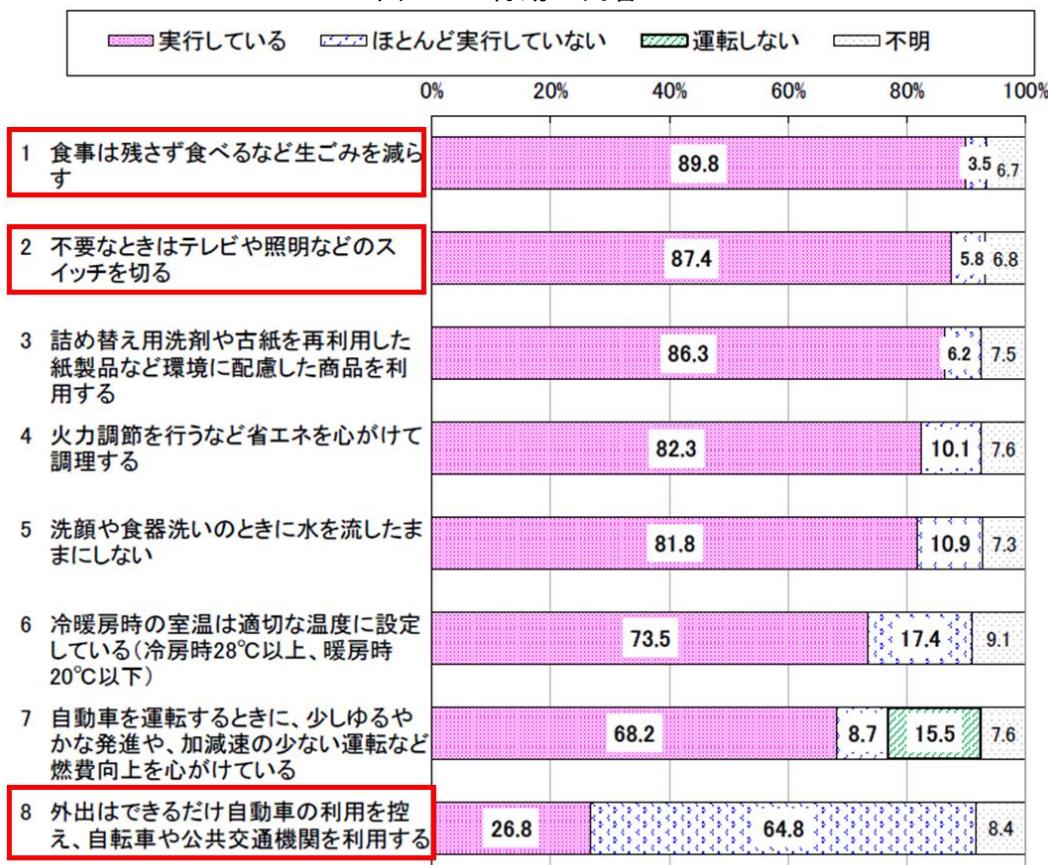


図2-9 行動の内容



資料：「令和3年岩手県民生活基本調査」

⁶ 県民生活基本調査：「いわて県民計画（2019～2028）」の政策に関する項目について、県民の生活や行動に関し、その実態や質的变化を把握するため隔年で実施している調査（調査対象・対象者数：県内に居住する18歳以上の男女個人-5,000人）

2 地域資源

(1) 再生可能エネルギーのポテンシャル

本県では、全国初の地熱発電所が立地するなど、従来から再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図ってきました。

本県の再生可能エネルギー推定利用可能量は、陸上風力と地熱が全国2位、洋上風力が全国6位であり、全国的にも優位な地域資源を有しています。

また、大規模な火力・原子力発電所施設が東北6県で立地していない唯一の県です。

表2-8 岩手県の再生可能エネルギーの推定利用可能量（発電のみ抜粋）

| 種別 | 推定利用可能量 | 全国順位 (1位の県) | 算定根拠（シナリオの概要） |
|------|----------|----------------|-------------------------------|
| 太陽光 | 7億 kWh | 29位(東京都) | 戸建住宅に3kW、工場は建築面積に設置係数を乗ずるなど |
| 陸上風力 | 209億 kWh | 2位(北海道) | 地上高80mの風速7.5m/s以上など |
| 洋上風力 | 15億 kWh | 6位(北海道) | 地上高80mの風速8.5m/s以上など |
| 中小水力 | 4億 kWh | 17位(富山県) | 建設単価100万円/kW未満など |
| 地熱 | 11億 kWh | 2位(北海道) | 法規制にかかるない地域で「地域資源密度分布図」より算出など |
| 計 | 246億 kWh | 2位(北海道) | |

※ 洋上風力は、着床式、浮体式の合計値

出典：総務省「平成23年3月緑の分権改革推進会議 第四分科会」資料より岩手県作成



(2) 農水産業

本県の農業産出額は2,741億円(2020(令和2)年)で、東北2位、全国10位となっています。広大な農地や変化に富んだ気象条件など農業資源に恵まれ、各地域で立地特性を生かした多彩な農業が展開されており、我が国の食料供給基地としての役割を担っています。

また、漁業産出額は306億円(2020(令和2)年)で、東北3位、全国14位となっています。リアス海岸の静穏海域や水産物の生育に適した岩礁に恵まれ、アワビが全国1位(全国シェア17.8%)、ワカメ類(養殖)が全国2位(同シェア30.5%)、コンブ類(養殖)が全国2位(同シェア17.1%)となっています。

表2-9 岩手県の農業及び漁業の産出額(令和2年)

| 種別 | 産出額 | 東北順位 | 全国順位 | 備考 |
|----|---------|------|------|--|
| 農業 | 2,741億円 | 2位 | 10位 | |
| 漁業 | 306億円 | 3位 | 14位 | アワビ全国第1位(シェア17.8%) ワカメ類(養殖)全国2位(シェア30.5%) コンブ類(養殖)全国2位(シェア17.1%) |

資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「海面漁業・養殖業生産統計」より岩手県作成

(3) 森林資源

本県の森林面積は約117万ヘクタールであり、総面積153万ヘクタールの77%を占めています。これは、全国で北海道に次ぐ面積であり、本州一森林に恵まれています。

また、林業産出額は、178億円(令和2(2020)年)であり、全国におけるシェアは4%で、全国5位となっています。

県では、豊富な森林資源を活用し、全国に先駆けて木質バイオマス⁷エネルギーの利用に取り組んできており、木質バイオマス発電所が各地に整備されているほか、民間事業者による熱利用の取組も進められています。

表2-10 岩手県の林業産出額(令和2年)

| 種別 | 産出額 | 全国順位 | 備考 |
|----|-------|------|---------|
| 林業 | 178億円 | 5位 | 全国シェア4% |

資料：農林水産省「生産林業所得統計」より岩手県作成

⁷ 木質バイオマス：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことで、木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。燃焼させても実質的に大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラル（バイオマスを燃焼させエネルギー利用を行った場合は二酸化炭素が発生するものの、植物が生長することにより二酸化炭素を吸収することによって、全体でみると二酸化炭素の量は相殺されるという考え方）という特性を有している。

第3章 地球温暖化の現状と課題

1 地球温暖化の現状

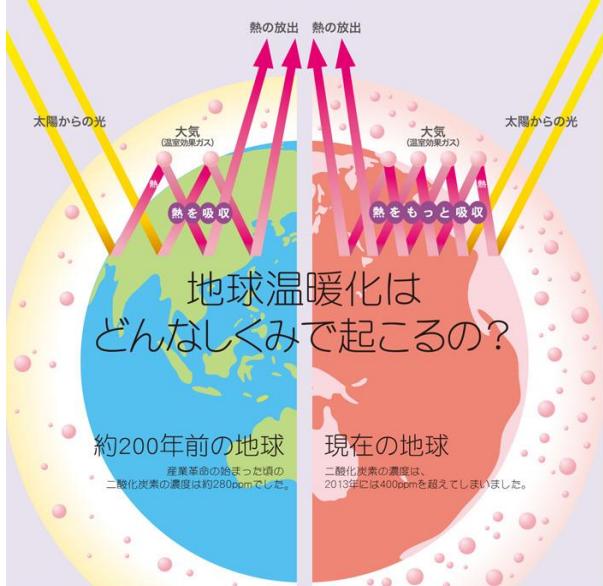
(1) 地球温暖化

地球温暖化とは、地表面付近の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、人間活動に起因する石油や石炭などの化石燃料の消費で発生する温室効果ガスの排出量の増加が最大の原因とされています。

2021（令和3）年の世界の平均気温（陸域における地表付近の気温と海面水温の平均）の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+0.22°Cで、1891（明治24）年の統計開始以降、6番目に高い値となりました。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり0.73°Cの割合で上昇しています。

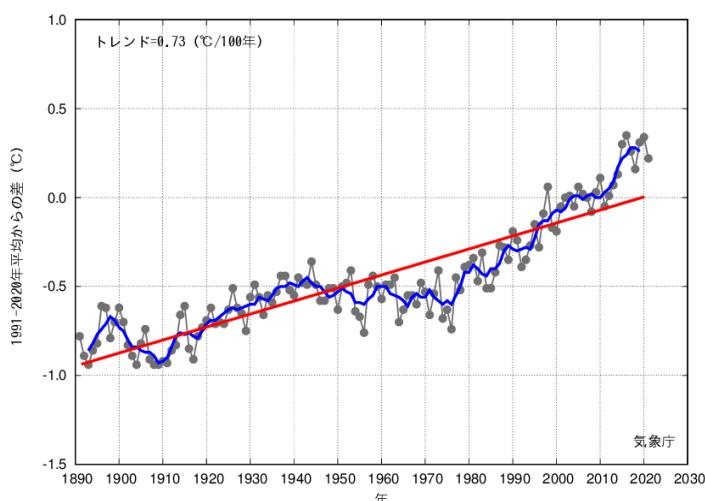
また、2021（令和3）年の我が国の平均気温（陸域のみ）の基準値（1991（平成3）～2020（令和2）年の30年平均値）からの偏差は+0.61°Cで、1898（明治31）年の統計開始以降、3番目に高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり1.28°Cの割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

図3-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

図3-2 世界の年平均気温偏差

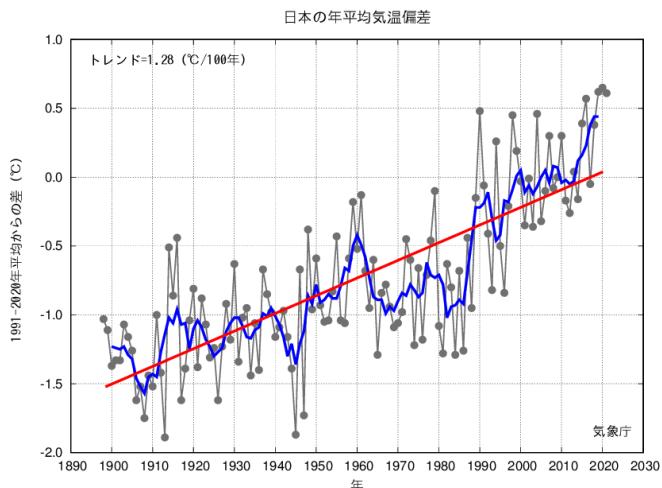


図の細線（灰色）は各年の平均気温の基準値からの偏差、青線は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を表す。基準値は1991（平成3）～2020（令和2）年の30年平均値を指す。

平均気温は、陸域における地表付近の気温と海面水温の平均。

資料：気象庁ホームページ

図3-3 日本の年平均気温偏差



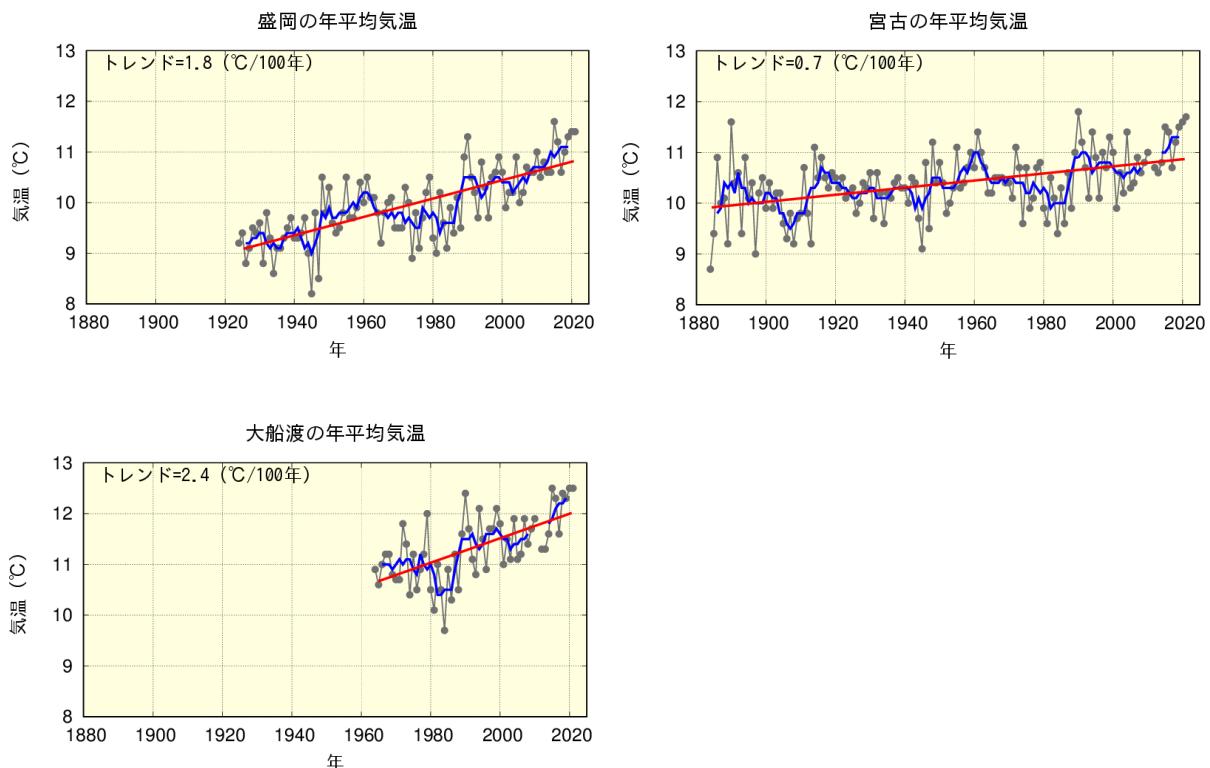
図の細線（灰色）は各年の平均気温の基準値からの偏差、青線は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を表す。基準値は1991（平成3）～2020（令和2）年の30年平均値を指す。

平均気温は、陸域のみの平均。

資料：気象庁ホームページ

本県の場合、盛岡では100年当たり1.8°C（1924～2021年）の割合、宮古では100年当たり0.7°C（1884～2021年）の割合、大船渡では100年当たり2.4°C（1964～2021年）の割合で年平均気温が上昇しています。

図3-4 盛岡、宮古、大船渡の年平均気温の推移



図の細線（灰色）は各年の年平均気温 (°C)、青線は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を表す。宮古は1939年1月に観測場所を移転したため、移転の影響を取り除く補正を行っている。また、宮古と大船渡の2011（平成23）年の値は資料不足値のため用いない。気温の上昇率に違いがある理由として、都市化の影響や統計期間の違いが考えられるもの。

資料：盛岡地方気象台

地球温暖化が原因の一つと言われる異常気象が、近年、世界各地で発生しており、我が国でも大型台風の襲来、甚大な豪雨被害に見舞われ、多くの尊い人命が失われているほか、その復旧のため、国や地方自治体に大きな財政負担が生じています。

本県においても台風や豪雨により甚大な被害が生じているとともに、地球温暖化による農作物の品質低下や、漁獲量の減少などのほか、野生鳥獣の生息域の変化、熱中症の増加など、県民生活への広範な影響が出始めています。

地球温暖化に歯止めがかからず、世界の気候が非常事態に直面しているとの認識のもと、県では2021（令和3）年の「いわて気候非常事態宣言」により、オール岩手で気候変動対策に取り組むことを宣言しました。

表3-1 主な異常気象と被害状況

| | 異常気象 | 発生時期、被害状況 |
|----|-------------------|--|
| 世界 | 北米森林火災 | 2021年7月～2021年10月、北カルフォルニア、39万ヘクタール焼失 |
| | アジア高温 | 2021年7月20日、トルコ南東部シズレで、トルコの国内最高を更新する49.1℃を記録 |
| | オーストラリア付近熱帯低気圧 | 2021年4月、サイクロンが発生。インドネシア、東ティモール、オーストラリアで死者数272名 |
| | 欧州大雨・洪水 | 2021年7月、多数の河川で極端な洪水が発生、死者数ドイツ179人、ベルギー36人 |
| | 欧州熱波 | 2022年7月 欧州西部を中心に記録的な高温。イギリス南東部のケンブリッジでイギリスの国内最高を更新する38.7℃を記録。スペイン、ポルトガル、フランスで大規模な山火事が発生。 |
| 日本 | 平成30年7月豪雨 | 2018年7月、西日本を中心に死者237人、約7,000件の家屋全壊、被害額1兆1,580億円 |
| | 令和2年7月豪雨 | 2020年7月、熊本県を中心に死者数84名、約1,600件の家屋全壊(2020年12月現在) |
| | 令和元年東日本台風（台風第19号） | 2019年10月、死者99人、約3,200件の家屋全壊 |
| | 令和3年8月の大雨 | 2021年8月、西日本から東日本の広い範囲で大雨、死者12名、26水系67河川で氾濫・浸食 |
| | 猛暑 | 2018年記録的高温(平年比東日本+1.7℃)、全国で熱中症による救急搬送人員累計9.5万人 |

世界は2021（令和3）年から、日本は2018（平成30）年からの主な事例を記載。

資料：環境省「令和4年度版環境白書」等を基に岩手県作成

表3-2 岩手県の主な災害内容と被害状況

| 災害内容 | 発生時期、被害状況 |
|---------------------|--|
| 低気圧による大雨・洪水 | 2013年8月、死者2人、床下床上浸水被害1,446世帯、被害額200億円 |
| 平成28年台風第10号に伴う大雨・洪水 | 2016年8月、死者28人、床下床上浸水被害1,594世帯、被害額1,429億円 |
| 令和元年台風19号に伴う大雨・洪水 | 2019年10月、死者3人、床下床上浸水被害1,176世帯、被害額303億円 |

資料：岩手県

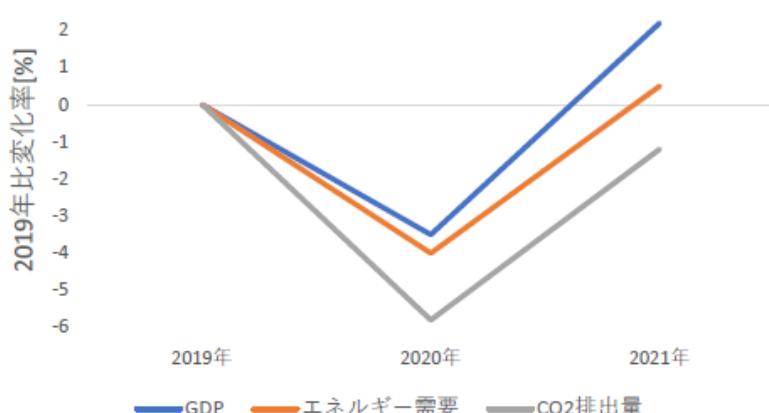


写真：平成28年台風第10号による道路被害の状況(岩泉町)

(2) エネルギー需給

2021（令和3）年、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴ってエネルギー需要が急拡大する一方で、世界的な天候不順や災害、化石資源への構造的な投資不足、地政学的緊張等の複合的な要因によってエネルギー供給が世界的に拡大せず、エネルギーの需給がひっ迫し、2021（令和3）年後半以降、歴史的なエネルギー価格の高騰が生じ、本県においても、灯油価格の上昇等の影響が生じています。

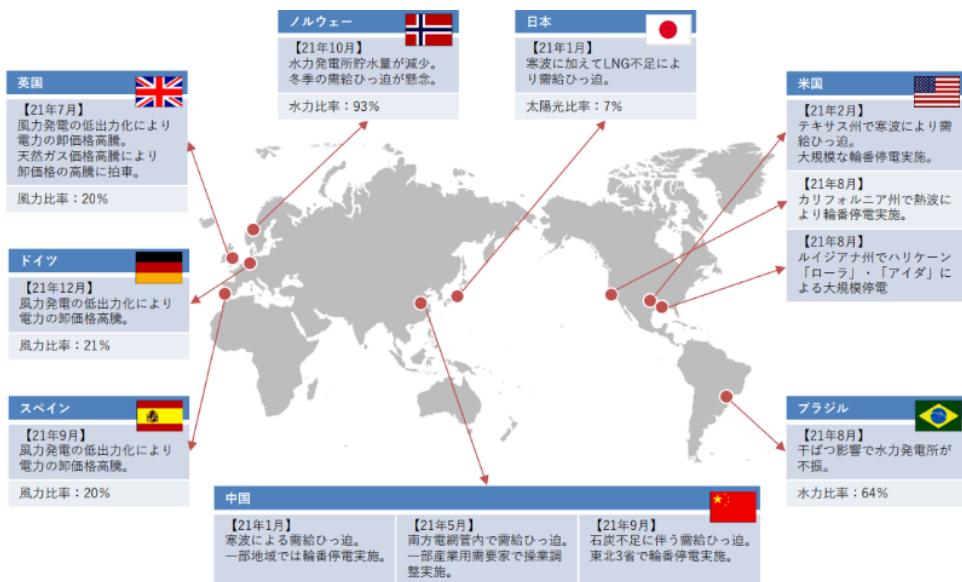
図3-5 世界の実質GDP、エネルギー需要、CO₂排出量の推移（2019年比）



資料：IEA「Global Energy Review 2021」より経済産業省作成

資料：経済産業省「エネルギー白書 2022」

図3-6 世界各地の電力需給ひっ迫の状況



資料：IEA、エネルギー社会経済研究所より経済産業省作成

資料：経済産業省「エネルギー白書 2022」

2 地球温暖化対策をめぐる動向

(1) 國際的な動向

○ IPCC 第5次評価報告書・統合報告書（2014（平成26）年11月）

気候変動に関する政府間パネル¹（以下「IPCC」という。）の第5次評価報告書では、産業革命以降、大気中の二酸化炭素濃度は急上昇し、その主な要因は経済活動を通じた人為起源の二酸化炭素排出量の急増であり、これに伴い世界の平均気温も上昇傾向にあることが指摘されています。

また、今後の気温上昇は、二酸化炭素の累積排出量によって決められ、排出抑制の追加努力がない場合、今世紀末（2081～2100年）には、1850～1900年平均と比較し2℃を上回る可能性が高いと予測されています。

○ SDGs・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015（平成27）年9月採択）

2015（平成27）年9月に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）²」が盛り込まれました。

○ パリ協定（2015（平成27）年12月採択、2016（平成28）年11月発効）

フランス・パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、長期目標として「2℃目標」を設定し、工業化³以降の気温上昇を2℃未満、できれば1.5℃未満に抑えることや、今世紀後半に温室効果ガス排出量と吸収量との均衡を達成し、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことが掲げされました。

2018（平成30）年12月に開催された第24回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP24）では、パリ協定の本格運用に向けた実施方針が採択されるなど、先進国から発展途上国まで全ての参加国が同じ基準のもと、温室効果ガスの排出削減に取り組むことで合意しました。

○ IPCC 1.5℃特別報告書（2018（平成30）年10月）

2018（平成30）年10月のIPCC第48回総会において公表された「1.5℃特別報告書」

¹ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、1988（昭和63）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価等を行う国連の組織。

² 持続可能な開発目標（SDGs）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」を基本方針とする、2030（令和12）年までの世界目標。17分野のゴール、169のターゲットから構成されている。

³ 工業化：IPCC第5次評価報告書では、ほぼ世界的な観測が行われるようになった1850～1900年の観測値を工業化以前のそれを代表するものとして用いているもの。

では、世界の平均気温が2017（平成29）年時点での工業化以前と比較して1°C上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030（令和12）年から2052（令和34）年までの間に気温上昇が1.5°Cに達する可能性が高いことが示されました。

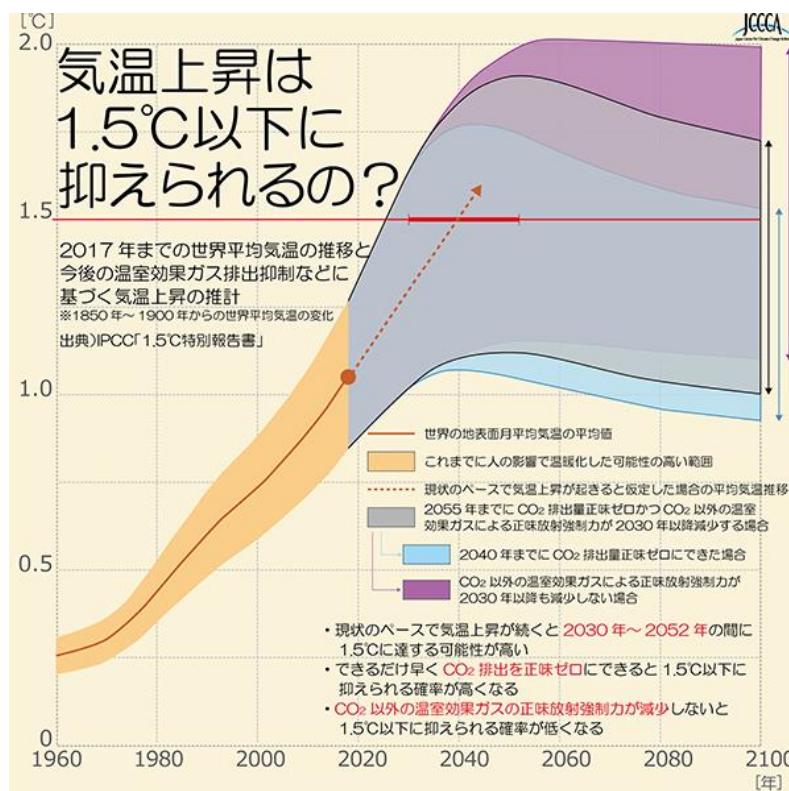
気温上昇が1.5°Cに達すれば、健康、生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障及び経済成長に対する気候リスクが増加し、2°Cに達した場合は、そのリスクが更に増加することが指摘されています。

また、将来の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるためには、世界の二酸化炭素排出量を2050（令和32）年前後に正味ゼロにする必要があり、エネルギー・土地、都市、インフラ、産業システムにおいて、急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要であることが示されました。

○ IPCC 第6次評価報告書（2021（令和3）年4月～2023（令和5）年）

報告書の第1から第3の作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」「全ての部門で、急速かつ大幅に、そしてほとんどの場合、即時的に、温室効果ガス排出量を削減する必要がある。」等とされ、気候変動緩和策と適応策の更なる加速が改めて呼びかけられました。

図3-7 IPCC 1.5°C特別報告書に関する概要図



資料:全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

(2) 国内の動向

○ 地球温暖化対策計画（2016（平成28）年5月閣議決定）

第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）に先立ち、2015（平成27）年7月に開催した地球温暖化対策推進本部で日本の約束草案を決定し、公表しました。2016（平成28）年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、温室効果ガスを2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減する目標が示されました。

○ 第5次エネルギー基本計画（2017（平成29）年7月閣議決定）

2030（令和12）年に向けた方針として、エネルギー믹스の確実な実現を目指し、再生可能エネルギーの主力電力化に向けた取組を推進していくほか、2050（令和32）年に向けては、パリ協定の発効を踏まえ、エネルギー転換を図り、「脱炭素化」へ挑戦を進めていくことが示されました。

○ 気候変動適応法（2018（平成30）年12月施行）

2015（平成27）年11月に、「気候変動の影響への適応計画」を策定し、農業・林業・水産業、自然災害などの各分野において、気候変動適応に資する施策を推進してきましたが、気候変動適応の法的位置づけを明確化するため、2018（平成30）年6月に気候変動適応法を制定し、同年12月に施行しました。

○ パリ協定に基づく長期成長戦略策定（2019（令和元）年6月）

最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、主要7か国で初めて今世紀後半の排出量実質ゼロを明記し、2050（令和32）年の削減目標を80%とすることが示されました。

○ 「温室効果ガス排出2050年実質ゼロ」宣言（2020（令和2）年10月）

首相が「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略策定（2020（令和2）年12月）

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた実行計画「グリーン成長戦略」が策定され、戦略では、2035（令和17）年までに、乗用車新車販売で電動車⁴100%を実現することや、2050（令和32）年には発電量の約50～60%を再生可能エネルギーとする参考値が示されました。

⁴ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

○ 温暖化対策推進法の改正（2021（令和3）年6月公布）

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として位置付けたほか、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等が規定されました。

○ 地球温暖化対策計画の改訂（2021（令和3）年10月）

温暖化対策推進法に基づく国の総合計画である「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスを2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが示されました。

○ 第6次エネルギー基本計画の策定（2021（令和3）年10月）

2030（令和12）年度の46%削減の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことを重要テーマとし、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組むことにより、野心的な見通しとして2030（令和12）年度における電源構成では、再生可能エネルギーの割合を36～38%に大幅に拡大することなどが示されました。

○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の策定（2022（令和4）年7月）

2030（令和12）年度46%削減、2050（令和32）年カーボンニュートラルに向け、経済社会全体の大変革に取り組むとして、今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーントランسفォーメーション（GX）⁵投資を実現する等の方針が示されました。

⁵ グリーントランسفォーメーション（GX）：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

3 本県の地球温暖化対策のこれまでの取組

(1) 取組の経緯

本県では、2005（平成17）年6月に「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、二酸化炭素排出量を2010（平成22）年までに1990（平成2）年比で8%削減することを目指に、全県的な県民運動組織となる「温暖化防止いわて県民会議」の設置や地球温暖化防止活動推進センターの指定など、省エネルギーの取組を促す体制の整備を行うとともに、暮らしや事業活動の中での排出削減の取組を進めました。この結果、2010（平成22）年の排出量は、基準年（1990（平成2）年）比10.2%の減少となり、目標を達成しました。

2012（平成24）年3月には、「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」と新エネルギー・省エネルギーを一本化した「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を2020（令和2）年までに1990（平成2）年比で25%削減、2005（平成17）年比で29%削減することを目標としました。

2021（令和3）年2月には、「いわて気候非常事態宣言」を発出し、2021（令和3）年3月には、地域気候変動適応計画の内容を盛り込み、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で41%削減することを目標とした「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県民や事業者、国、市町村等の連携協力のもと、地球温暖化対策に取り組んできました。

表3-3 岩手県における地球温暖化対策の取組の経緯

| | |
|---------------|--|
| 1998（平成10）年3月 | 新エネルギー・省エネルギー政策の策定 |
| 2003（平成15）年3月 | 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例制定 |
| 〃 3月 | 省エネルギー・省資源政策の策定 |
| 2005（平成17）年6月 | 岩手県地球温暖化対策地域推進計画策定 |
| 2012（平成24）年3月 | 岩手県地球温暖化対策実行計画策定 |
| 2016（平成28）年3月 | 岩手県地球温暖化対策実行計画改訂 (2020（令和2）年度削減目標1990年度比25%に見直し) |
| 2017（平成29）年3月 | 気候変動取組方針策定（以降、毎年度策定） |
| 2019（平成31）年3月 | 水素利活用の調査研究報告書公表 |
| 〃 3月 | いわて県民計画（2019～2028）策定 |
| 〃 3月 | 岩手県水素利活用構想策定 |
| 2019（令和元）年11月 | 次期環境基本計画に2050（令和32）年の温室効果ガス排出量の実質ゼロ（脱炭素社会の構築）を掲げる旨表明 |
| 2021（令和3）年2月 | いわて気候非常事態宣言 |
| 〃 3月 | 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画策定 (2030年度削減目標2013年度比41%) |

(2) 前実行計画の取組の状況と課題

温室効果ガス排出量を2020（令和2）年度に、1990（平成2）年比で25%削減するという目標に対し、2019（令和元）年度の実績は15.9%削減であり、目標に対し約6割の達成にとどまっています。

特に、産業部門と業務部門の排出削減が進んでいないことから、より実効性のある取組に転換する必要があります。

表3-4 前実行計画における主要な指標の進捗状況

| 指標 | 単位 | 2019（令和元）年 | | 2020（令和2）年 |
|---------------------|-----|------------|-----|------------|
| | | 実績値 | 達成度 | 目標値 |
| 温室効果ガス排出削減割合 | % | ▲15.9※ | c | ▲25 |
| 年間二酸化炭素排出量 | 千トン | 12,494 | b | 11,143 |
| 省エネ活動を実施している県民の割合 | % | 86.4 | b | 87.5 |
| エネルギー消費量に占める再エネ導入割合 | % | 34.4 | a | 23.9 |

※再生可能エネルギー導入▲2.6%、森林吸収▲9.8%を含む。

資料:岩手県

表3-5 前実行計画における部門別排出量及び削減割合

(千t-CO₂)

| | 【基準年】 1990 (平成2)年 | 【現状】 2019（令和元）年 | | 【目標】 2020（令和2）年 | | |
|----------|-------------------------|--------------------|-------|--------------------|--------|------|
| | | 前年度比 | 基準年比 | 基準年比 | | |
| 家庭 | 1,920 | 1,822 | ▲0.8% | ▲5.1% | 1,572 | ▲18% |
| 産業 | 5,091 | 5,225 | ▲3.9% | 2.6% | 4,802 | ▲6% |
| 業務 | 1,154 | 1,196 | ▲8.7% | 3.6% | 1,046 | ▲9% |
| 運輸 | 2,479 | 2,254 | ▲4.0% | ▲9.1% | 2,124 | ▲14% |
| 排出削減対策全体 | 14,108※ | 13,661 | ▲3.6% | ▲3.2% | 12,292 | ▲13% |

※排出量は前実行計画の算定方法によるものであり、第2次実行計画の算定方法とは異なる。

※排出量全体には、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタンや一酸化二窒素など）も含まれる。

※排出量の推計に用いる国の統計データが過去に遡って修正されたため、基準年及び目標年度の排出量についても遡って再計算しており、計画策定期とは数値が異なる。

※再生可能エネルギー導入▲2.6%、森林吸収▲9.8%を含まない。

資料:岩手県

① 家庭部門

エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を目指すウェブサイト「いわてわんこ節電所」を活用した取組や各種普及啓発を実施したことにより、排出量は基準年比5.1%減となりました。また、「省エネ活動を実施している県民の割合」が82.3%（2010（平成22）年）から86.4%（2019（令和元）年）に上昇しました。

また、一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの戸数は、29万5,300戸（2013（平成25）年）から30万2,400戸（2018（平成30）年）に増加しましたが、総戸数に占める割合は63%（2018（平成30）年）となり、目標値である75%を下回っています。

これは、断熱性能向上、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入に係る初期費用の負担や、建築士・工務店における省エネルギー基準に習熟した人材の不足などが要因となっているものと考えられます。

また、本県は年間の平均気温が低く、特に冬場の寒さが厳しいことなどが影響し、光熱費等の消費支出が高い傾向にあるにもかかわらず、高効率なエネルギー機器である高効率給湯器、LED 照明器具の所有数量が全国よりも低い水準にあることから、よりエネルギー消費の抑制効果の高い設備等の普及を促進していく必要があります。

② 産業・業務部門

地球温暖化対策に積極的な事業所を支援する「いわて地球環境にやさしい事業所⁶」認定制度や中小企業者等を対象とした LED 照明及び高効率の空調設備の導入費用の一部を補助する「事業者向け省エネルギー設備導入促進事業」などを実施していますが、排出量は、産業部門が基準年比 2.6% 増、業務部門が同 3.6% 増となりました。

増加の主な要因は、東日本大震災津波からの復興需要があつたことなどが考えられます。

のことから、省エネルギー設備の導入等によるエネルギー使用の合理化を一層促進する必要があります。

また、事業者を対象とした「地球温暖化対策計画書作成制度⁷」について、計画書と実施状況届出書の目標やその達成状況を踏まえた助言等を行うなど、取組を強化する必要があります。

③ 運輸部門

次世代自動車の普及啓発や公共交通の利用推進に係るキャンペーン等に取り組み、排出量は基準年比 9.1% 減となりました。

減少の主な要因は、排出量の大半を占める自動車について、燃費の向上及び保有自動車のうち次世代自動車の占める割合が増加したことなどにより、自動車由来の排出量が減少したことによるものと考えられます。

しかし、本県の次世代自動車の保有率は全国と比較して低い水準であることから、次世代自動車の導入促進に向けた取組をより一層強化する必要があります。

④ 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光を中心に、風力や水力発電の導入が進んだほか、住宅用太陽光発電設備の導入件数が 1 万 9,980 件(2014 (平成 26) 年) から 2 万 9,145 件(2019 (令和元) 年) に増加し、再生可能エネルギーによる電力自給率は 18.1% (2010 (平成 22) 年) から 34.4%

⁶ いわて地球環境にやさしい事業所：県内に事業所があり、二酸化炭素排出削減や ISO 導入など、環境負荷軽減に取り組んでいる事業者又は事業所を、県が一定の基準に基づいて認定する制度。

⁷ 地球温暖化対策計画書作成制度：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例」に基づき、二酸化炭素排出量が多い事業者に地球温暖化対策計画書の作成と地球温暖化対策実施状況届出書の作成を義務付けている制度。

(2019（令和元）年)に上昇しました。

これまでの取組が着実に成果を上げており、今後も再生可能エネルギーの導入が進むことから、電力自給率は向上していく可能性があります。

一方、送配電網への接続の制約、発電した電力が地域でのエネルギー消費に結びつかないなどの課題もあることから、それらの課題解消に向けた一層の取組を実施する必要があります。

⑤ 森林吸収源対策

健全な森林の整備に向けて、市町村や林業関係者等と連携し、補助制度を活用した再造林や間伐などの森林整備への支援や、県民税を活用した強度間伐による針広混交林⁸への誘導などに取り組みましたが、2019（令和元）年度には、間伐面積の年間目標1万2,000ヘクタールに対して4,124ヘクタールの間伐にとどまりました。

目標を下回った主な要因は、県内的人工林資源の充実により森林が利用期を迎えており、木材生産がこれまでの間伐から主伐へと移行してきているためと考えられます。

このため、森林施業の集約化、高性能林業機械や路網⁹の組合せによる作業の効率化・低コスト化を図り、引き続き間伐の促進に取り組んでいくほか、伐採跡地への再造林を進めていく必要があります。

また、林業就業者の減少・高齢化が全国的な課題となっていることから、持続可能な森林の整備に向け、担い手の確保・育成に取り組む必要があります。

⑥ 二酸化炭素以外の温室効果ガス

県内で発生する二酸化炭素以外の温室効果ガスは、メタン及び一酸化二窒素が大部分を占めており、これらは主に農業活動や廃棄物の焼却、燃料の使用等により発生します。

このため、メタン及び一酸化二窒素の発生を抑制する環境保全型農業の推進や廃棄物焼却量の抑制に向けた取組を継続して実施する必要があります。

⁸ 針広混交林：樹齢や樹高の異なる針葉樹と広葉樹により構成された森林。水源涵養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能に優れている。

⁹ 路網：林道や森林作業道など林業活動に必要な道路網。

第4章 溫室効果ガス排出量等の現況と将来予測

1 溫室効果ガス排出量の現況推計と将来予測

本計画改訂時点において把握できる直近の溫室効果ガス排出量は、2019（令和元）年度の実績です。

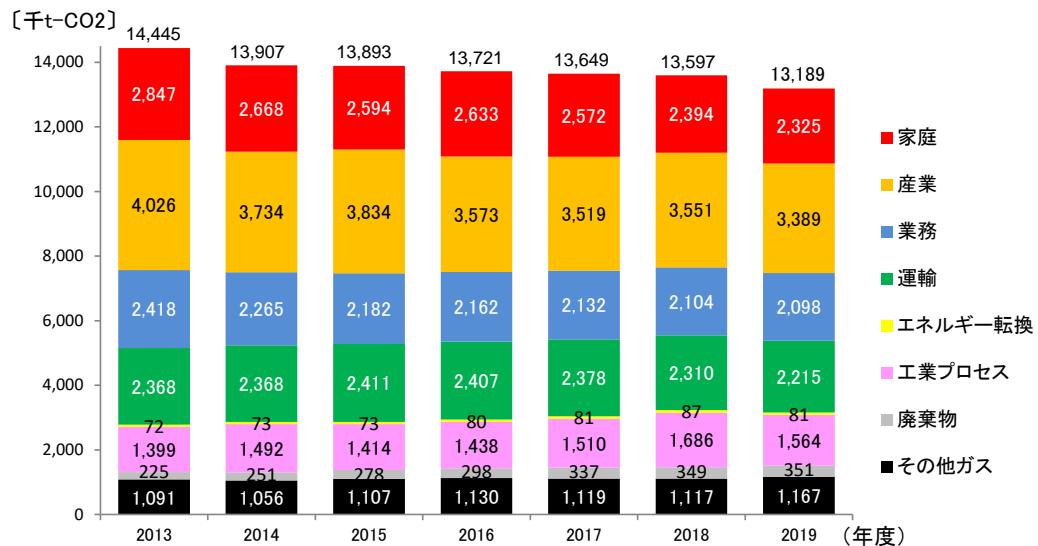
これは、排出量算定の根拠となる一部の統計値が、当該年度の3年度後に公表されることによるものです。

推計に当たっては、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を参考として、前実行計画の算定方法を見直し、新たな手法により推計しました。

（1）溫室効果ガスの排出量の状況

本県における2019（令和元）年度の溫室効果ガス排出量は、1,318万9千トンとなっています。溫室効果ガス種別の構成比は、エネルギー起源二酸化炭素¹が76.6%と全体の約8割を占め、次いで工業プロセス²等から排出される非エネルギー起源二酸化炭素³が14.5%、家畜等から排出されるメタンや一酸化二窒素がそれぞれ5.2%、3.2%などとなっています。

図4-1 溫室効果ガス排出量の推移



資料：岩手県

¹ エネルギー起源二酸化炭素：石炭、石炭、石油などの化石燃料を燃焼してつくられたエネルギーを産業や家庭で利用・消費することによって生じる二酸化炭素。

² 工業プロセス：溫室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメント製造などの窯業に使用される回転式の窯（焼成ケルン）などで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。

³ 非エネルギー起源二酸化炭素：燃料としての利用ではなく、原材料として使用する工業プロセスや廃棄物の焼却から生じる二酸化炭素。

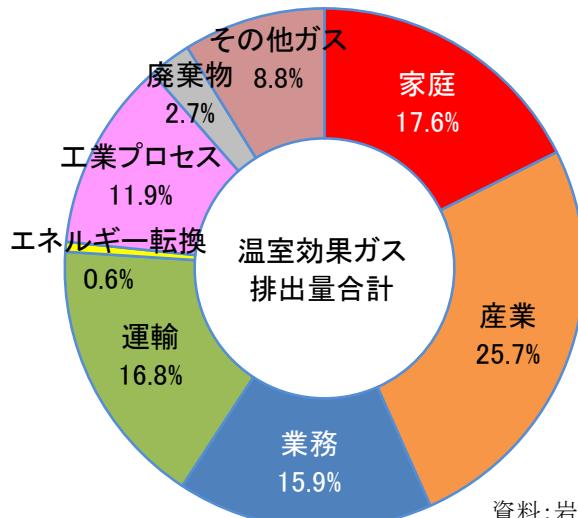
表4-1 温室効果ガスの排出量の状況（ガス種別構成比）

| 温室効果ガス排出量 | | 国の排出量 | | | 県の排出量 | | | |
|------------------------|--------------------------|---|---------------------------------|------|---|---------------------------------|--------|-------------|
| | | 2013年 (排出量) [千t-CO ₂] | 2019年度 (排出量) (構成比) [%] | | 2013年 (排出量) [千t-CO ₂] | 2019年度 (排出量) (構成比) [%] | | |
| | | (2013年 比増減 率) [%] | | | (2013年比 増減率) [%] | | | |
| エネルギー起源CO ₂ | 家庭 | 208,000 | 159,000 | 13.1 | ▲ 23.6 | 2,847 | 2,325 | 17.6 ▲ 18.4 |
| | 産業 | 463,000 | 384,000 | 31.7 | ▲ 17.1 | 4,026 | 3,389 | 25.7 ▲ 15.8 |
| | 業務 | 238,000 | 193,000 | 15.9 | ▲ 18.9 | 2,418 | 2,098 | 15.9 ▲ 13.2 |
| | 運輸 | 224,000 | 206,000 | 17.0 | ▲ 8.0 | 2,368 | 2,215 | 16.8 ▲ 6.5 |
| | エネルギー転換 | 103,000 | 86,200 | 7.1 | ▲ 16.3 | 72 | 81 | 0.6 11.9 |
| | エネルギー起源CO ₂ | 1,235,000 | 1,029,000 | 84.9 | ▲ 16.7 | 11,731 | 10,107 | 76.6 ▲ 13.8 |
| | 工業プロセス | 48,800 | 45,200 | 3.7 | ▲ 7.4 | 1,399 | 1,564 | 11.9 11.8 |
| | 廃棄物焼却等 | 29,900 | 30,900 | 2.5 | 3.3 | 225 | 351 | 2.7 55.9 |
| | その他 | 3,600 | 3,100 | 0.3 | ▲ 13.9 | - | - | - |
| | 非エネルギー起源CO ₂ | 75,900 | 79,200 | 6.5 | ▲ 3.8 | 1,624 | 1,915 | 14.5 18.0 |
| 二酸化炭素計 | | 1,317,300 | 1,108,000 | 91.4 | ▲ 15.9 | 13,355 | 12,023 | 91.2 ▲ 10.0 |
| 温室効果ガス | メタン(CH ₄) | 30,000 | 28,400 | 2.3 | ▲ 5.3 | 632 | 682 | 5.2 7.9 |
| | 一酸化二窒素(N ₂ O) | 21,400 | 19,800 | 1.6 | ▲ 7.5 | 432 | 423 | 3.2 ▲ 2.0 |
| | ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) | 32,100 | 49,700 | 4.1 | 54.8 | 14 | 13 | 0.1 ▲ 4.1 |
| | パーフルオロカーボン類(PFCs) | 3,300 | 3,400 | 0.3 | 3.0 | - | - | - |
| | 六フッ化硫黄(SF ₆) | 2,100 | 2,000 | 0.2 | ▲ 4.8 | 2 | 3 | <0.0 43.0 |
| | 三フッ化窒素(NF ₃) | 1,600 | 260 | <0.0 | ▲ 83.8 | 12 | 46 | 0.3 290.3 |
| | その他ガス計 | 90,500 | 103,560 | 8.5 | 14.4 | 1,091 | 1,167 | 8.8 7.0 |
| 温室効果ガス合計 | | 1,407,800 | 1,212,000 | 100 | ▲ 13.9 | 14,445 | 13,189 | 100 ▲ 8.7 |

※非エネルギー起源CO₂「その他」及び「パーフルオロカーボン類」は、データを把握していないため「-」と表記しています。

資料：岩手県

図4-2 温室効果ガス排出量の部門別割合（2019年度 岩手県）



資料：岩手県

(2) 二酸化炭素排出量の状況

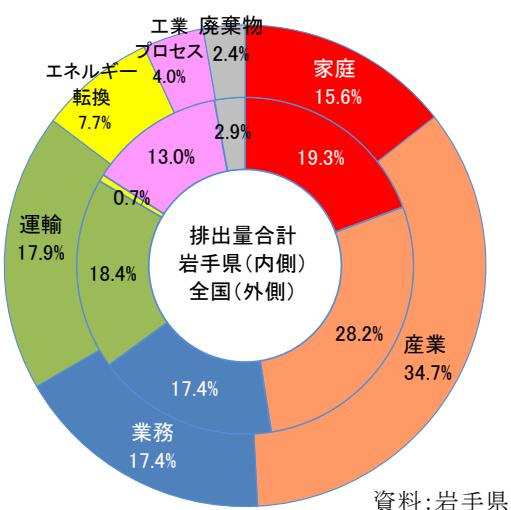
本県における2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量は、1,202万3千トンであり、2013（平成25）年度と比較して10.0%の減少となっています。

排出量に占める部門別の割合は、主な排出源5部門のうち、産業部門が28.2%と全体の約3割を占め、次いで、家庭部門が19.3%、運輸部門が18.4%、業務部門が17.4%、工業プロセス部門が13.0%となっています。

本県の部門別割合の特徴として、全国の部門別割合と比較して、特に、家庭部門（19.3%、全国15.6%）、工業プロセス部門（13.0%、全国4.0%）の占める割合が大きくなっています。

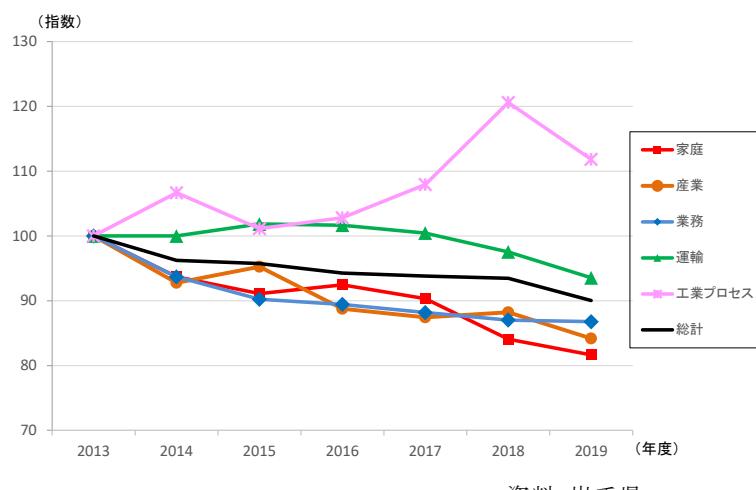
部門別割合の推移については、2013（平成25）年度以降、大きな変動は見られませんが、2013（平成25）年と比較すると、家庭部門、産業部門、業務部門、運輸部門ともに減少するなか、工業プロセス部門は増加しています。

図4-3 二酸化炭素排出量の部門別割合（2019年度 岩手県・全国）



資料:岩手県

図4-3 二酸化炭素排出量の推移（部門別）



資料:岩手県

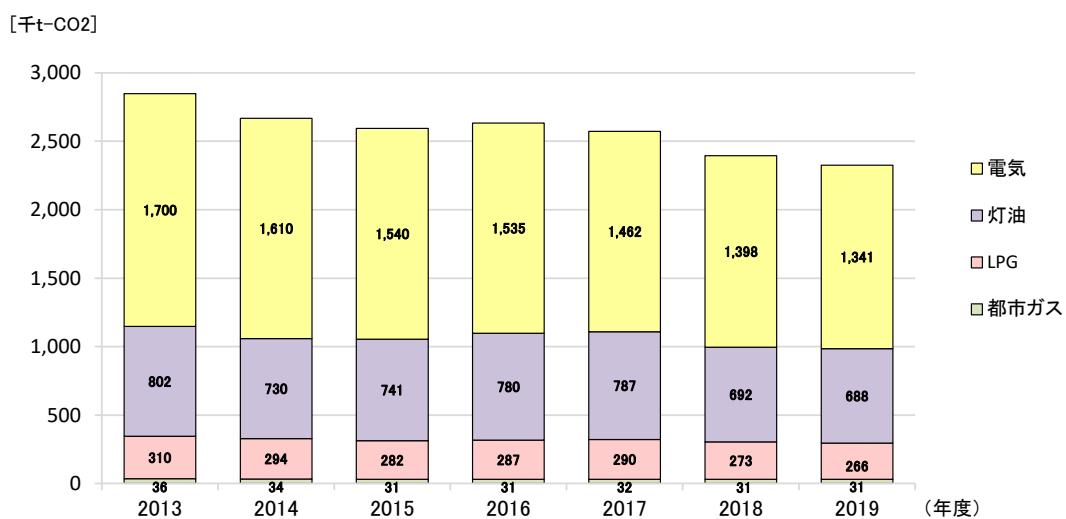
① 家庭部門

2019（令和元）年度の家庭部門における二酸化炭素排出量は、232万5千トンと、2013（平成25）年度に比較して18.4%の減少となっています。

主な排出源は、家電等の使用による電力消費と冬場の暖房等による灯油消費であり、電力と灯油で家庭部門全体の約87%を占めています。

家庭部門の排出削減には、電力や暖房燃料の消費量を抑えるため、省エネルギー設備の導入や建物の断熱化等の取組が効果的と考えられます。

図4-4 家庭部門のエネルギー種別二酸化炭素排出量の推移

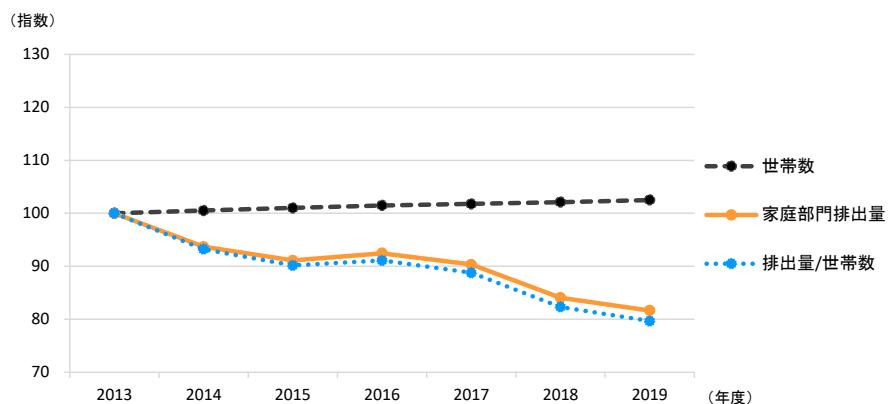


資料：岩手県

〈一世帯当たり二酸化炭素排出量〉

本県では、世帯数は増加傾向にある一方、一世帯当たりの二酸化炭素排出量は減少傾向となっています。

図4-5 世帯当たりの二酸化炭素排出量等の推移



資料：総務省「全国消費実態調査」等により岩手県作成

また、本県の2019（令和元）年度の一世帯当たり二酸化炭素排出量は、約6.2トン（自動車からの排出量を除くと約4.7トン）であり、全国平均の約4.0トン（自動車からの排出量を除くと約2.9トン）と比較して、約2.2トン上回っています。

エネルギー種別では、全国と比較して灯油と自動車からの排出量が大きくなっていますが、これは、冬季の暖房用灯油の使用量が多いことや自動車利用が多いことなどによるものと考えられます。

図4-6 一世帯当たりの二酸化炭素排出量の状況

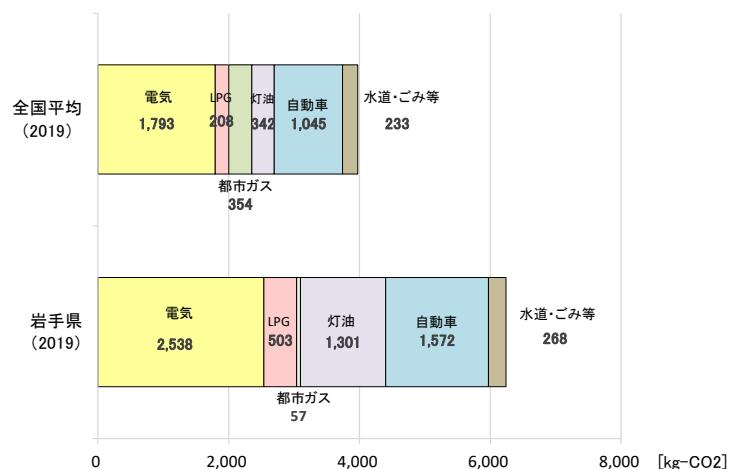
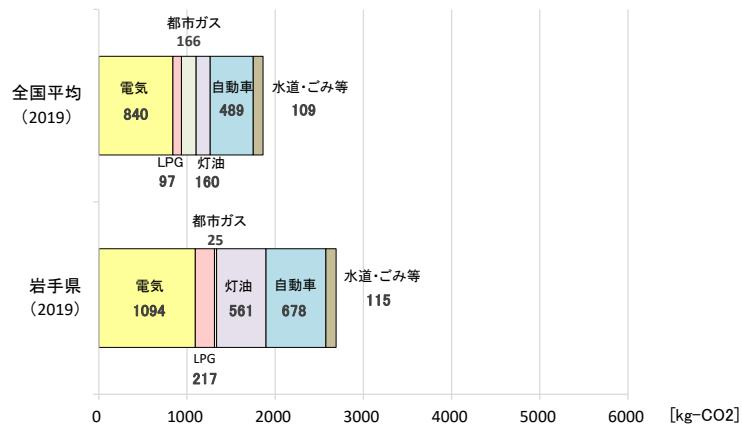


図4-7 一人当たりの二酸化炭素排出量の状況



資料：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2019年度確報値)」等より岩手県作成

② 産業部門

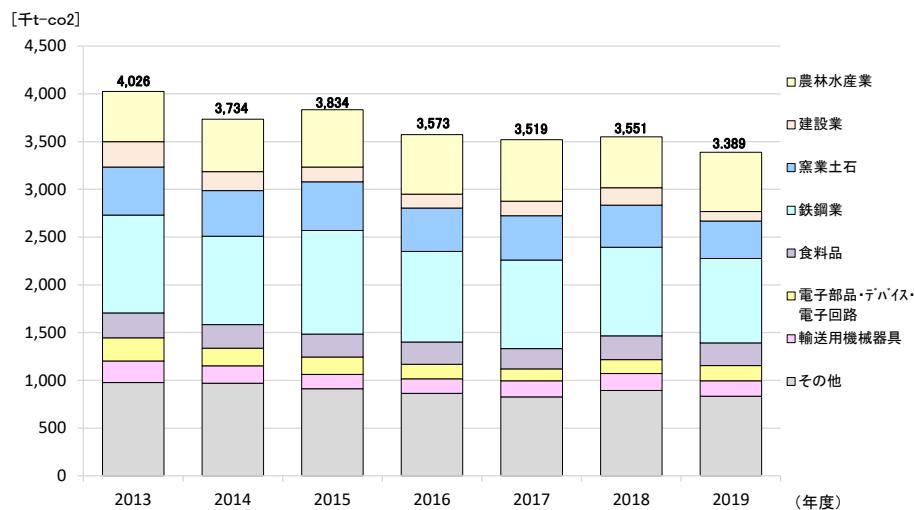
2019（令和元）年度の産業部門における二酸化炭素排出量は338万9千トンと、2013（平成25）年と比較して15.8%の減少となっています。

業種別にみると、農林水産業、製造業（窯業土石、鉄鋼、食料品、電子部品・デバイス・電子回路、輸送用機械）の排出量が大きくなっています。

また、製造業の製造品出荷額は増加しているものの、製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量は減少していることから、製品の製造等に係るエネルギー使用量（原単位）が改善していると考えられます。

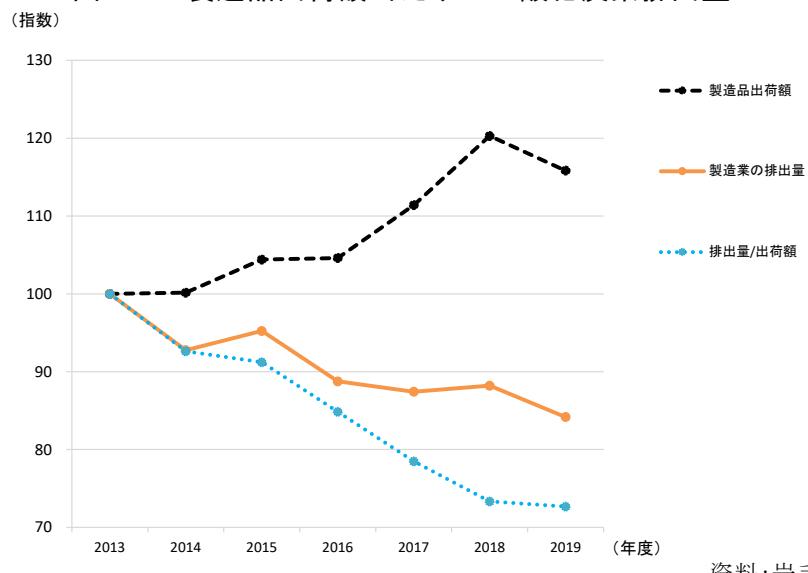
産業部門の排出削減には、エネルギー使用機器（生産用設備、空調設備、エネルギー供給設備等）について、省エネルギー性能の優れた設備への更新や、適切な管理及び効率的な運用を継続することが効果的と考えられます。

図4-8 業種別二酸化炭素排出量の推移



資料：岩手県

図4-9 製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量



資料：岩手県

③ 業務部門

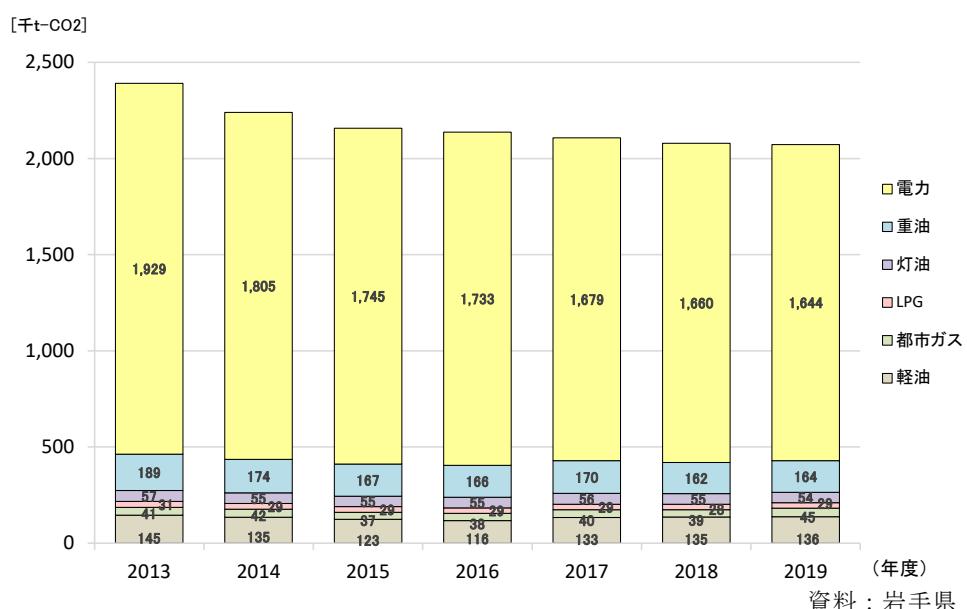
2019（令和元）年度の業務部門における二酸化炭素排出量は、209万8千トンと、2013（平成25）年度と比較して13.2%の減少となっています。

この部門で最も消費されるエネルギーは電力で、業務部門の排出量の約78%を占めており、主に照明や空調に使用されています。

小売業売場面積当たりの排出量も減少傾向にあることから、設備の高効率化や、各事業所における省エネルギー対策が進んできているものと考えられます。

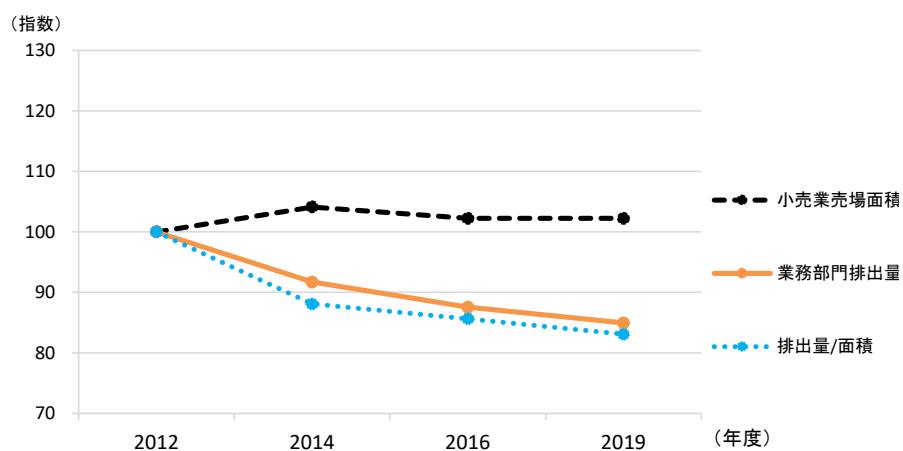
業務部門の排出削減には、電力消費量を抑えるため、照明やエアコン等の設備を省エネルギー性能の優れた設備に更新することが効果的と考えられます。

図4-10 業務部門のエネルギー種別二酸化炭素排出量の推移



資料：岩手県

図4-11 売場面積当たりの二酸化炭素排出量の推移



資料：総務省「経済センサス」等より岩手県作成

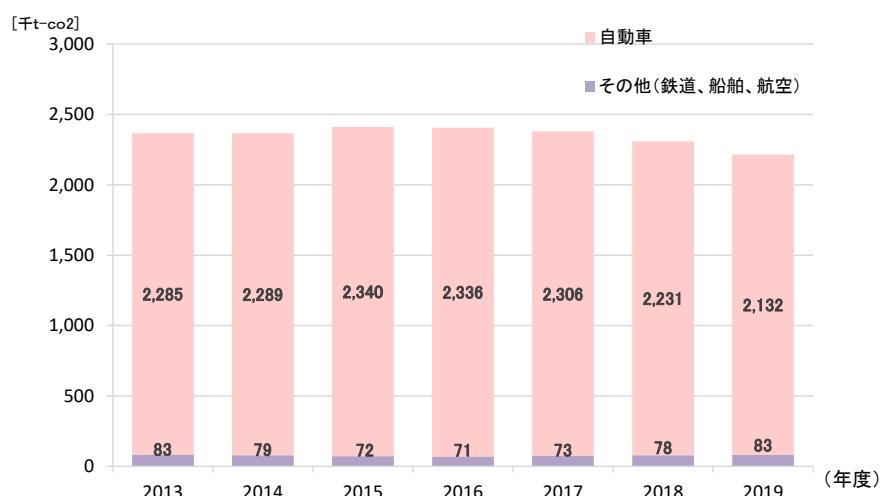
④ 運輸部門

2019（令和元）年度の運輸部門における二酸化炭素排出量は、221万5千トンと、2013（平成25）年度と比較して6.5%の減少となっています。

この部門は自動車（ガソリン、軽油等）からの排出量が全体の約96%を占めており、この間、自動車保有台数が約1.3%増加しているにもかかわらず、自動車全体の燃費向上と合わせ、電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及が進んでいることなどにより、2015（平成27）年度以降、排出量は減少しています。

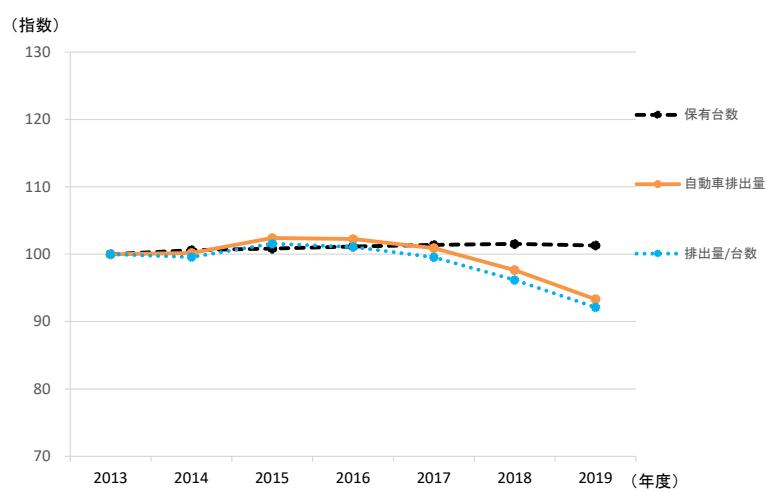
運輸部門における排出削減には、次世代自動車への更新、自転車利用による自動車使用頻度の低減、公共交通の積極的利用等による移動に係るエネルギー消費を抑える取組が効果的と考えられます。

図4-12 輸送種別二酸化炭素排出量の推移



資料：岩手県

図4-13 自動車保有台数当たりの自動車からの二酸化炭素排出量等の推移



資料：岩手県

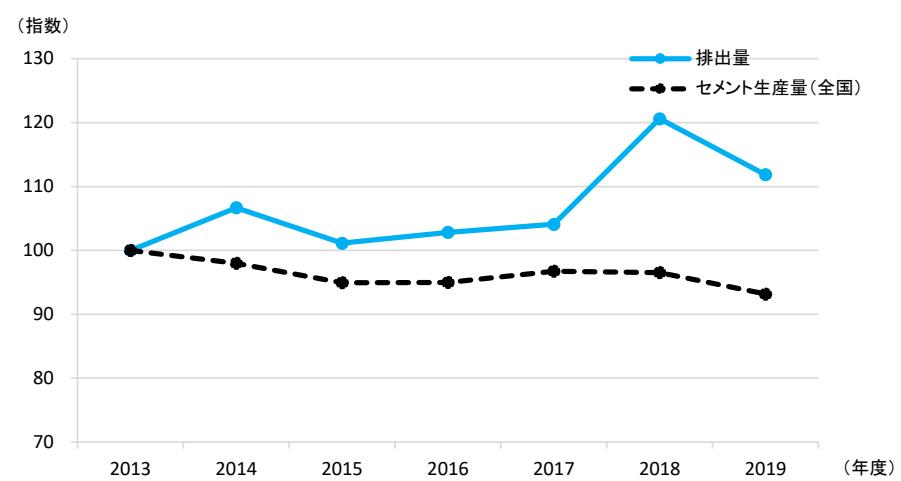
⑤ 工業プロセス部門

2019（令和元）年度の工業プロセス部門における二酸化炭素排出量は、156万4千トンと、2013（平成25）年度と比較して11.8%増加しています。

これは主にセメント製造の過程で使用する石灰石の加熱等により発生する二酸化炭素が増加していることによるものと考えられます。

工業プロセス部門における排出削減には、原料である石灰石の一部を代替原料に置き換えることや、発生する二酸化炭素を回収するなど、新しい技術の開発と導入が必要と考えられます。

図4-14 岩手県における工業プロセス部門の二酸化炭素排出量と全国のセメント生産量



資料：(一社) セメント協会ホームページ等より岩手県作成

(3) 温室効果ガス排出量の将来予測

温室効果ガス排出量の将来推計として、ここでは、2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量を基準とし、今後追加的な施策を見込まず、現状の対策のままで推移する現状すう勢ケース（BAU：Business As Usual）により推計しました。

推計方法は、2013（平成25）年度から2019（令和元）年度までにおける各部門のエネルギー消費量又は排出量の推移を基準に、2030（令和12）年度における社会情勢を勘案した係数（活動変化率）を乗じて推計しています。

また、電力の排出係数⁴については、2013（平成25）年度の基礎排出係数0.591[t-CO₂/千kWh]のまま変わらないものとして推計しています。

なお、本推計に当たっては、環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルを参考に、従来の算定方法を見直し、新たな手法により排出量を再計算しました。

新たな算定方法では、従来の算定方法と比較して、産業部門における排出量は、製造業における各種エネルギー消費量の推計方法の変更により従来よりも低めに、家庭及び業務部門における排出量は、電力由来排出量の推計方法の変更により従来よりも高めになり、その他の部門は概ね同程度となっています。

○エネルギー起源二酸化炭素排出量の推計方法

| 部門 | 現状すう勢ケースによる推計 |
|------------------------|--|
| 家庭部門 | 県内の家庭部門のエネルギー消費量の推移、国立社会保障・人口問題研究所による都道府県別の世帯数の将来推計を考慮して推計します。 |
| 産業部門 | 県内の産業部門の排出量の約78%を占める製造業のエネルギー消費量の推移、国の「中長期の経済財政に関する試算」による経済成長率等を考慮して推計します。 |
| 業務部門 | 県内の業務用施設の床面積の推移、国の「長期エネルギー需給見通し」による業務用施設の床面積の将来想定等を考慮して推計します。 |
| 運輸部門 | 県内の運輸部門の排出量の約96%を占める自動車燃料使用による二酸化炭素排出量の推移、県内の自動車保有台数、県の人口の将来推計等を考慮して推計します。 |
| エネルギー転換部門 ⁵ | 現状の排出量と概ね同レベルで推移するものと推計します。 |

⁴ 電力の排出係数：電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標。「実二酸化炭素排出量÷販売電力量」で算出される。

⁵ エネルギー転換部門：二酸化炭素の排出統計に用いられる部門の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部門。発電所などが含まれる。

○非エネルギー起源二酸化炭素排出量の推計方法

| 部門 | 現状すう勢ケースによる推計 |
|----------|--|
| 工業プロセス部門 | 県内のセメント製造業における排出量の推移、国の「長期エネルギー需給見通し」によるセメント生産量の将来推計等を考慮して推計します。 |
| 廃棄物部門 | 県内の廃棄物処理施設における排出量の推移、県の人口の将来推計、経済成長率等を考慮して推計します。 |

○その他ガスの推計方法

| 部門 | 現状すう勢ケースによる推計 |
|--------|---|
| メタン | ガスの種別によって増減の傾向は異なりますが、その他ガス全体としては横ばい傾向であることから、2013（平成25）年度の排出量と同レベルで推移するものと推計します。 |
| 一酸化二窒素 | |
| フロン類 | |

推計の結果、業務部門及び運輸部門では経済成長等に伴い排出量の増加が見込まれます。

産業部門ではエネルギー消費量の減少、家庭部門では人口や世帯数の減少により、排出量の減少が見込まれます。

エネルギー転換部門では排出量が増加するものの、全排出量への影響は小さいことが見込まれます。

このことから、現状すう勢ケースにおける2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量は1,404万5千トン-CO₂となり、2013（平成25）年度比で約3%の減少となる見込みです。

表4-2 温室効果ガス排出量の将来予測（現状すう勢ケース）

| 部門 | 排出量 (千t-CO ₂) | 2013年度 (基準年度) | 2030年度（現状すう勢ケース） | | |
|---------------------------|------------------------------|------------------|------------------|------------|------------|
| | | | 排出量目安 | 2013年度比増減量 | 2013年度比増減率 |
| 家庭 | 2,847 | 2,511 | ▲337 | | ▲12% |
| 産業 | 4,026 | 3,885 | ▲140 | | ▲4% |
| 業務 | 2,418 | 2,512 | 94 | | 4% |
| 運輸 | 2,368 | 2,426 | 58 | | 3% |
| エネルギー転換 | 72 | 79 | 7 | | 9% |
| エネルギー起源 CO ₂ | 11,731 | 11,413 | ▲318 | | ▲3% |
| 工業プロセス | 1,399 | 1,263 | ▲135 | | ▲10% |
| 廃棄物 | 225 | 278 | 53 | | 24% |
| 非エネルギー起源 CO ₂ | 1,624 | 1,541 | ▲82 | | ▲5% |
| 二酸化炭素計 | 13,344 | 12,954 | ▲401 | | ▲3% |
| メタン (CH ₄) | 632 | 632 | 0 | | 0% |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 432 | 432 | 0 | | 0% |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | 14 | 14 | 0 | | 0% |
| パーフルオロカーボン類 (PFCs) | - | - | - | | - |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 2 | 2 | 0 | | 0% |
| 三フッ化窒素 (NF ₃) | 12 | 12 | 0 | | 0% |
| その他ガス計 | 1,091 | 1,091 | 0 | | 0% |
| 温室効果ガス合計 | 14,445 | 14,045 | ▲401 | | ▲3% |

資料:岩手県

2 再生可能エネルギーの導入状況

(1) 再生可能エネルギーによる発電設備の導入量

2021(令和3)年度末の再生可能エネルギーによる発電設備の導入量は、1,681MW⁶となっており、エネルギー種別ごとに見ると、水力発電は発電出力 278MW、地熱発電は 111MW、風力発電は 154MW、太陽光発電は 1,011MW、バイオマス発電（廃棄物を含む）は 128MW となっています。

2012(平成24)年7月の固定価格買取制度（以下、「FIT制度」という。）⁷の開始以降、計画から運転開始までの期間が比較的短い太陽光発電を中心に導入が進んでいますが、風力発電やバイオマス発電等も導入されており、今後も導入が進むことが見込まれます。

図4-15 岩手県における再生可能エネルギー(電気)の導入量

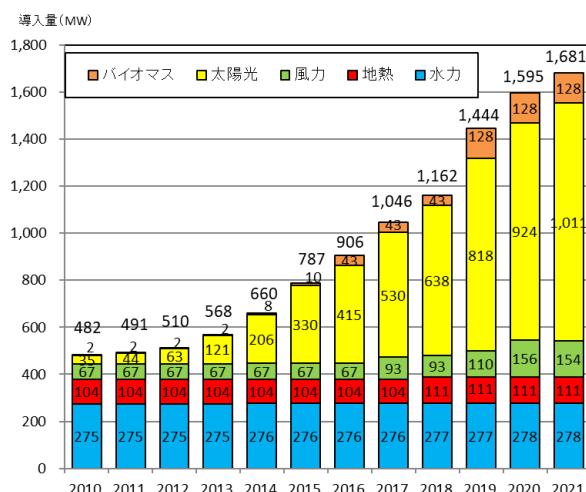
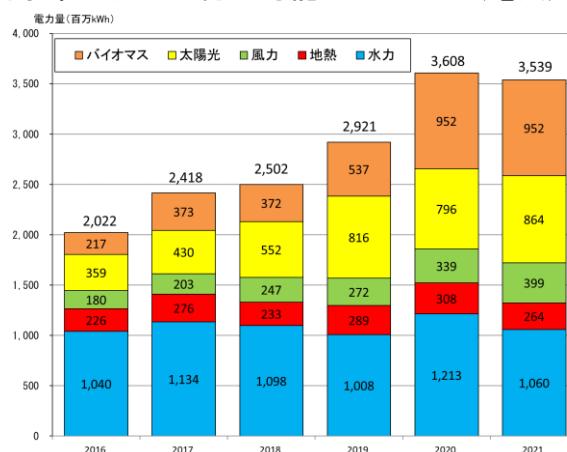


図4-16 岩手県における再生可能エネルギー(電気)の発電電力量



資料：経済産業省「電力調査統計」等より岩手県作成

⁶ MW(メガワット)：電力を表す単位。発電設備の定格出力(設備容量)を示し、1MW=1,000kW(1,000,000W)で、1,000MWは1,000,000 kWとなる。設備の能力を表すものであり、実際に発電した電力量とは異なる。

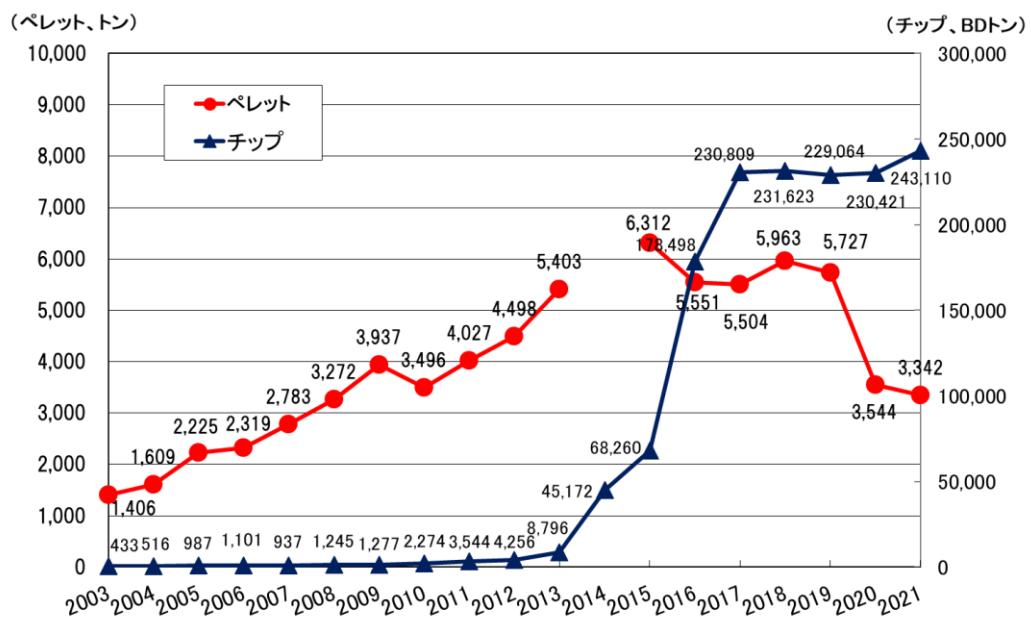
⁷ 固定価格買取制度：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、FIT (Feed-in Tariff の略)とも言われる。電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、再生可能エネルギーの導入を支えている。対象となる再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス。

(2) 木質バイオマスエネルギーの導入状況

一般家庭等のペレットストーブや木質バイオマス熱利用施設の燃料に使用されているペレット⁸の利用量は2013（平成25）年度以降、年間5,000～6,000トンで推移していましたが、大口利用者の燃料切替えにより、2020（令和2）年度以降は3,500トン程度まで減少しました。

チップ⁹の利用量（BDトン¹⁰）は、チップボイラーの導入台数の増加や木質バイオマス発電施設の本格稼働に伴い、大幅に増加しました。

図4-17 岩手県における木質燃料利用量推移



※2014（平成26）年度のペレット利用量は、県内の主要製造事業者の倒産により数値の把握が困難となったため

空欄

資料：岩手県

⁸ ペレット：乾燥した木材を細粉し、圧力をかけて円筒形に圧縮成形した木質燃料で、主にストーブやボイラーの燃料として利用されている。

⁹ チップ：乾燥した木材を幅20mm程度以下、厚さ10mm以下まで細かく碎いた木質燃料で、主にボイラーの燃料として利用されている。

¹⁰ BDトン：日本語では「絶乾トン」という。重量を表す単位であり、絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量を指す。

図4-18 岩手県における木質チップの用途別利用状況の推移

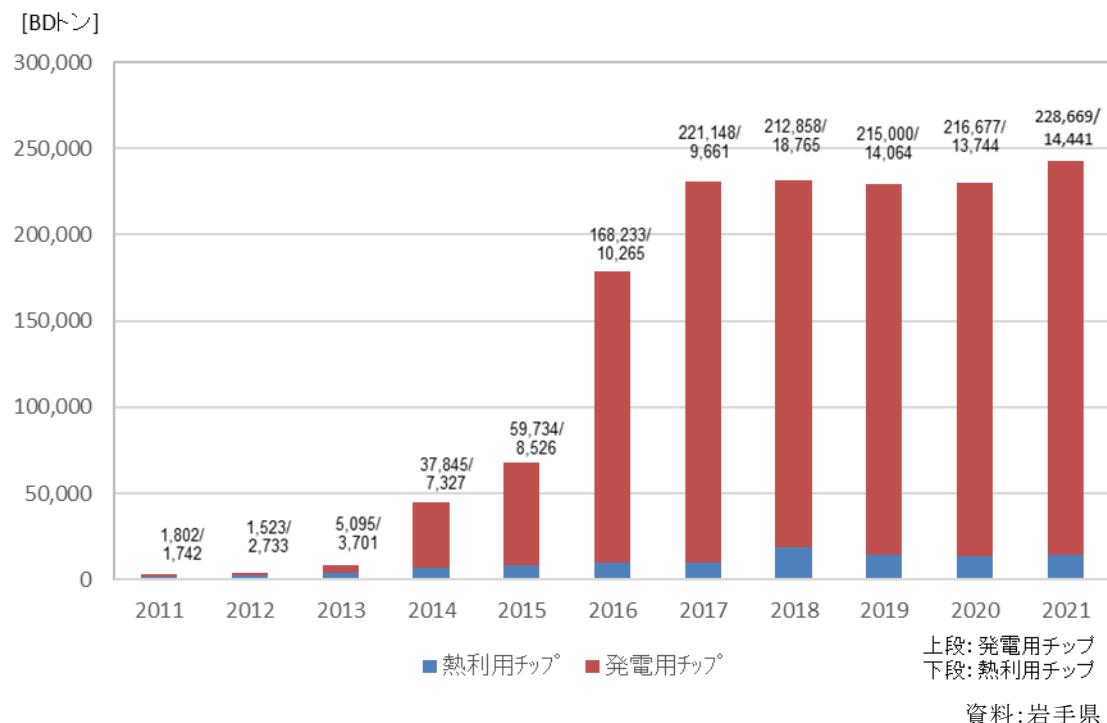


表4-3 木質バイオマス燃焼機器の導入台数

| 区分 | | ～2011 導入済 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|---------|------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 実績 |
| ペレット | 導入台数 | | 70 | 85 | 60 | 57 | 58 | 53 | 50 | 25 | 11 | 25 |
| | 累計 | 1,612 | 1,682 | 1,767 | 1,827 | 1,884 | 1,942 | 1,995 | 2,045 | 2,070 | 2,081 | 2,106 |
| ストーブ | 導入台数 | | 2 | 3 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 累計 | 51 | 53 | 56 | 60 | 60 | 63 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 |
| チップボイラー | 導入台数 | | 2 | 2 | 12 | 5 | 2 | 4 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| | 累計 | 28 | 30 | 32 | 44 | 49 | 51 | 55 | 57 | 60 | 61 | 63 |

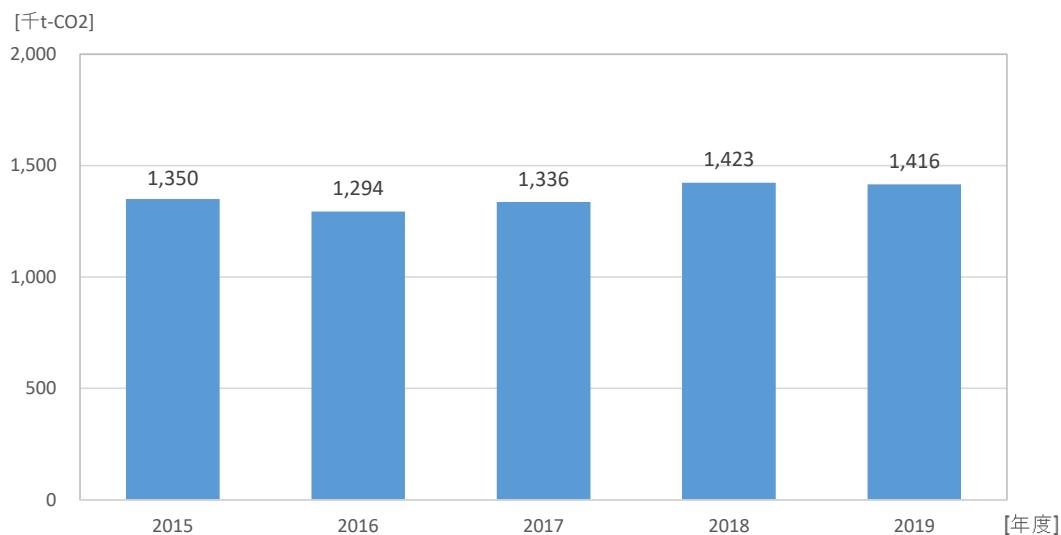
資料: 岩手県

3 森林吸収量の現況

県内の森林面積は、約 117 万ヘクタールで全国 2 位であり、森林の蓄積量は 2 億 5,096 万m³となっています。

林野庁では、京都議定書の算定方法に基づき、都道府県の森林吸収量を算定しており、これまでの岩手県における森林吸収量は、次のとおりです。

図 4-19 岩手県における森林吸収量の推移



- ※ 林野庁は、森林の拡大・縮小の変化や森林経営が行われている森林等について調査を行い、その調査結果や各都道府県（民有林）及び森林管理局（国有林）から提出された森林資源データを基に、1年間の樹木の増加量（体積）を推計し、森林吸収量を算定しています。
- ※ 森林吸収量の計算式は以下の通りです。

京都議定書に基づく森林吸収量(炭素トン/年)

=幹の体積の増加量(m³/年) × 拡大係数 × (1+R/S 比) × 容積密度(トン/m³) × 炭素含有率 × FM 率

- ・ 拡大係数とは、幹の体積を地上部の体積に換算するための係数です（35 年生のスギの場合 1.23）
- ・ R/S 比とは、地上部と地下部の体積の比率です（同 0.25）
- ・ 容積密度により、木の体積を乾燥重量に換算します（同 0.314）
- ・ 炭素含有率とは、木の乾燥重量に占める炭素の比率です（スギの場合 0.51）
- ・ FM 率とは、全森林に対する森林経営対象森林が占める面積割合です。

資料：林野庁資料より岩手県作成

- ※ 岩手県の森林吸収量は林野庁が算定した吸収量の 5 か年を平均したものです。

第5章 計画の目標

1 目指す姿

省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会

○ 省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活

省エネルギーを無理なく、効率よく生活の中に取り入れ、日常的に実践することが大切です。

県産材を十分に活用した断熱性能に優れた住宅や、太陽光発電設備と電動車への給電設備、高効率でエネルギー消費の少ない照明や家電製品等の普及、テレワーク等の働き方や移動手段の転換、食品ロス削減等により、生活全体に関する温室効果ガス排出量を削減する脱炭素型ライフスタイルの確立が必要です。

この脱炭素型ライフスタイルの確立により、環境の負荷の低減だけではなく、快適さや便利さなど生活の質の向上、災害時の備えや健康増進などの多くの付加価値を生み出し、心身ともに健康で豊かな生活の実現を目指します。

○ 持続可能な脱炭素社会

気候変動をはじめとする地球環境の危機に対応するため、本県の温室効果ガス排出量を2050（令和32）年度までに実質ゼロとすることを目指し、パリ協定の目標達成に地域から貢献します。

本県の多様で豊富な再生可能エネルギー資源を最大限活用した地域の交通や産業への再生可能エネルギーの供給、再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出、環境負荷の少ない物流や公共交通機関等への転換の促進、都市の緑化や森林の整備、産業廃棄物の再生処理等により、温室効果ガス排出量実質ゼロとなる脱炭素社会の実現に向けて取組を進めます。

このような取組を多様な主体によるパートナーシップにより進め、地域のエネルギー収支¹の黒字化や地域経済の活性化を図り、地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

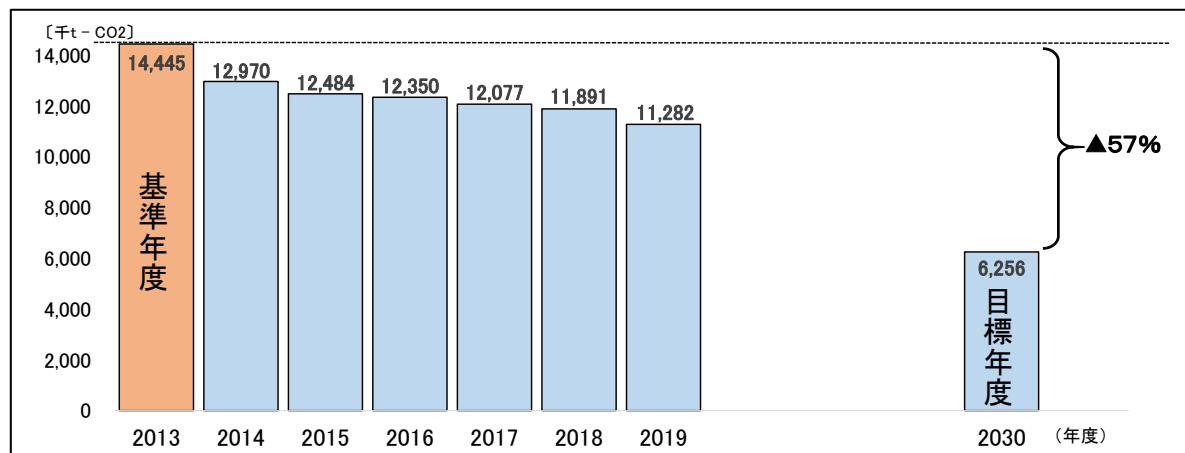
¹ エネルギー収支：「エネルギーの域外への販売額」－「エネルギーの域外からの購入額」で算出され、収支が赤字とは、エネルギーを域外に依存してエネルギー代金が流出していることを示す。

2 計画の基本目標

(1) 温室効果ガスの排出削減目標

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で57%削減することを目指します。

図5-1 温室効果ガス排出量と削減目標量



※2014年度以降は、再生可能エネルギー導入・森林吸収による削減効果を含めた排出量を記載している。

① 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画に準じ、2013（平成25）年度を基準年度とし、2030（令和12）年度を目標年度とします。

2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量から、対策等による削減量及び森林吸収量を合わせた818万9千トン-CO₂の削減を見込みます。

このことから、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で57%削減することを目指します。

なお、今後、算定の根拠としている国の統計資料等が遡及改訂された場合には、基準年度や目標年度の温室効果ガス排出量を再計算し、見直しを行います。

表5-1 温室効果ガス削減量

(千トン-CO₂・(%))

| | 排出量 | 2013（平成25）年度比削減量 | |
|---------------|--------|------------------|------------------|
| 2013（平成25）年度 | 14,445 | | |
| A 対策等による削減 | | ▲6,774 (▲47%) | ▲8,189 (▲57%) |
| うち再生可能エネルギー導入 | | ▲1,040 (▲7%) | |
| B 森林吸収 | | ▲1,416 (▲10%) | |
| 2030（令和12）年度 | 6,256 | | |

表5-2 温室効果ガス削減量（部門別）

| 温室効果ガス排出量・吸収量 | | 2013年度 (基準年度) (千t-CO ₂) | 2030年度 (千t-CO ₂) | 削減量 (千t-CO ₂) | 削減目標 (%) |
|--|-----------|---|---------------------------------|------------------------------|-------------|
| | | 14,445 | 6,256 | ▲8,189 | ▲57 |
| 起 源 C O 2 工 業 ネ ル ギ ー | 家庭部門 | 2,847 | 1,222 | ▲1,625 | ▲57 |
| | 産業部門 | 4,026 | 2,387 | ▲1,638 | ▲41 |
| | 業務部門 | 2,418 | 971 | ▲1,447 | ▲60 |
| | 運輸部門 | 2,368 | 1,618 | ▲750 | ▲32 |
| | エネルギー転換部門 | 72 | 65 | ▲8 | ▲10 |
| 非エネルギー起源 CO ₂ | | 1,624 | 1,431 | ▲193 | ▲12 |
| メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロン類 | | 1,091 | 1,018 | ▲73 | ▲7 |
| 再生可能エネルギー導入 | | - | ▲1,040 | ▲1,040 | - |
| 森林吸収 | | - | ▲1,416 | ▲1,416 | - |

② 対策等による削減量

ア 現状すう勢ケース及び排出削減対策による削減量

今後追加的な施策を見込まず、現状の対策のまま推移する「現状すう勢ケース」による排出削減量を40万1千トン-CO₂と算定しました。

これに、国の地球温暖化対策計画において示されている部門ごとの排出削減量を、産業構造や人口など地域特性を表す指標で按分することで算定した本県の排出削減量と県独自の施策による排出削減量533万3千トン-CO₂を加え、現状すう勢ケース及び排出削減対策による削減量を573万4千トン-CO₂と算定しました。

表5-3 現状すう勢ケースによる削減量

| 排出量 (千t-CO ₂) | 2013年度 (基準年度) | 2030年度(現状すう勢ケース) | | |
|---|------------------|------------------|------------|------------|
| | | 排出量目安 | 2013年度比増減量 | 2013年度比増減率 |
| 家庭 産業 業務 運輸 エネルギー転換 | 2,847 | 2,511 | ▲337 | ▲12% |
| | 4,026 | 3,885 | ▲140 | ▲4% |
| | 2,418 | 2,512 | 94 | 4% |
| | 2,368 | 2,426 | 58 | 3% |
| | 72 | 79 | 7 | 9% |
| エネルギー起源 CO ₂ | 11,720 | 11,413 | ▲318 | ▲3% |
| 工業プロセス 廃棄物 | 1,399 | 1,263 | ▲135 | ▲10% |
| | 225 | 278 | 53 | 24% |
| 非エネルギー起源 CO ₂ | 1,624 | 1,541 | ▲82 | ▲5% |
| 二酸化炭素計 | 13,344 | 12,954 | ▲401 | ▲3% |
| メタン(CH ₄) 一酸化二窒素(N ₂ O) ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) パーフルオロカーボン類(PFCs) 六フッ化硫黄(SF ₆) 三フッ化窒素(NF ₃) | 632 | 632 | - | - |
| | 432 | 432 | - | - |
| | 14 | 14 | - | - |
| | - | - | - | - |
| | 2 | 2 | - | - |
| | 12 | 12 | - | - |
| その他ガス計 | 1,091 | 1,091 | - | - |
| 温室効果ガス合計 | 14,445 | 14,045 | ▲401 | ▲3% |

表5-4 排出削減対策の例示及び削減量 (千トン-CO₂)

| 二酸化炭素 | | | |
|---------|------------------------|--|-------|
| 部門 | 分類 | 取組の概要 | 削減量 |
| 家庭 | 省エネ等 | 高効率照明・高効率給湯器等の導入等 | 770 |
| | 建築物 | 新築住宅における省エネルギー基準適合の推進、ZEH ² への支援等 | 266 |
| | その他 | クールビズ、ウォームビズの徹底 | 14 |
| 産業 | 省エネ等 | 高効率照明・空調の導入等 | 1,348 |
| | リサイクル | 廃プラスチックのケミカルリサイクル ³ の拡大等 | 38 |
| | その他 | 複数事業者による連携した省エネ取組等 | 13 |
| 業務 | 省エネ等 | 高効率照明・高効率給湯器等の導入等 | 784 |
| | 建築物 | 新築建築物における省エネルギー基準適合の推進等 | 443 |
| | その他 | エネルギーの面的利用 ⁴ 等 | 51 |
| 運輸 | 次世代自動車 | 次世代自動車の普及等 | 334 |
| | 省エネ等 | 信号機のLED化等 | 88 |
| | 効率的輸送 | 共同輸配送の推進等 | 245 |
| | その他 | エコドライブ講習・実践等 | 141 |
| エネルギー転換 | 高効率設備 | 発電設備の効率化等 | 14 |
| 廃棄物 | 省エネ等 | 廃棄物由来燃料、低燃費型の収集運搬車両の導入等 | 16 |
| | 廃棄物削減 | 3R ⁵ 推進等 | 87 |
| 工業プロセス | 削減技術 | 混合セメントの積極的利用等 | 7 |
| 部門横断 | J-クレジット制度 ⁶ | J-クレジット制度の活性化 | 158 |
| | 再生可能エネルギー 熱 | 再生可能エネルギー熱供給設備の導入支援等 | 441 |
| その他ガス | | | |
| 部門 | 分類 | 取組の概要 | 削減量 |
| 廃棄物 | 廃棄物削減 | 最終処分施設の維持管理の徹底等 | 12 |
| 産業 | 環境保全型農業 | 適正施肥の推進等 | 46 |
| 業務 | フロン類 | 機器廃棄時のフロン類の回収の促進等 | 14 |

² ZEH(ゼッヂ)：Net Zero Energy House の略で、断熱・省エネルギー・創エネルギーで、住宅の年間エネルギー消費量を正味(ネット)で、おおむねゼロにする住宅。

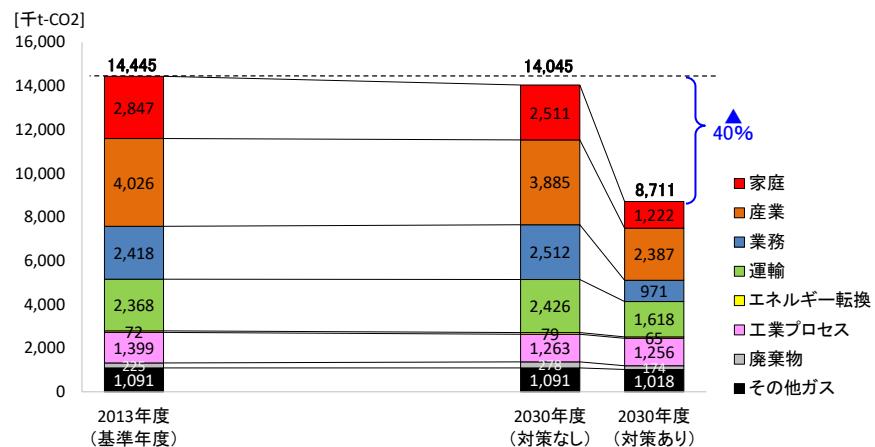
³ ケミカルリサイクル：廃プラスチックを再資源化する手法で、ガス化、油化、高炉原料化などがあり、環境負荷の軽減に大きく貢献できるリサイクル手法。

⁴ エネルギーの面的利用：コーデュエネレーション(熱電併給。天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム)等の導入や、複数の建物間で電力や熱の融通を行うシステムの導入。

⁵ 3R: Reduce (リデュース：ごみを減らす)、Reuse (リユース：繰り返し使う)、Recycle (リサイクル：再生利用する) の3つの文字の頭文字をとった言葉。3つのRに取り組むことでゴミを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)を作ろうとするもの。

⁶ J-クレジット制度：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

図5-2 対策等による削減後の温室効果ガス排出量（部門別）



イ 再生可能エネルギー導入による削減量

国の再生可能エネルギー導入促進等の施策と連動した排出削減量 71 万 t-CO₂ に、県内に導入される再生可能エネルギー発電による排出削減量 33 万 t-CO₂ を加え、再生可能エネルギー導入による排出削減量を 104 万トン-CO₂ と算定しました。

表5-5 国の施策と連動した温室効果ガス排出削減効果 (千トン-CO₂)

| 部門 | 分類 | 取組の概要 | 削減量 |
|------|------------------|----------------|-----|
| 部門横断 | 再生可能エネルギーの最大限の導入 | 再生可能エネルギー導入促進等 | 710 |

※ 国の計画における「電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減」に係る施策による本県の削減量に、2030（令和12）年度の再生可能エネルギーの導入割合を乗じて算出。

表5-6 県内に導入される再生可能エネルギー発電による温室効果ガス削減量

| | 2013 年度 (基準年度) | 2030 年度 (見込み) | 再生可能エネルギー電力による削減効果 向上分 |
|--|-------------------|------------------|---------------------------|
| A : 再生可能エネルギーによる発電電力量 [億 kWh] | 17.34 | 54.19 | |
| B : 電力の排出係数 [t-CO ₂ /千 kWh] | 0.591 | 0.250 | |
| C : (= A × B × 100) [千 t-CO ₂] | 1,025 | 1,355 | 330 |

【参考】 電力の排出係数（東北電力）の推移

| | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | … | 2030 年度 |
|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|----------------|
| 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) | 0.591 | 0.571 | 0.556 | 0.545 | 0.521 | 0.522 | 0.519 | … | 0.250 (見込み) |

資料：経済産業省「長期エネルギー需給見通し」、環境省「温対法に基づく政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定に用いる電気事業者ごとの排出係数等の公表について」より岩手県作成。

③ 森林吸収による削減量

2019（令和元）年度の森林吸収量 141 万 6 千トン-CO₂ を、2030（令和12）年度の森林吸収量として算定しました。

(2) 再生可能エネルギー電力自給率の目標

2030（令和12）年度の再生可能エネルギーによる電力自給率を66%にすることを目指します。

図5-3 岩手県における再生可能エネルギーによる電力量と電力自給率

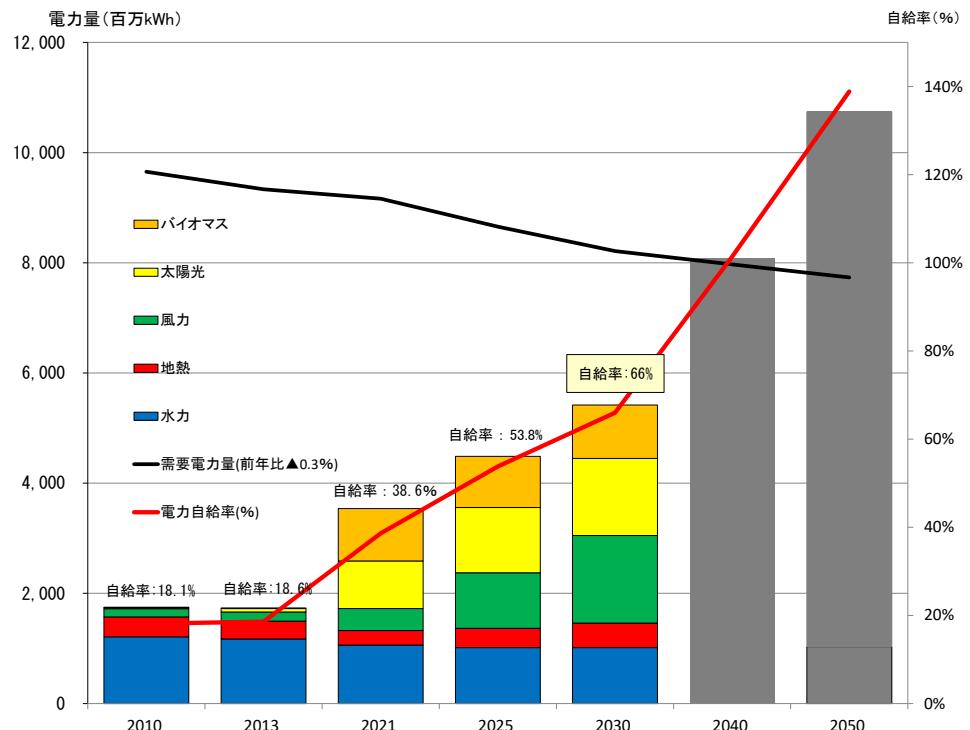


表5-7 岩手県における再生可能エネルギー種別の電力想定量

| | 2021年度（現状） | | 2025年度 | | 2030年度 | |
|-------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|
| | 電力量 (百万kWh) | 割合 (%) | 電力量 (百万kWh) | 割合 (%) | 電力量 (百万kWh) | 割合 (%) |
| 太陽光 | 864 | 24 | 1,185 | 26 | 1,398 | 26 |
| 風力 | 399 | 11 | 1,009 | 22 | 1,588 | 29 |
| 水力 | 1,060 | 30 | 1,016 | 23 | 1,016 | 19 |
| 地熱 | 264 | 7 | 349 | 8 | 446 | 8 |
| バイオマス | 952 | 27 | 929 | 21 | 971 | 18 |
| 合計 | 3,539 | 100 | 4,488 | 100 | 5,419 | 100 |

① 目標設定の考え方

県内需要電力量に占める、再生可能エネルギーによる県内発電電力量の割合を再生可能エネルギーによる電力自給率として定め、目標値として設定します。

② 再生可能エネルギーによる電力自給率の算定方法

再生可能エネルギーによる電力自給率の算定式は、「再生可能エネルギー電力自給率(%) = 県内の再生可能エネルギー発電電力量 ÷ 県内需要電力量 × 100」とします。

③ 2030（令和12）年度の再生可能エネルギーの電力自給率の目標値

需要電力は、全国及び供給区域ごとの需要想定（電力広域的運営推進機関）の東北地区の電力需要により、前年度比で0.3%減少するものとします。

再生可能エネルギーによる電力自給率は、今後予定されている再生可能エネルギーの事業計画等を踏まえ、2025（令和7）年度に54%程度になると見込みます。

その後、再生可能エネルギーの導入を促進する施策の見直しにより、FIT制度による導入は減少する見込みですが、FIP制度⁷など新たな導入促進施策により、2025（令和7）年度までと同等の伸び率を維持するものと見込みます。

このことから、2030（令和12）年度の再生可能エネルギーの電力自給率を66%にすることを目指します。

さらに、2030（令和12）年度の目標値と同じ割合で再生可能エネルギーの導入が進むとともに、洋上風力発電が導入された場合には、2040（令和22）年頃に再生可能エネルギーの電力自給率が100%を超えると見込みます。

⁷ FIP制度：再生可能エネルギーで発電した電気を売電する際、基準価格（FIP価格）と参照価格（市場取引等により記載される収入）の差額をプレミアム額として交付する制度。

(3) 森林吸収量の見込み

2030（令和12）年度の森林吸収量を141万6千トンと見込むものとします。

① 考え方

森林の二酸化炭素吸収能力は、樹齢20年生前後が最も高いことから、二酸化炭素吸収効果を安定的に発揮させるために、伐採跡地等への再造林を計画的に進めるなど、長期的な視点で林齢構成の平準化を図っていくことにより、2019（令和元）年度の森林吸収量を2030（令和12）年度の森林吸収量として見込みます。

② 温室効果ガス排出削減効果

2030年度における森林吸収量の見込み141万6千トン-CO₂は、2013年度の温室効果ガス排出量1,444万5千t-CO₂に対し、10%の削減効果に相当します。

表5-8 岩手県における森林吸収量の推移

| 年 度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|---------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 森林吸収量 (千 t-CO ₂) | 1,350 | 1,294 | 1,336 | 1,423 | 1,416 |

※ 林野庁は、森林の拡大・縮小の変化や森林経営が行われている森林等について調査を行い、その調査結果や各都道府県（民有林）及び森林管理局（国有林）から提出された森林資源データを基に、1年間の樹木の増加量（体積）を推計し、森林吸収量を算定しています。

※ 森林吸収量の計算式は以下の通りです。

京都議定書に基づく森林吸収量（炭素トン/年）
=幹の体積の増加量（m³/年）×拡大係数×（1+R/S比）×容積密度（トン/m³）×炭素含有率×FM率

- ・ 拡大係数とは、幹の体積を地上部の体積に換算するための係数です（35年生のスギの場合は1.23）
- ・ R/S比とは、地上部と地下部の体積の比率です（同0.25）
- ・ 容積密度により、木の体積を乾燥重量に換算します（同0.314）
- ・ 炭素含有率とは、木の乾燥重量に占める炭素の比率です（スギの場合は0.51）
- ・ FM率とは、全森林に対する森林経営対象森林が占める面積割合です。

資料：林野庁資料より岩手県環境生活企画室作成

※ 岩手県の森林吸収量は林野庁が算定した吸収量の5か年を平均したものです。

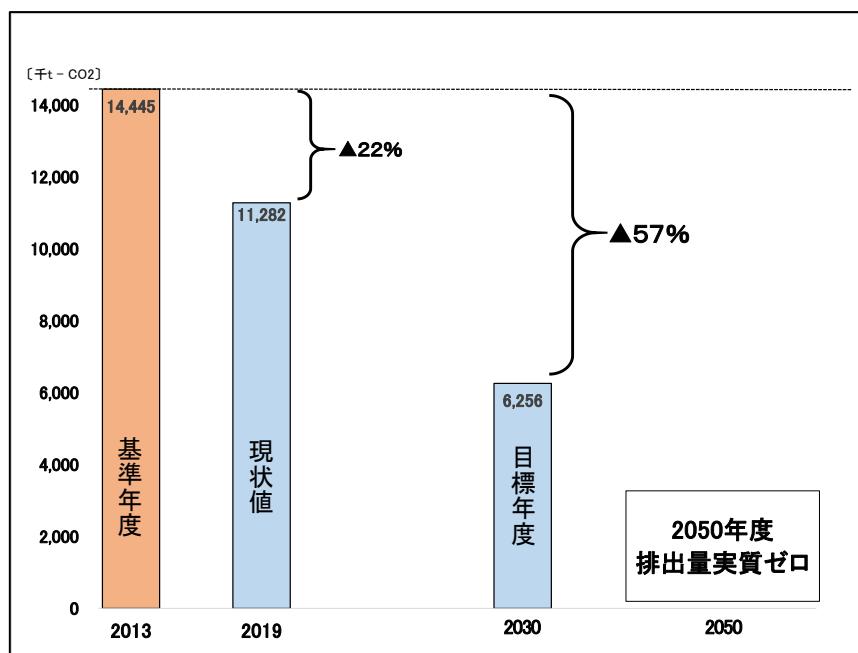
3 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」への道筋

2050（令和32）年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指します。

徹底した削減対策、再生可能エネルギーの導入、吸収源対策により、2050（令和32）年度の排出量に対し同等以上の削減・吸収効果を達成することで、本県の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指します。

再生可能エネルギーの導入は、2030（令和12）年度以降さらに促進され、森林吸収量は、2030（令和12）年度見込みと同水準で2050（令和32）年度まで継続されるものと見込みます。

図5-4 岩手県における2050年度までの温室効果ガス排出削減想定



※排出量実質ゼロ：排出量から森林吸収量等を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

第6章 目標の達成に向けた対策・施策

1 施策の考え方

(1) 取組の柱と基本的な考え方

県では、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「多様な手法による地球温暖化対策の推進」を取組の柱と位置づけ、国の施策と連携しながら次の基本的な考え方に基づき、効果的に施策を実施します。

○ 県民、事業者、市町村等の主体的な取組を促進する取組

国を上回る温室効果ガス排出削減目標の達成は容易なことではなく、県はもとより、県民、事業者等の地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を認識し、主体性をもって取り組むことが不可欠です。県では、各主体の取組が効果的に行われるよう支援するとともに、各主体が相互に連携し相乗効果が発揮できるような施策に取り組みます。

○ 本県の地域特性を活かした取組

本県の自然的、社会的特性やこれまでの取組の課題を踏まえ、弱みを補強する施策に取り組むとともに、本県の強みである地域資源を最大限に活用した施策に取り組みます。

○ 地域経済や生活等の向上にも資する取組

地球温暖化対策に取り組むことは、温室効果ガス排出削減だけではなく、地域経済の活性化や雇用創出、健康寿命の延伸、防災・減災等の問題解決にもつながるなど、様々な利益をもたらす側面があります。このようなコベネフィット¹を追求し、関係する施策と連携を強化し、相乗効果が発揮できるよう取り組みます。

表 6-1 地球温暖化対策とコベネフィットの関係図

| 気候変動分野 | 関連する分野 | |
|------------------------------------|-----------|---|
| 断熱性向上による温室効果ガス削減 | 省エネルギー住宅 | 快適性向上・健康維持 |
| 事業活動に伴う温室効果ガス削減 | 省エネルギー設備 | エネルギーコストの削減 |
| 移動に伴う温室効果ガス削減 | 自転車利活用 | 健康増進、混雑緩和 |
| 通勤交通に伴う温室効果ガス削減 | テレワーク | 仕事と育児・介護の両立 |
| 再生可能エネルギーの拡大・系統安定化 | 分散型エネルギー | エネルギー代金の地域内循環 ・レジリエンス ² の向上 |
| 化石燃料代替による温室効果ガス削減 | バイオマス発電・熱 | 地域雇用の創出・レジリエンスの向上 |
| エネルギー効率の向上・系統安定化 運輸部門等の温室効果ガス削減 | 水素利活用 | エネルギー自給率向上 ・新たな地域産業の創出 |

¹ コベネフィット：一つの活動が様々な利益につながっていくこと。

² レジリエンス：災害をもたらす外力からの「防護」にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の「抵抗力」、「回復力」を確保すること。

○ グリーントランスマネーション（GX）を推進する取組

地球温暖化対策は、今後10年間に経済、社会、産業の変革であるグリーントランスマネーション（GX）へ150兆円の官民投資を行うという政府方針が示されるなど、新たな段階に入りつつあり、あらゆる政策分野で、県民や事業者との連携・協働を深め、脱炭素に向けた施策に総合的に取り組み、GXを推進します。

○ SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた施策の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。

SDGsには、持続可能な世界を実現するための17のゴールが掲げられており、本計画の取組と合致する部分があることから、SDGsとの関連性も踏まえて施策を推進します。

○ グリーンボンドの発行による施策の推進

ESG投資³の考え方方が世界的に浸透しており、国内においても機関投資家の間でESG投資へのニーズが高まっています。

ESG/SDGs地方債⁴のうち、環境問題の解決に資する事業に要する資金調達を目的とした債券であるグリーンボンドを発行し、本計画の施策を推進します。



資料：持続可能な開発のための2030アジェンダ国際連合センター

³ ESG投資：従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のこと。

⁴ ESG/SDGs地方債：地方公共団体が発行する、①環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードと認められている原則(ICMA原則等)に沿った認証を取得した債券であり、②対象事業全体がSDGsに資すると考えられ、改善効果に関する情報開示が適切になされている債券のこと。

表 6-2 各取組の施策体系とSDGsの関連性

| 本計画の施策体系 | SDGs(持続可能な開発目標) |
|--------------------|--|
| 省エネルギー対策の推進 | <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基礎をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任</p>  |
| 再生可能エネルギーの導入促進 | <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基礎をつくろう</p>  |
| 多様な手法による地球温暖化対策の推進 | <p>13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  |

(2) 施策体系

表6-3 施策体系

| | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 1 省エネルギー対策の推進 | |
| ① 家庭における省エネルギー化 | ・ 住宅、建築物の省エネルギー化 |
| | ・ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 |
| | ・ エネルギーの効率的使用促進 |
| ② 産業・業務における省エネルギー化 | ・ 省エネルギー活動の促進 |
| | ・ 環境経営等の促進 |
| | ・ 情報通信技術や最先端技術を活用した事業活動等の環境負荷低減の取組推進 |
| ③ 運輸における省エネルギー化 | ・ 公共交通機関等の利用促進 |
| | ・ 自動車交通における環境負荷の低減 |
| | ・ 環境負荷の低減に向けた物流の推進 |
| 2 再生可能エネルギーの導入促進 | |
| ① 着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入 | ・ 導入量拡大に向けた取組の推進 |
| | ・ 関連産業への参入支援など地域に根ざした取組の推進 |
| | ・ 地域環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進 |
| | ② 自立・分散型エネルギーシステムの構築 |
| ③ 水素の利活用推進 | ③ 水素の利活用推進 |
| | ④ 多様なエネルギーの有効利用 |
| | ・ バイオマスエネルギーの利用促進 |
| 3 多様な手法による地球温暖化対策の推進 | ・ 未利用エネルギーの活用 |
| | ① 温室効果ガス吸収源対策 |
| | ・ 持続可能な森林の整備 |
| | ・ 県産木材の利用促進 |
| | ・ 県民や事業者の参加による森林づくりの推進 |
| | ・ ブルーカーボンの推進 |
| | ② 廃棄物・フロン類等対策 |
| | ・ 廃棄物の発生・排出の抑制、リサイクルの促進 |
| | ・ 循環型社会を形成するビジネス・技術開発の支援 |
| | ・ フロン類の排出抑制等の促進 |
| | ・ メタン、一酸化二窒素等の排出削減対策の促進 |
| ③ 基盤的施策の推進 | ③ 基盤的施策の推進 |
| | ・ 県民運動の推進 |
| | ・ 分野横断的施策の推進 |
| | ・ 県の率先的取組の推進 |
| | ・ 環境学習の推進 |

○ 各施策の推進指標について

各施策の推進指標は、施策の実施状況を示す指標であり、施策の進捗状況の評価に活用するものです。

本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」における基本的な考え方や政策推進の基本方向を踏まえ、これと一体的に推進していくことから、年度目標値は、第2期アクションプランの政策推進プラン（計画期間：2023（令和5）年度～2026（令和8）年度）において設定している指標を基本に設定しています。

施策推進指標については、本計画の中間年（2025（令和7）年度）の目標値を設定するものです。

また、上記以外の各推進計画等で設定している指標については、当該推進計画等が改訂された時点で、目標値を置き換えることとします。

2 各施策の取組

本計画の目標を達成するため、経済的手法、規制的手法、情報的手法などの多様な手法を用いるとともに、新たな施策を含む次の取組について、重点取組と位置付け、施策を実施します。

表 6-4 重点取組と施策の手法

| 施策の手法 | 重点取組 |
|---------------------------|--|
| 経済的手法 (助成等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備導入に係る費用負担を軽減するための補助や国の制度の活用 ・ 一定の省エネルギー性能を備え、県産木材を活用した住宅の新築、リフォームの助成 |
| 規制的手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策計画書制度における指導・助言の実施 ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）改正（戸建住宅等に係るエネルギー消費に関する説明義務付け）の円滑な運用 |
| 情報的手法 (普及啓発、意 識 改 革 等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭のエネルギー使用量の把握と適切な省エネルギー手法の情報提供 ・ 地球温暖化に関する出前授業等の実施による学校における環境学習の充実 ・ 高効率な省エネルギー製品や次世代自動車への買換えに向けた省エネルギー性能等の情報提供 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設の再生可能エネルギー導入 ・ 岩手県産再生可能エネルギー電気のブランド化 |

※なお、本項に記載する取組のうち、今回の見直しで新たに盛り込む取組については新規の表示を付加

(1) 省エネルギー対策の推進

—エネルギー消費量の削減に向けたエネルギー利用の効率化—

① 家庭における省エネルギー化

2019（令和元）年度の家庭部門における二酸化炭素排出量は、232万5千トン-CO₂（二酸化炭素総排出量に係る構成比19.3%）と産業部門に次いで多くなっています。

住宅の省エネルギー性能の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入や、家庭で使用される機器のエネルギーの効率向上、自家用自動車の次世代自動車への転換など、家庭における省エネルギー化を促進します。

【具体的な取組内容】

■ 住宅、建築物の省エネルギー化

住宅等への再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー性能の優れた住宅等の普及を促進します。

- ・ 省エネルギー性能に優れた住宅や、住宅への再生可能エネルギー設備導入に係る普及啓発
- ・ 建築物省エネ法改正に伴う戸建住宅等におけるエネルギー消費性能に関する説明の義務付けに係る制度の円滑な運用、エネルギー消費性能基準への適合に向けた取組を促進
- ・ 住宅の省エネルギー化を進める人材育成のための建築技術者向けセミナーの開催
- ・ 一定の省エネルギー性能を備え、県産木材を活用した住宅の新築や改修に係る補助等による「岩手型住宅」の一層の普及促進
- ・ 本県の地域特性を反映し、省エネルギー性能に優れた住宅の普及のため「岩手型住宅ガイドライン」を改訂し、ZEH水準を上回る基準を検討
- ・ 住宅の断熱性能等を評価する「住宅省エネ診断」や省エネルギー化改修に係る補助等による住宅の省エネルギー性能の向上の促進
- ・ 住宅への太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入促進
- ・ 公営住宅の省エネルギー化の推進

～建築物省エネ法の改正と岩手型住宅の普及～

住宅における省エネルギー対策等の取組の進め方として、2050（令和32）年のカーボンニュートラルに向けたロードマップが国から示されました。

改正建築物省エネ法では、新築住宅について、2025（令和7）年までに現行省エネルギー基準への適合、更に2030（令和12）年には現行基準を上回るZEH基準への適合が義務化される予定です。

県では、居住環境の向上と併せた温室効果ガスの排出削減を目的として、一定の省エネルギー性能を備え、県産木材や木質バイオマスエネルギーを活用した「岩手型住宅」の普及を図っています。

また、岩手型住宅の理念に賛同し、岩手型住宅の建設を推進する事業者を「岩手型住宅賛同事業者」として登録し、県ホームページで公表しています。

■ 岩手型住宅の理念



住宅性能表示制度における断熱等性能等級4を基本としますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けてより高い断熱性を目指します。

■ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

家電製品などの購入や買換えにおいて、高効率な省エネルギー機器の選択を促進します。

- ・ 家電製品の省エネルギー性能等の情報提供による高効率な省エネルギー家電の普及促進
- ・ 高効率給湯器、家庭用コジェネレーションシステムなどの省エネルギー効果やランニングコスト、購入支援制度等の情報提供による高効率な省エネルギー設備の普及促進

■ エネルギーの効率的使用促進

家庭におけるエネルギー使用量の把握、適切な省エネルギー手法を情報提供することにより、エネルギー消費量の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

- ・ 節電等による二酸化炭素削減効果の目安を把握できる「家庭のエコチェック⁵」等による家庭における取組の促進
- ・ 家庭のエネルギー使用の状況を分析し各家庭の実情に応じた省エネルギー対策を提案する「うちエコ診断⁶」、事例紹介を通じた取組の促進
- ・ 家庭で使用するエネルギーを効率化するHEMS⁷の普及促進

【指標】

| | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|------------------------------------|----|---------------|--------|--------|--------|
| 岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合 | % | 23.6 | 26.8 | 28.4 | 30.0 |
| わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数(累計) | 人 | 11,221 | 13,500 | 27,000 | 40,500 |

⁵ 家庭のエコチェック：温暖化防止いわて県民会議と県で設置しているホームページ「わんこ節電所」の省エネ行動がチェックできる機能。

⁶ うちエコ診断：家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、診断員が専用のソフトを使って、居住地の気候やライフスタイルに合わせた省エネ対策を提案する制度。

⁷ HEMS(ヘムス)：Home Energy Management System(ホームエネルギー・マネジメント・システム)の略で、家庭で使うエネルギーを効率的に使用するための管理システム。

② 産業・業務における省エネルギー化

2019（令和元）年度の産業部門における二酸化炭素排出量は、338万9千トン-CO₂（構成比28.2%）、業務部門における二酸化炭素排出量は、209万8千トン-CO₂（構成比17.4%）となっています。

各事業所の主体的な省エネルギー対策の一層の促進を図るとともに、規制的手法や経済的手法も取り入れながら事業活動の省エネルギー化を促進します。

【具体的な取組内容】

■ 省エネルギー活動の促進

事業者の温室効果ガス排出削減に向けて、エネルギー使用量の把握、省エネルギー性能の高い設備・機器や再生可能エネルギーの導入を促進します。

- ・ 地球温暖化対策計画書作成に当たっての事業者への指導・助言や目標達成に向けた個別のフォローアップなどの強化
- ・ 補助や低利融資制度等による省エネルギー性能の高い設備や再生可能エネルギー設備の導入支援
- ・ 事業所等のエネルギーの使用状況を診断し、提案や技術的な助言を行う「省エネルギー診断」、温室効果ガス排出量を可視化するサービス等の普及啓発
- ・ 脱炭素化支援機構（JICN）⁸と連携した省エネルギー設備等の導入促進 新規

排出削減に意欲的な事業者の主体的な取組を促進するとともに、ベストプラクティス⁹として県内各地域や事業者に広げます。

- ・ 温室効果ガスの排出削減に成果があった事業所の取組の紹介等による普及啓発
- ・ 温室効果ガス排出削減の取組を行っている優良な事業所を「できることから ECO アクション！」として表彰
- ・ 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定、認定事業者による二酸化炭素の排出削減に向けた取組を支援

生産性の向上や働き方改革、テレワークなど、企業等の環境負荷の低減につながる取組を支援します。

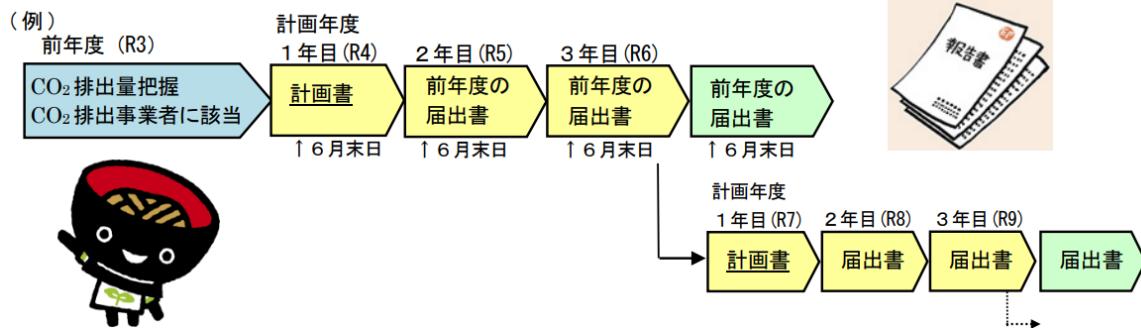
- ・ 働き方改革の取組を支援するため、サポートデスクの設置や優良事例の普及等により、県内各企業等が行う主体的な取組を支援
- ・ 中小企業が行う情報通信技術（以下「ICT」という。）の利活用など、省エネルギーにも資する経営力強化や生産性向上に向けた取組を支援

⁸ 脱炭素化支援機構（JICN）： Japan Green Investment Corp. for Carbon Neutrality。2022（令和4）年10月に設立された、地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を原資にファンド事業を行う株式会社。

⁹ ベストプラクティス：最効率の良い方法、成功事例。

～地球温暖化対策計画書制度～

県では、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき、二酸化炭素排出量が相当程度多い事業者に対して、3年ごとの地球温暖化対策計画書の提出と、毎年の地球温暖化対策実施状況届出書の提出を義務付けています。



地元金融機関と提携した温室効果ガス排出量の可視化サービスなども生まれてきており、そのような動きも踏まえたフォローアップの仕組みを検討し、事業者の地球温暖化対策の取組を後押ししていきます。

～いわて地球環境にやさしい事業所認定制度～

地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる県内の事業者または事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として県が認定する制度です。取組の内容によって認定区分が一つ星～四つ星の4段階に区分されており、認定により様々な優遇措置を受けることができます。

<例：優遇措置の例>

- ◆ 県営建設工事競争入札参加資格審査において、技術等評価点数が加点される。
- ◆ 「岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進事業」による低利融資制度が活用できる。
- ◆ 「いわて復興パワー」による電気料金割引の対象となる。



いわて地球環境にやさしい事業所
認定マーク

【四つ星事業者の取組事例～株式会社エヌエスオカムラ（釜石市）～】

オフィス家具製品や物流システム製品を製造する株式会社エヌエスオカムラでは、事業所から排出される温室効果ガス排出量を2030年までに2020年度と比べて50%以上削減、2050年までに実質ゼロにすることを目指し、省エネ診断の受診や高効率設備の導入など、積極的に省エネに取り組んでいます。



具体的には、高効率照明の導入、塗装工程処理の改善、梱包資材の削減、インバータコンプレッサーへの更新などを実施しています。

【取組の成果】

エネルギー使用量（重油換算） 1,343kL/年 (2021年) (2017年比 16.5%減)

二酸化炭素排出原単位（※） 2,490 t -CO₂ (2020年) (2017年度比 32%減)

| | | |
|-----|--|---------------|
| 設備等 | LED 照明器具 | コンプレッサー |
| 台数 | 204 台 | 4 台 |
| 効果 | 158,000kWh/年 | 119,316 kWh/年 |
| 写真 |   | |

※二酸化炭素排出原単位：一定量の生産物をつくるために排出する二酸化炭素排出量。

■ 環境経営等の促進

環境に配慮した事業活動と持続的な発展を目指す経営を支援します。

- ・ 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定、認定事業者による二酸化炭素の排出削減に向けた取組を支援【再掲】
- ・ 環境経営を推進する人材育成のためのエコスタッフ養成セミナー¹⁰の開催
- ・ 環境・社会・ガバナンスの要素を投資方針上重視するESG投資の促進
- ・ 環境報告書¹¹の作成支援等、事業者の環境経営の推進に資する環境コミュニケーション¹²の取組を促進
- ・ 環境マネジメントシステム認証制度の普及啓発による事業者の省エネルギー対策やエネルギー管理の促進
- ・ 商工指導団体、金融機関等で構成するいわて中小企業事業継続支援センター会議におけるカーボンニュートラルの取組事例や様々な支援策の共有によるGXの推進 **新規**
- ・ 地域支援拠点の設置による自動車産業のカーボンニュートラルの推進 **新規**
- ・ 岩手県産再生可能エネルギー電気のブランド化によるエネルギーの地産地消の促進
- ・ RE100¹³や再エネ100宣言RE Action（アールイーアクション）¹⁴など、企業が自らの使用電力を100%再生可能エネルギーで賄う取組の普及を促進

¹⁰ エコスタッフ養成セミナー：事業所で省エネルギー等の取組の中心となる人材「エコスタッフ」を養成するセミナー。温暖化の最新情報、省エネルギーのポイントや環境マネジメントシステム、通勤対策などの二酸化炭素排出削減の取組に関する話題を中心に毎年開催している。

¹¹ 環境報告書：企業などの事業者が自社の環境保全に関する方針や目標、環境負荷の低減に向けた取組などをまとめたもの。

¹² 環境コミュニケーション：環境負荷低減や環境保全の活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、地域住民等の意見を聞き、対話することにより、お互いの理解と納得を深めていく取組。

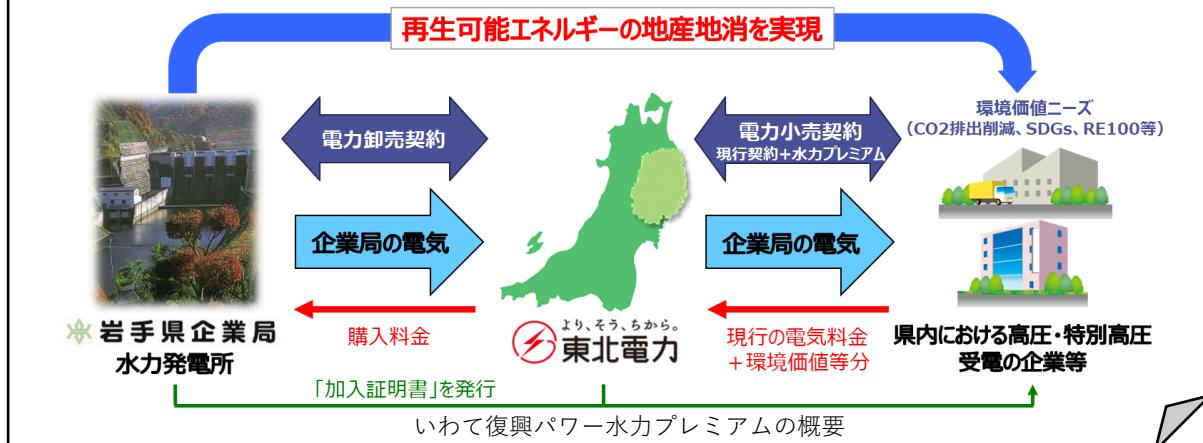
¹³ RE100:2050年までに事業で使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力で賄うこととする企業が加盟している国際イニシアチブ。「Renewable Energy 100%」の略。

¹⁴ 再エネ100宣言RE Action（アールイーアクション）：中小企業や自治体、教育機関などにおいて、使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言する枠組み。県内においても、久慈市、一戸町のほか、盛岡市や花巻市の企業などが参加。

～再生可能エネルギー地産地消（いわて復興パワー水力プレミアム）の取組～

東北電力㈱が提供する「いわて復興パワー水力プレミアム」は、岩手県企業局の胆沢第二発電所などの水力発電所で発電した電力及び非化石価値を県内企業等に供給し、再生可能エネルギーの地産地消を進め、地球温暖化防止に向けて本県の低炭素社会の形成に寄与しようとする取組です。

水力発電は発電時に二酸化炭素を排出しない電源のため、「いわて復興パワー水力プレミアム」に加入する企業等は、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量がゼロになり、さらには、岩手県産の水力発電の利用を企業等のPRに活用できるものです。



■ 情報通信技術や最先端技術を活用した事業活動等の環境負荷低減の取組推進

ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化・効率化の取組を推進します。

- ・ 機械作業の最適化など環境負荷の軽減にも寄与する「スマート農業¹⁵」技術の開発と普及を推進
- ・ いわてドローン物流研究会によるドローンを活用した物流システムのモデル研究、社会実装の推進
- ・ ICT を活用した工事の発注や、見学会・講習会の開催を通じた県内企業への建設 ICT 技術の普及を推進

¹⁵ スマート農業：ロボット技術や ICT を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業。

～いわてドローン物流研究会の取組～

中山間地域等において人口減少・少子高齢化が進行する本県では、買い物弱者対策が喫緊の課題です。

一方、既存のトラックによる運搬は利用者の減少による配送コスト増加や運転手の人手不足から厳しい見通しです。

ドローンは離発着時を除く飛行中は無人(リモート)飛行が可能であり、少量頻回輸送を低コストで実現できると見込まれます。また、動力源は電気であることから、環境負荷の低減に貢献することが期待されます。

いわてドローン物流研究会は、ドローンの活用による買い物弱者対策等の地域課題解決を目指す、官民協働の研究会です。2019（令和元）年に設立し、県外から講師を招いての講演会や、先進地への視察などに取り組んでいます。



R3 ドローン物流実証実験の様子

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|--------------------------|-----|----------------|------|------|------|
| いわて地球環境にやさしい事業所認定数 | 事業所 | 228 | 272 | 296 | 320 |
| 事業者が作成する地球温暖化対策計画書の目標達成率 | % | 62.7 (2020) | 66 | 70 | 74 |

③ 運輸における省エネルギー化

2019（令和元）年度の運輸部門における二酸化炭素排出量は、221万5千トン-CO₂（構成比18.4%）となっています。

広大な県土を有する本県では、自動車利用の割合が高く、自動車利用による二酸化炭素排出量が全国と比較して高い状況にあります。

自家用自動車への過度の依存を抑制するため、公共交通や自転車の利用促進に取り組むとともに、交通安全施設の整備、二酸化炭素の排出削減に資する道路交通流対策¹⁶を推進します。

【具体的な取組内容】

■ 公共交通機関等の利用促進

持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組むとともに、公共交通機関等の利便性の向上を図ります。

- ・ 関係団体等と連携した公共交通スマートチャレンジ月間等の取組を推進
- ・ 公共交通機関の利用促進に向け、バスマップの作成や待合環境の整備、関係団体と連携した公共交通機関のダイヤや運賃、サービス等の商品力の向上及び情報提供の促進
- ・ 市町村との連携による地域の実情に応じたコミュニティバス¹⁷やデマンド型乗合タクシー¹⁸等の公共交通体系の仕組みづくりの推進

自動車利用から自転車利用への転換に向け、岩手県自転車活用推進計画に基づく自転車の利用促進のための取組を推進します。

- ・ 自転車通行空間等の整備、道路標識や道路標示の改善等による安全で快適な自転車利用環境の創出
- ・ 市町村の自転車活用推進計画の策定やシェアサイクル導入の取組等を支援
- ・ 自動車利用から自転車利用への転換による二酸化炭素排出削減効果等の情報発信による普及啓発

¹⁶ 道路交通流対策：交通管制の高度化などにより、交通渋滞を解消、自動車の走行を円滑化するための対策。

¹⁷ コミュニティバス：一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス。小型バスで住宅街の内部や公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応する。多くは地方公共団体の補助によって運営される。

¹⁸ デマンド型乗合タクシー：利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応える新たな公共交通。

～モビリティ・マネジメント（公共交通スマートチャレンジ月間）の取組～

公共交通スマートチャレンジ月間は、公共交通の利用推進及び二酸化炭素の排出削減を図るため、日常の生活行動に合わせて、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用や、短い距離は自転車や徒步で移動するなど、ムリなく、できる範囲で、車との「スマートな使い分け」にチャレンジする取組です。

岩手県内の参加事業所及び個人において、期間中に通勤及び出張時や休日の外出時の公共交通機関の利用、自動車運転時のエコドライブの実践などに取り組んでいます。



2022（令和4）年公共交通スマートチャレンジ月間

■ 自動車交通における環境負荷の低減

自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電・給電機能の活用など社会的価値にも着目した次世代自動車への普及を促進します。

- ・ 省エネルギー性能やランニングコスト等の情報提供による普及促進
- ・ 電動車の購入や充電設備等の整備に係る補助等による事業者の導入支援 新規
- ・ 水素ステーション整備、事業者のFCV¹⁹購入等に係る補助等による導入支援
- ・ 電動車の公共交通機関等への導入支援による普及促進 新規
- ・ 災害時における給電機能等、電動車のエネルギーインフラとしての社会的価値の普及啓発
- ・ 国の補助制度の紹介による次世代自動車や住宅用充電設備等の普及促進

通勤や来客の交通手段の転換を促す事業者の取組を促進します。

- ・ 地球温暖化対策計画書制度の運用による事業者の取組の促進

¹⁹ FCV : Fuel Cell Vehicle の略、燃料電池自動車。水素を燃料として車載し、水素を空気中の酸素と化学反応させて燃料電池により発電を行い、電気を使ってモーターを駆動させて走る自動車。

■ 環境負荷の低減に向けた物流の推進

船舶や鉄道利用による貨物輸送へのモーダルシフト²⁰を促進し、物流の環境負荷を低減します。

- ・ 港湾所在市町等との連携によるポートセールスの実施など、県内港湾を利用した大型船舶での貨物輸送による物流効率化を促進

物流における二酸化炭素排出削減に向けた物流事業者の取組を促進します。

- ・ 地球温暖化対策計画書制度の運用による事業者の取組の促進【再掲】
- ・ 利用者への情報提供や普及啓発による宅配便の再配達抑制の促進

空港や港湾の脱炭素化に向けた計画的な取組を推進します。

- ・ (仮称) 花巻空港脱炭素化推進計画を策定し、計画に基づく取組を推進 新規
- ・ カーボンニュートラルポート²¹(CNP)形成のための港湾脱炭素化推進計画を策定し、計画に基づく取組を推進 新規

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|--|-----|---------------|------|------|------|
| 三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数 | 回 | 10.2 | 14.3 | 16.3 | 16.4 |
| モビリティ・マネジメント ²² (公共交通スマートチャレンジ月間)への取組事業者数 | 事業者 | コロナのため開催見送り | 140 | 150 | 160 |
| 乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合 | % | 22.7 | 27.1 | 29.3 | 31.5 |
| 信号機のLED化率 | % | 57.8 | 59.0 | 59.6 | 60.2 |

²⁰ モーダルシフト：貨物輸送の手段を、より環境負荷の小さいものへと転換すること。具体的には、輸送の主流をトラックから鉄道や船などへ転換して、物流の効率化を推進していく動きを指す。

²¹ カーボンニュートラルポート：脱炭素社会の実現に貢献するため、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を行う港湾。

²² モビリティ・マネジメント：直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主に車利用から公共交通利用に誘導する交通政策。

～北岩手地域循環共生圏の取組～

県北地域の9市町村（久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）は、2019（平成31）年2月に横浜市と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結し、2020（令和2）年2月に「北岩手循環共生圏」を結成しました。

この取組は、再生可能エネルギーや個性あふれる食材等の北岩手が持つ地域資源を供給することで、北岩手と横浜市との間で、ヒト、モノ、カネ等が循環する「地域循環共生圏」を目指すものであり、一戸町の地域新電力会社から横浜市への再生可能エネルギー電力の供給や、横浜市が主催するイベントでの観光等の魅力発信が行われるなど、今後の交流の広がりが期待されます。



※「地域循環共生圏」とは、第五次環境基本計画で提唱され、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限に活用しながら、自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じた資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

—エネルギーの脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入促進—

① 着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入

太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、県内で生産できる重要なエネルギー源です。

東日本大震災津波以降、エネルギーの重要性が増す中、FIT制度も追い風となって、太陽光発電を中心に導入が進み、本県の再生可能エネルギーによる電力自給率は上昇しています。本県の再生可能エネルギーの推定利用可能量は全国的にも優位であることから、高いポテンシャルを最大限に活用し、再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

【具体的な取組内容】

■ 導入量拡大に向けた取組の推進

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を促進します。

- ・ 多様な媒体や機会を活用した再生可能エネルギー発電施設に係る普及啓発
- ・ 低利融資制度等による再生可能エネルギー設備の導入支援
- ・ 岩手県風力発電導入構想に基づく市町村等との連携による事業化の支援、地熱発電立地のための側面的支援
- ・ 洋上風力発電の導入に向けた、関係市町村や利害関係者との調整、関連産業の創出・育成の取組を推進
- ・ 土地改良施設の維持管理費の低減につながる農業水利施設を活用した小水力発電施設の導入に向けた普及啓発等
- ・ 海洋再生可能エネルギー実証フィールドを活用した発電システムの技術開発・実証事業に向けた取組を支援
- ・ FIT制度の買取期間終了後の発電施設の維持及び再開発支援
- ・ 高経年化した水力・風力発電施設の再開発による導入量の維持拡大、新規発電施設の開発推進
- ・ 脱炭素化支援機構（JICN）と連携した再生可能エネルギーの導入促進 新規
- ・ 再生可能エネルギーのポテンシャルの最大限活用に向けた、送配電網の充実・強化についての国への働きかけ

～洋上風力発電事業の実現に向けた取組～

国では、「洋上風力産業ビジョン（2020（令和2）年12月策定）」において、2040（令和22）年に洋上風力発電の導入量を大幅に拡大する目標（30～45GW）を掲げており、洋上風力発電への期待が高まっています。

日本は遠浅の海域が少ないとことから、水深が深い海域に設置可能な浮体式洋上風力発電を増やしていく必要があります。

久慈市沖では、全国に先駆けて、関係者と協力しながら浮体式洋上ウインドファームの実現に向けて取り組んでいます。

洋上風力発電事業における円滑な海域利用のため、漁業者の理解を得ながら、継続して漁業との共生・協働による海洋エネルギーの導入に向け取り組んでいきます。



北九州市沖バージ型浮体風車
「ひびき」

■ 関連産業への参入支援など地域に根ざした取組の推進

県内事業者の再生可能エネルギー関連産業への参入や技術開発を支援します。

- ・ 事業者や市町村を対象としたセミナーの開催や先進事例の共有など、風力や太陽光発電のメンテナンス体制の整備に向けた支援
- ・ 新たな技術開発等に取り組む企業や大学等の支援

■ 地域環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進

地域環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。

- ・ 大規模な開発事業が環境保全に十分に配慮して実施されるよう、環境影響評価²³制度の適切な運用と審査体制の継続的な点検及び必要な見直し
- ・ 環境影響評価に必要な環境基礎情報や最新の技術的事項に係る情報の整備及び提供
- ・ 県の環境配慮基準の策定等により市町村の再生可能エネルギー導入の促進区域²⁴（ポジティブゾーニング）の設定を支援 **新規**
- ・ 国や市町村と連携した個別事案対応チームによる適切な事業の実施に向けた支援や導入のための情報共有
- ・ 地域環境に配慮した制度改善等についての国への働きかけ

²³ 環境影響評価（環境アセスメント）：大規模な開発事業などを行う場合に、あらかじめ、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、県民や知事・市町村長などの意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げ、環境への影響をできるだけ少なくするための手続の仕組みのこと。

²⁴ 促進区域：地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業の対象となる区域。関係法令の手続きのワンストップ化等の特例を受けられる。

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|-----------------|-----|---------------|-------|-------|-------|
| 再生可能エネルギー導入量 | MW | 1,681 | 1,966 | 1,981 | 2,081 |
| 促進区域を設定している市町村数 | 市町村 | 0 | 1 | 3 | 9 |

② 自立・分散型エネルギーシステムの構築

東日本大震災津波を契機として、大規模集中型の電力システムが抱える災害に対する脆弱性が明らかとなり、その対応としてエネルギーを地産地消し、自立的で持続可能な災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築が進められています。本県でも、防災のまちづくりを推進するため、これまで防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を支援してきました。

また、地域のエネルギー収支の改善は、地域経済の活性化にも資することから、引き続き、地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築に取り組んでいきます。

【具体的な取組内容】

■ 自立・分散型エネルギーシステムの構築

災害時にも対応でき、地域経済と環境の好循環をもたらすエネルギーの地産地消の取組を推進します。

- ・ 市町村の自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を支援
- ・ 地域企業による地域新電力²⁵などへの参入を促進
- ・ 家庭や事業所等への自家消費型再生可能エネルギーの導入支援
- ・ 市町村の公有地を活用した再生可能エネルギーの導入支援

～再生可能エネルギー地産地消（アマリングリーンでんき）の取組～

久慈市では、「再エネ100宣言 RE Action」に参加し、2050年までに市の保有施設の使用電力を100%再生可能エネルギー由来の電気に転換することを目指しています。

この取組の第一弾として、久慈市と地元企業が出資して設立した地域新電力が、岩手県企業局が管理運営する市内の水力発電所で発電した電気の供給を受けて、久慈市文化会館へ供給する取組を2020（令和2）年4月1日から開始しています。

今後、県内の他地域においても自治体と地元企業等が連携して再生可能エネルギー由来の電気の地産地消に取り組むことが期待されます。



供給開始式の様子（資料：久慈市）



供給スキーム図（資料：岩手県企業局）

²⁵ 地域新電力：地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者。

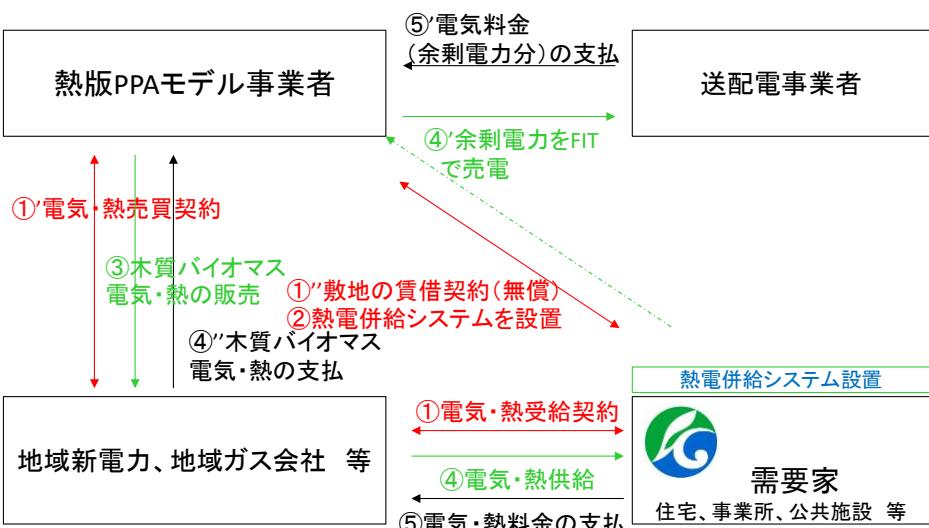
～自立・分散型エネルギーシステムの構築～

東日本大震災津波の経験を踏まえ、県では、非常時においても一定の電力を貢献する、自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を進めています。

2013（平成25）年度からは、市町村が行う自立・分散型エネルギー供給体制の構築に係る計画策定や設計に要する費用に対する補助事業を実施しており、2022（令和4）年12月までに10件が採択されています。

久慈市では、県の補助により2020（令和2）年度に木質バイオマスを活用した木質熱電併給システムの導入等の可能性調査を実施しました。

その後、木質資源の地域内利用を目的とする熱版PPAモデル事業の採算性調査を実施するなど取組を進め、2022（令和4）年11月、国の脱炭素先行地域に選定されました。



久慈市における熱版PPA事業モデル

※ 熱版PPA事業：熱供給事業者が熱需要家の敷地を借りて、熱供給システムを設置し、熱の供給と販売を行う事業。久慈市のモデルでは電力も併せて販売する想定。

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|---------------------------------|-----|---------------|-------|-------|-------|
| 再生可能エネルギー導入量 | MW | 1,681 | 1,966 | 1,981 | 2,081 |
| 自立・分散型エネルギーシステム構築計画策定支援市町村数（累計） | 市町村 | 1 | 3 | 6 | 9 |

③ 水素の利活用推進

水素は、利用時に二酸化炭素を排出しないことなどから、温室効果ガス排出削減に有効とされており、脱炭素社会実現の切り札と言われています。また、再生可能エネルギーを含む多様なエネルギー源から製造し、貯蔵・運搬することができるため、エネルギーの安全保障の確保への貢献も期待されています。

これまで本県では、2019（平成31）年3月に「岩手県水素利活用構想」を策定するなど、水素利活用に向けた取組を実施してきました。国においても、第6次エネルギー基本計画や水素基本戦略等において具体的な目標を掲げて水素社会の実現に向けた取組を加速化させているほか、世界各国で水素に関する様々な技術開発が進められていること等を踏まえ、引き続き、本県において水素利活用の取組を推進していきます。

【具体的な取組内容】

■ 水素の利活用推進

国の動向や技術開発の進展等も踏まえながら、「岩手県水素利活用構想」に基づき、再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用や理解促進に取り組みます。

- ・ 水素の利活用推進に向けた調査研究、実証事業等の推進
- ・ 水素ステーション整備、FCV 購入等に係る補助等による支援 [再掲](#)
- ・ 水素関連ビジネスの創出・育成に向けた人材育成等の取組の推進
- ・ 水素の理解促進に向けた自治体・事業者向けセミナー等の開催やイベント等による普及啓発

～岩手県水素利活用構想～

県では、2019（平成31）年に岩手県水素利活用構想を策定し、本県の豊富な再生可能エネルギー資源を最大限に生かした水素の製造とその利活用に向けた取組を推進しています。構想に基づき、本県の地域特性を踏まえた「中山間地域」「農林水産関連産業」「製造業」「公共交通機関／自動車」の4つの水素の利活用モデルの実証導入に向けた取組や、水素ステーションの県内への導入促進のため、関係事業者等で組織する研究会を設置し、2019（令和元）年度から順次、取組を進めています。



岩手県の将来の水素社会のイメージ



岩手県水素ステーション等研究会の活動（2019（令和元）年度）

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|------------------|----|---------------|------|------|------|
| 水素に関する普及啓発活動(累計) | 回 | 3 | 3 | 6 | 9 |
| 県内の水素ステーション数 | 基 | 0 | 1 | 1 | 2 |

④ 多様なエネルギーの有効利用

森林の未利用間伐材、家畜の排せつ物などのバイオマスを燃料とした発電や熱供給などのエネルギー利用が進められています。

本県では、豊富な森林資源を活用し、木質バイオマスの利用に先駆的に取り組んでおり、引き続き木質バイオマスエネルギーの利用促進や安定供給に取り組むほか、その他のバイオマスエネルギーや温泉熱などの多様なエネルギーの利活用に向けた取組を促進します。

【具体的な取組内容】

■ バイオマスエネルギーの利用促進

木質バイオマス利用機器の導入促進、木質バイオマス発電施設等の大口需要に対応した木質燃料の安定供給に加え、木質バイオマスエネルギーの効率的な利用につながる地域熱供給の取組を促進します。

- ・ 国の補助事業等の活用や、木質バイオマスコーディネーター²⁶による技術指導・助言を通じた公共施設・産業分野等への木質バイオマス利用機器の導入促進
- ・ 市町村や事業者と連携した一般家庭へのペレットストーブの導入促進
- ・ 木質バイオマス燃料の安定供給に向け、事業者と原木供給者との原木等の需給情報の共有、未利用間伐材等の有効活用を推進
- ・ 市町村等に対する木質バイオマスエネルギーの地域熱供給導入の働きかけ、地域の関係者の協力体制を構築する協議会等の設置を促進
- ・ 地域内の森林資源を熱利用等により持続的に循環利用する「地域内エコシステム²⁷」の構築に向けた取組を促進
- ・ 木質バイオマスを熱や電気エネルギーとして利用する「熱電併給システム」の普及

廃棄物、畜産バイオマス、汚泥を活用したエネルギーの活用を促進します。

- ・ 廃棄物処理施設の整備におけるエネルギー回収設備等の導入に係る助言
- ・ 廃棄物等のバイオマスエネルギーの活用に向けた関連産業・学術機関等の体制構築を支援
- ・ 地域の需要量を超えて発生している家畜排せつ物の必要に応じた電気・熱等のエネルギー利用の促進
- ・ 下水熱を利用した熱供給や汚泥処理過程で発生した消化ガス（バイオガス）の供給（売却）による下水道が有するエネルギー資源の有効利用の推進

²⁶ 木質バイオマスコーディネーター：2009（平成21）年度から県が委嘱、派遣している木質バイオマスの専門家。

²⁷ 地域内エコシステム：地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電供給により森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み。

■ 未利用エネルギー²⁸の活用

温泉熱や地中熱など多様な未利用エネルギーの利用を促進します。

- 温泉熱などの未利用エネルギーの活用に向けた普及啓発及び導入に向けた助言

～木質バイオマスコーディネーター～

「木質バイオマスコーディネーター」は、既に木質燃料ボイラー等の木質バイオマスエネルギー利用に取り組んでいる事業者や、これから導入を検討している事業者の疑問等に対して、技術的な指導や助言を行う木質バイオマスの専門家です。

県では、木質バイオマスコーディネーターを無料で派遣し、ボイラの規模決定、燃料の調達方法、木質燃料の製造に係るノウハウの提供など、木質バイオマスエネルギー利用につながる取組の支援を行っています。

木質バイオマスコーディネーター 派遣事業の御案内

木質バイオマスエネルギー利用に取り組む皆様をサポートします！

◆木質バイオマスコーディネーターとは
県が委嘱している木質バイオマスの専門家です。
県では、木質バイオマスエネルギー利用を促進するため、平成21年度から木質バイオマスコーディネーター派遣事業を実施しており、木質バイオマスエネルギー利用に取り組む岩手県内の自治体や事業者等への技術的な指導や助言を行っています。

このような場合に御相談ください！

- チップボイラーやペレットボイラ等を導入・更新したい
- チップやペレット等の木質燃料の製造についてアドバイスが欲しい
- 木質バイオマス利用施設の導入に当たって地域の合意形成を図りたいなど

◆木質バイオマスコーディネーターの派遣を希望する場合
お近くの広域振興局の林務担当部、又は県庁農林水産部林業振興課まで御相談ください。なお、木質バイオマスコーディネーター派遣に伴う費用はかかりません。

お問い合わせ 岩手県農林水産部林業振興課 林業担当まで 電話 019-629-5774(直通)
メール AF0010@pref.iwate.jp

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|---------|-----|---------------|---------|---------|---------|
| チップの利用量 | BDt | 243,110 | 230,650 | 230,790 | 230,930 |

²⁸ 未利用エネルギー：工場、変電所、下水処理場などから利用されないまま放出される低温の排熱（熱エネルギー）や、低落差、低流量の流水（位置エネルギー）などを指す。

(3) 多様な手法による地球温暖化対策の推進

① 温室効果ガス吸収源対策

森林は良質な水の供給や土砂災害の防止、生態系の保全等のほか、二酸化炭素を吸収・固定する大きな役割を担っています。

国が算定した2019（令和元）年度の本県の森林吸収量は141万6千トン-CO₂とされており、本県の温暖化対策に寄与する重要な吸収源であることから、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、再造林や間伐等の森林整備を促進するとともに、林業就業者の確保・育成や県産木材の利用促進に取り組みます。

また、普代村の養殖ワカメや養殖コンブによる「横浜市ブルーカーボン・オフセット制度」の認証や、洋野町のウニを肥育する増殖溝での藻場造成による「Jブルークリジット」の認証の事例を踏まえながら、ブルーカーボンの有効性の検討や普及啓発、藻場の再生等に取り組みます。

【具体的な取組内容】

■ 持続可能な森林の整備

二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備を促進するとともに、森林整備の担い手である林業就業者の確保・育成に取り組みます。

- ・ 「地域森林計画」及び「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」等に基づく森林整備を促進
- ・ 市町村や林業関係者等との連携による森林を適切な状態に保つための計画的・効率的な再造林や間伐等を促進
- ・ 市町村や林業関係者等との連携による森林の状況に応じた複層林²⁹化や、針葉樹と広葉樹の混交林化を促進
- ・ 保安林の指定等による森林の適切な管理・保全を推進
- ・ 「いわて林業アカデミー³⁰」による、林業への就業を希望する若者への森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援
- ・ (公財)岩手県林業労働対策基金が行う新規林業就業者の確保に向けた就業相談会の開催や森林施業に必要な技術研修等を促進

²⁹ 複層林：垂直方向に異なった樹冠を有する森林。

³⁰ いわて林業アカデミー：林業事業体の経営の中核を担う現場技術者を養成するため、産学官の協力を得て行われる県による研修制度。

■ 県産木材の利用促進

県産木材の安定供給を図るとともに、公共施設や民間施設における県産木材の利用拡大を推進します。

- ・ 「岩手県県産木材等利用促進基本計画」等に基づき、多様な主体が参画し、建築物等への県産木材等の利用を推進
- ・ 市町村や林業関係者等と連携した路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化や県産木材の安定供給体制の構築

■ 県民や事業者の参加による森林づくりの推進

二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能や、林業に対する県民理解の醸成を図るとともに、地域住民や企業などの地域力・民間活力を活かした森林整備を促進します。

- ・ 「いわての森林の感謝祭」の開催等を通じた植樹・保育活動の普及啓発
- ・ 「いわての森林づくり県民税」を活用した地域住民による身近な里山林の整備の促進
- ・ 企業の森づくり活動³¹による二酸化炭素吸収量の認定を通じた民間活力を生かした森林整備・保全の促進
- ・ 市町村等が行う水源涵養や環境保全を目的とした植樹活動の支援
- ・ 県有林の間伐による二酸化炭素吸収量を「岩手県県有林J-クレジット³²」として企業等に販売し森林づくりに活用

■ ブルーカーボンの推進

海藻などを二酸化炭素吸収源とする「ブルーカーボン」の活用に向けた機運醸成や藻場の再生・造成に取り組みます。

- ・ ブルーカーボンの認知度向上の取組を推進
- ・ 吸収源としてブルーカーボンを活用するための測定方法の調査・検討
- ・ ブルーカーボンの増大に貢献する藻場の再生・造成 新規

³¹ 企業の森づくり活動：企業が社会貢献活動の一環として、森林所有者と協定を結び、社員ボランティアによる森林整備や森林所有者が行う間伐等への資金提供等により森林整備を支援する活動。県内外の企業が、県や市町村等と協定を締結し、森づくり活動を実施している。

³² 岩手県県有林J-クレジット：森林の間伐による温室効果ガス吸収量を固定し、国が認証する「クレジット」として販売している。購入による販売収益は、岩手県の森林づくりに活用される。

～いわての森林づくり県民税～

いわての森林づくり県民税は、森林の公益的機能を維持・増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、2006（平成18）年度に創設されました。

この税を財源として、管理不十分な人工林を針広混交林※に誘導するための間伐や、公益上重要な森林への植栽等を支援しているほか、地域住民やNPO団体等が取り組む森林づくり活動への支援、児童・生徒等への森林環境学習の機会の提供などが行われています。

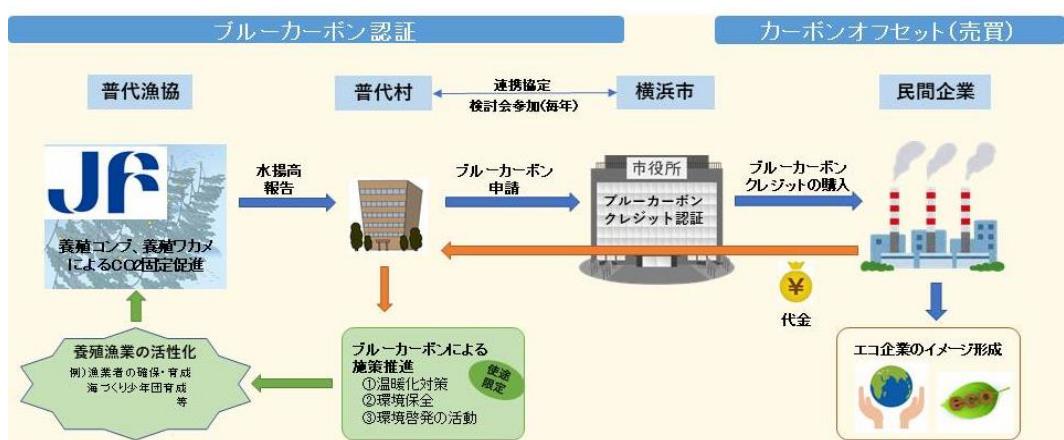
※針広混交林：針葉樹と広葉樹が入り混じって生育する森林



～普代村の横浜市ブルーカーボンオフセット～

2020（令和2）年2月、普代村が申請を行った普代村産の養殖ワカメ、養殖コンブが、横浜市が実施する「横浜ブルーカーボン・オフセット制度」の認証を受けました。

養殖ワカメ及び養殖コンブの1年間の水揚高計約1,765トンについて、年間の二酸化炭素吸収量が58トンになるとの認証を受け、吸収量1トン当たり8,000円で企業等へ販売されます。普代村では、それらの収益を養殖業の活性化等に充てています。



【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|---------------|----|---------------|-------|-------|-------|
| 間伐材利用率 | % | 42.5 | 43.3 | 43.8 | 44.3 |
| 再造林面積 | ha | 993 | 1,050 | 1,100 | 1,150 |
| 藻場造成実施箇所数（累計） | 箇所 | 0 | 3 | 5 | 8 |

② 廃棄物・フロン類等対策

廃棄物の処理によって、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生することから、処理量を減らすとともに、廃棄物となったものについては、可能な限り再使用、再生利用するほか、焼却処理や埋立処分せざるを得ない廃棄物についても、その廃棄物が持つエネルギーを有効活用していくことが求められます。

このため、廃棄物の発生抑制を主眼とした3Rを基調とする循環型のライフスタイルの定着や、環境配慮型の事業経営への一層の転換を図ります。

また、温室効果ガス全体の排出量のうち、二酸化炭素以外の温室効果ガスの占める割合は約10%と少ないものの、その温室効果は、二酸化炭素と比較して12倍から2万倍と非常に高いことから、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出削減についても、引き続き、関係団体と連携して取り組んでいきます。

【具体的な取組内容】

■ 廃棄物の発生・排出の抑制、リサイクルの促進

脱炭素社会への転換に寄与するため、廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルを促進します。

- ・マイバッグ使用の徹底や使い捨て容器包装の削減など、3Rを基調としたライフスタイルの定着に向けた普及啓発
- ・関係業界と連携し、容器包装の簡素化やレジ袋の削減、マイバッグの推奨、再使用可能な容器の普及等の廃棄物発生抑制に関する取組を促進
- ・市町村や事業者等と連携し、廃棄物の発生抑制及び各種リサイクル法による回収等を促進
- ・家庭系ごみ処理の有料化、事業系ごみ処理費用の適正負担等に向けた市町村の取の助言・支援
- ・「エコ協力店いわて認定制度」³³等の周知・普及
- ・産業廃棄物の多量排出事業者等に対する産業廃棄物の減量や適正処理に関する計画書及び実施状況報告書の作成・届出の要請などにより産業廃棄物の発生・排出抑制を促進
- ・海岸に至る河川流域全体で、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみの発生を抑制する取組を推進
- ・食品の製造から販売までの各段階における食品関連事業者の食品ロス削減の徹底に関する啓発、発生する食品廃棄物の再資源化の推進

³³ エコ協力店いわて認定制度：県と市町村（一部を除く）が、ごみの減量化やリサイクルについて、自ら目標を立てて目標に取り組む店舗を、エコショッピングいわて認定店（小売店及びサービス業を営む営業所）、エコレストランいわて認定店（飲食店）、エコホテルいわて認定店（宿泊施設）として認定するもの。

■ 循環型社会を形成するビジネス・技術開発の支援

事業者による産業廃棄物等の再生処理など、3Rを推進する事業や技術の研究開発等を支援します。

- ・ 岩手県産業・地域ゼロエミッション³⁴推進事業補助制度³⁵などにより、事業者による環境に配慮したものづくり・サービスなどの事業活動を支援
- ・ 岩手県再生資源利用認定製品認定制度の周知・普及により、リサイクル市場や循環型社会を形成するビジネス・技術開発を支援
- ・ 地域ゼロエミッションコーディネーター³⁶による、事業者の廃棄物の減量化や資源循環利用を推進する取組の助言・支援
- ・ 未利用間伐材、下水汚泥をはじめとしたバイオマスや建設廃棄物等の3Rの促進
- ・ 廃棄物発電³⁷や温水利用など廃棄物処理による余熱利用の促進

■ フロン類の排出抑制等の促進

フロン類を使用している機器についてフロン排出抑制法や家電リサイクル法等に基づき、適正処理を促進します。

- ・ フロン排出抑制法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法の適正な運用によるフロン類の排出抑制及び適正処理に向けた取組を促進
- ・ 市町村との連携による家電リサイクル法等の関係制度の周知
- ・ 関係団体との連携によるフロン排出抑制による地球温暖化防止の効果に関する普及啓発

■ メタン、一酸化二窒素等の排出削減対策の促進

廃棄物対策を着実に進めるとともに、農業活動における排出削減対策を促進します。

- ・ 食品ロス削減の徹底等による有機性の廃棄物の発生抑制や、バイオガス化等による有効利用の促進
- ・ 農地の炭素貯留効果の高いカバークロップ³⁸や、メタン発生抑制効果のある水田の長期中干しなどの生産技術の導入促進
- ・ 家畜排せつ物の適正処理と有効利用の促進

³⁴ ゼロエミッション：生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として活用することにより、廃棄物ができるだけゼロに近づけるとともに、物質循環の環（わ）を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指すもの。

³⁵ 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度：県内において事業者が産業廃棄物等の削減やリサイクル活動を行う場合に、その経費の一部を補助する制度。

³⁶ 地域ゼロエミッションコーディネーター：産業廃棄物を多く排出する事業者への訪問業務や相談業務を行う、製造業等の工程管理や品質管理、環境管理に携わった経験を有する県職員。

³⁷ 廃棄物発電：廃棄物を処理する際に生じる熱エネルギーを利用して発電すること。可燃ごみを焼却した時の排熱を利用するものや、生ごみ・家畜糞尿等を発酵させて発生するメタンガスを利用する方法などがある。

³⁸ カバークロップ：緑肥（栽培した植物を土の中にすき込み、肥料にすること）により、化学肥料と土壤からの二酸化炭素の排出を削減する取組。

～楽しく・美味しく・残さず食べて「食品ロス」を減らしましょう～

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品のことです。全国では年間約522万トンもの食品ロスが発生しています（R2 農林水産省推計）。食品ロスはもったいないばかりでなく、廃棄物として焼却処理される場合に化石燃料を使用するため、地球温暖化にもつながります。

岩手県では、「マナーを守り いわての豊かな環境と資源を 未来へ」のスローガンのもと、「いわて三ツ星 eco マナーアクション」に取り組んでいます。食品ロス削減に向けたアクションの例は、

- 外食時は適量を注文して食べ残さない
- 料理は食べ切れる量で調理する
- 宴会では「3010運動※」を実践する
日々の暮らしで、できることから少しずつ
食品ロスの削減に取り組みましょう。

「3010運動」：長野県松本市が考案した取組で、宴会の際に、乾杯後の30分間とお開きの前の10分間は、料理を楽しむ時間にする運動。



【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|---------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 一般廃棄物の焼却施設処理量 | 千トン | 339 (2020) | 335 (2022) | 333 (2023) | 331 (2024) |
| 一般廃棄物のリサイクル率 | % | 17.5 (2020) | 22.5 (2022) | 23.2 (2023) | 23.8 (2024) |
| 産業廃棄物の再生利用率 | % | 59.0 (2020) | 60.6 (2022) | 60.6 (2023) | 60.6 (2024) |
| フロン類回収量の報告率 | % | 93 (2020) | 100 | 100 | 100 |

③ 基盤的施策の推進

ア 県民運動の推進

県では、2009（平成21）年に「温暖化防止いわて県民会議」を設立し、各団体や市町村との連携・協働のもと、温暖化対策について全県的な運動として展開してきました。

引き続き、多様な分野の団体と連携を図りながら、具体的な行動に取り組む県民運動を展開し、県民総参加による温暖化対策を推進していきます。

【具体的な取組内容】

■ 県民運動の推進

全県的な団体・機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を核として、県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて連携・協働し、具体的行動に取り組む県民運動を展開します。

- ・ 県民の主体的な取組を促進するため、世代別などターゲットに応じた普及啓発の実施
- ・ 脱炭素に向けた優れた取組の表彰制度を活用した先駆的、効果的な取組の全県への波及
- ・ 情報共有等による構成団体相互の連携強化
- ・ 専門知識を有する外部人材からの助言による構成団体の取組の促進 新規

～できることからECOアクション～

温暖化防止いわて県民会議では、エネルギー消費量が高まる冬季の省エネ・節電の取組を促す呼び掛けを展開しており、事業所における優れた取組やユニークな取組について、「ECOアクション賞」、「会長特別賞」として表彰を行っています。

2012（平成24）年度から、これまで延べ861事業所・団体が参加し、省エネ・再エネ設備等の導入や意識啓発の取組などにより、66事業所・団体が表彰されました。

今後も、事業所の省エネ・再エネ設備導入等の取組を促進することにより、構成団体の職員の意識醸成を図るとともに、温室効果ガス排出量を削減する取組の普及に努めます。



2022（令和4）年度
できることから ECO アクション表彰式



駅舎上の太陽光発電



グリーンカーテンの設置

～いわてわんこ節電所～

いわてわんこ節電所は、私たちのライフスタイルに取り込んでいける省エネ行動の提案や、地球温暖化に関する情報を分かりやすく発信する県が運営するWEBサイトです。

「照明をこまめに消す」など普段の生活で取り組んだ省エネ行動をチェックして、二酸化炭素削減量を簡単に確認できます。削減した二酸化炭素は「わんこそば」の「わんこ」に見立てて積み重ねていくことで、省エネ行動の成果を「見える化」しています。

2017（平成29）年に開設以来、いわてわんこ節電所家庭のエコチェック参加者数は延べ30,054人（2022（令和4）年12月）となっています。

いわてわんこ節電所ホームページ

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|-----------------------------|----|---------------|--------|--------|--------|
| 地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合 | % | 79.9 | 90.0 | 90.0 | 90.0 |
| 省エネ一斉行動参加団体数（累計） | 団体 | 42 | 59 | 135 | 228 |
| わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数（累計）【再掲】 | 人 | 11,221 | 13,500 | 27,000 | 40,500 |

イ 分野横断的施策の推進

【具体的な取組内容】

■ 市町村の取組の支援

地域課題を解決し、暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素を目指す市町村の取組を支援します。

- ・ 温暖化対策実行計画策定の支援 **新規**
- ・ 県の環境配慮基準の策定等により市町村の再生可能エネルギー導入の促進区域（ポジティブゾーニング）の設定を支援 **【再掲】 新規**
- ・ 市町村の自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を支援 **【再掲】**
- ・ 脱炭素先行地域づくり事業や重点対策加速化事業の選定を目指す市町村の計画策定の支援 **新規**
- ・ 再生可能エネルギー資源を生かした地域間の交流連携の促進

■ グリーン ILCによるエコ社会の実現に向けた取組

ILC³⁹から生じる排熱の利活用や、カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の活用等により、ILCを通じた持続可能なエコ社会を目指す「グリーン ILC」の取組を推進します。

- ・ ILC から生じる排熱の利活用やカーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の活用等に係る共同研究を推進
- ・ グリーン ILC セミナー等により、グリーン ILC の理念や取組の普及啓発を推進

■ 環境負荷の低減に向けたまちづくりの推進

脱炭素に向けた効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

- ・ 市町村との連携により適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進
- ・ 市町村と連携した大規模集客施設の適正な立地誘導
- ・ 県内の主要交差点における混雑多発箇所の解消、緩和に向けた道路整備
- ・ 都市交通の円滑化に資する都市計画道路の整備
- ・ 公共施設や道路等の照明施設等の省エネルギー化・長寿命化の推進

温室効果ガス吸収源対策や、緑化等の推進による熱環境の改善に向けて、身近な緑地等の整備を推進します。

- ・ 公園緑地の整備や都市緑化の推進など、緑地を保全・創出
- ・ 家庭での植栽や日射遮蔽効果が高い緑化植物による屋上・壁面緑化の促進

³⁹ ILC：国際リニアコライダーのこと。International Linear Collider の略。全長約 21 km の地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|----------------------------|----|---------------|------|------|------|
| 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定市町村の割合 | % | 16 | 34 | 46 | 58 |

ウ 県の率先的取組の推進

県がその事務事業において地球温暖化対策に率先して取り組むことは、地方公共団体として地球温暖化対策に貢献するだけではなく、県内の事業者や住民による温室効果ガス排出削減への気運を高めることにつながることが期待されます。

本県の事務事業における2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は14万6,872トン-CO₂であり、2013（平成25）年度比で11.6%減少しています。

実行計画の目標達成に向けて、県の事務事業における温室効果ガス排出削減目標を設定し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した県有施設の整備、改修等の取組を推進します。

【県の率先的取組の推進による削減の目標】

- 2030（令和12）年度の本県の事務事業における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で60%削減することを目指します。

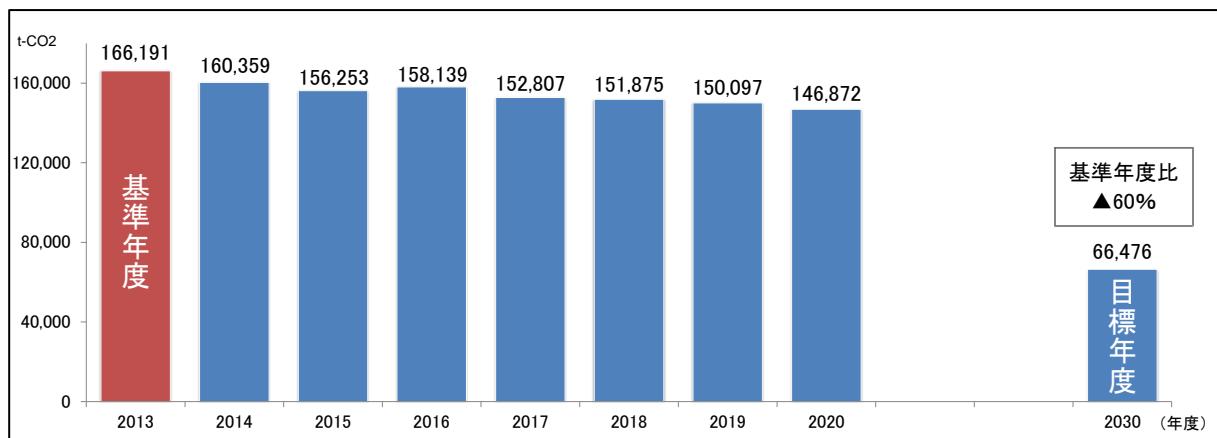


図6-1 温室効果ガス排出量と削減目標値

表6-5 エネルギー種別の想定削減量

| 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) | | 2013年度 (基準年度) | 2030年度 (目標年度) | 削減量 | 削減目標 |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|------------------|---------|------|
| 電力 | 電力 | 101,574 | 40,629 | ▲60,944 | 60% |
| | A重油 | 44,334 | 17,734 | ▲26,600 | |
| | 灯油 | 5,796 | 2,319 | ▲3,478 | |
| | 公用車用ガソリン | 5,576 | 2,230 | ▲3,346 | |
| | 公用車用軽油 | 1,016 | 407 | ▲610 | |
| | LPG | 760 | 304 | ▲456 | |
| | 都市ガス | 1,037 | 415 | ▲622 | |
| | その他 (船舶、ジェット燃料等) | 3,062 | 1,225 | ▲1,837 | |
| | 二酸化炭素計 | 163,156 | 65,262 | ▲97,894 | |
| | その他温室効果ガス | 3,034 | 1,214 | ▲1,821 | |
| 温室効果ガス合計 | | 166,191 | 66,476 | ▲99,714 | |

※ 2030年度の目標値は、各区分とも60%削減した場合の数値としています。

【具体的な取組内容】

■ 業務活動の省エネルギー化

年間を通じたエコオフィス活動のほか、エネルギー需要が特に高まる夏季及び冬季における重点的な省エネ・節電などの取組により、温室効果ガスの排出を削減します。

- ・ エコマネジメントシステムに基づく全序的な対策の徹底
- ・ 岩手県グリーン購入基本方針⁴⁰に基づく環境に配慮した物品の購入及び環境配慮契約⁴¹の推進

■ 施設・設備の省エネルギー化

県有施設への省エネルギー設備の導入や、省エネルギー化の視点での施設等の管理・運営により、施設全体での省エネルギー化を推進します。

- ・ 県有施設へのLED照明などの省エネルギー性能の高い設備の導入、施設のZEB化等の推進
- ・ 公用車の次世代自動車への更新
- ・ 省エネルギー診断⁴²等の活用による県有施設の管理・運用の改善、省エネルギー化の推進

⁴⁰ グリーン購入基本方針：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、この中で地方公共団体は、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、その調達に努めることが求められており、県では「岩手県グリーン購入基本方針」を策定し、県の全ての公所においてグリーン購入の推進を図っている。

⁴¹ 環境配慮契約：製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

⁴² 省エネルギー診断：事業所等を対象にエネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネルギーに関する提案や技術的な助言を行うもの。

■ 県有施設への再生可能エネルギーの導入

県有施設に再生可能エネルギーを最大限導入し、エネルギーの地産地消を推進します。

- ・ 県有施設への太陽光発電設備や小水力発電設備、バイオマスによる熱供給設備等の再生可能エネルギーの導入

■ 県有施設における再生可能エネルギー100%電力使用の推進

県有施設で使用する電力を再生可能エネルギー100%の電力で賄う取組を推進します。

- ・ 県有施設において、いわゆる RE100 に向けた取組を推進
- ・ 電力の調達に係る環境配慮方針の策定により、県有施設の再生可能エネルギー電力調達を推進

■ その他省エネルギーや環境配慮に資する業務の推進

イベント開催時における環境配慮や、森林の整備・保全等に関する取組など、環境に配慮した取組を推進します。

- ・ イベント開催時における環境負荷の少ない交通手段の利用の促進、照明・空調等の効果的な使用による省エネルギー化
- ・ 植栽や間伐などの適切な森林整備を促進
- ・ 公共施設や公共工事における県産木材の利用促進

省エネルギー対策に資する ICT の活用を推進します。

- ・ 会議のオンライン化、ペーパーレス化の推進
- ・ テレワークの推進やサテライトオフィス⁴³の設置拡大・利用促進
- ・ 文書管理のデジタル化の推進

自動車から徒歩や自転車利用への転換に取り組み、温室効果ガスの排出を削減します。

- ・ 通勤における自家用車から徒歩や自転車利用への転換を促す取組の実施
- ・ 近距離の用務における自転車の積極的利用

⁴³ サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。県では、業務の効率化や職員のワークライフバランスを推進するため、県庁舎及び東京事務所にサテライトオフィスを設置している。（令和元年8月から運用）

エ 環境学習の推進

2019（令和元）年に国連気候行動サミットや第25回気候変動枠組条約締約国会議（COP25）において行われた、スウェーデンの若き環境活動家グレタ・トゥーンベリさんの気候変動への危機感を訴えるスピーチは、世界から大きな注目が集まりました。

グレタさんの地球温暖化防止への取組は全世界に広がり、若者を中心に Fridays For Future（未来のための金曜日）と呼ばれる取組となっています。

地球温暖化対策につながる取組を定着させ、これを実効性あるものにするためには、県民一人ひとりが県・国・世界の現状を知り、環境に配慮した行動を継続して実践していくことが重要です。

そのため、年代に応じて家庭や学校、職場、地域等において自発的な環境学習等の取組が促進されるよう支援するとともに、特に、次代を担う子どもや若者が主体性をもって環境に配慮した行動ができるよう環境学習を推進します。

【具体的な取組内容】

■ 学校における環境学習の推進

児童・生徒の環境に配慮した意識を培うとともに、主体的に行動する力を育むよう、環境学習の推進に努めます。

- ・ 地球温暖化に関する出前授業や講演会の実施による学校における環境学習の充実
- ・ 学校のカリキュラムへの環境学習の位置づけと地球温暖化防止活動推進員等の外部講師の活用
- ・ 気候変動による影響や地球温暖化対策を学ぶためのツールの作成と学校における活用の促進

■ 多様で身近な環境学習機会の提供・支援

地域や家庭、職場などにおいて、環境負荷の低減に向けた取組を身近に体験できる多様な学習機会の提供に努めます。

- ・ 地球温暖化防止活動推進センターや環境学習交流センターにおける学習機会の提供
- ・ 地球温暖化防止活動推進員等の派遣による地域の環境学習の推進
- ・ 社会教育施設等における豊かな自然・文化・歴史等の資源をテーマとした公開講座の開催
- ・ 県営発電施設の見学を通じたエネルギー学習機会の提供 新規

■ 持続可能な社会の担い手の育成

将来の持続可能な社会を牽引する人材の育成を支援します。

- ・ 若者による主体的な環境保全活動の支援
- ・ グローバルな視点で地球環境への理解を深める機会の提供
- ・ 大学や各種学校等との連携による環境人材の育成
- ・ 環境フォーラムやいわて環境塾の開催等による環境人材の育成、交流やネットワーク化の促進

～いわて環境塾～

県民一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、身近なところから取り組む新たな環境人材の発掘や育成を目指し、2018（平成30）年度から「いわて環境塾」を開催しています。

県内の環境問題や環境学習、SDGs等、講座のテーマは多岐にわたり、幅広い知識を学ぶことができるほか、ワークショップや屋外講座等により、自ら考え、体験する機会を通じて、地域で環境保全活動に関わるリーダーとしての活躍が期待されます。



いわて環境塾の様子

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------------------------|----|---------------|-------|-------|--------|
| 地球温暖化に関する学習参加者数 (累計) | 人 | 2,600 | 3,600 | 7,200 | 10,800 |

第7章 気候変動への適応策

本章では、IPCCによる第5次評価報告書第I作業部会報告書(以下「IPCC第5次評価報告書」という。)で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオ¹のうち、パリ協定の2°C目標が達成された世界であり得る気候の状態であるRCP2.6シナリオを「2°C上昇シナリオ」、追加的な緩和策を取らなかった世界であり得る気候の状態であるRCP8.5シナリオを「4°C上昇シナリオ」²として記載します。

(参考)二酸化炭素排出削減に向けた3つのシナリオと世界平均地上気温の上昇予測
(2081年から2100年における地球全体の平均気温上昇量(1986~2005年比)の関係)

厳しい温暖化対策を取らなかった場合



RCP8.5: 平均 3.7°C(2.6 ~ 4.8°C) (工業化以前と比べて4°C上昇)

RCP4.5: 平均 1.8°C(1.1 ~ 2.6°C)

RCP2.6: 平均 1.0°C(0.3 ~ 1.7°C) (工業化以前と比べて2°C上昇)

資料：環境省気候変動適応情報プラットフォームウェブサイトより岩手県作成

表7-1 RCPシナリオの概要

| 名称 | 産業革命以前と比較した放射強制力の目安 | 2100年における各種の温室効果ガス濃度(二酸化炭素濃度に換算) | 濃度の推移 |
|--------------------------------|---|----------------------------------|--------|
| RCP8.5 (高位参照シナリオ) | 2100年において8.5W/m ² を超える | 約1,370ppmを超える | 上昇が続く |
| RCP6.0 (高位安定化シナリオ) | 2100年以降約6.0W/m ² で安定化 | 約850ppm(2100年以後安定化) | 安定化 |
| RCP4.5 (中位安定化シナリオ) | 2100年以降約4.5W/m ² で安定化 | 約650ppm(2100年以後安定化) | 安定化 |
| RCP2.6(RCP3-PD) (低位安定化シナリオ) | 2100年以前に約3W/m ² でピーク、その後減少、2100年頃に約2.6W/m ² | 2100年以前に約490ppmでピーク、その後減少 | ピーク後減少 |

資料：環境省「令和2年気候変動影響評価報告書」

1 本県の気候の現状と将来予測

(1) 本県の気温の変化

盛岡では、100年当たり1.8°C(1924(大正13)~2021(令和3)年)の割合で、宮古では100年当たり0.7°C(1884(明治17)~2021(令和3)年)の割合で年平均気温が上昇しています。いずれも、長期的な変化傾向を除くと1940年代半ばの低温の時期、1940年代の終わりから1960年代初めにかけての高温の時期、1970年代以降の低温の時期を経て、1980年代の終わりに大きく気温が上昇しました。大船渡では、100年当たり2.4°C(1964(昭和39)~2021(令和3)年)の割合で上昇しています。

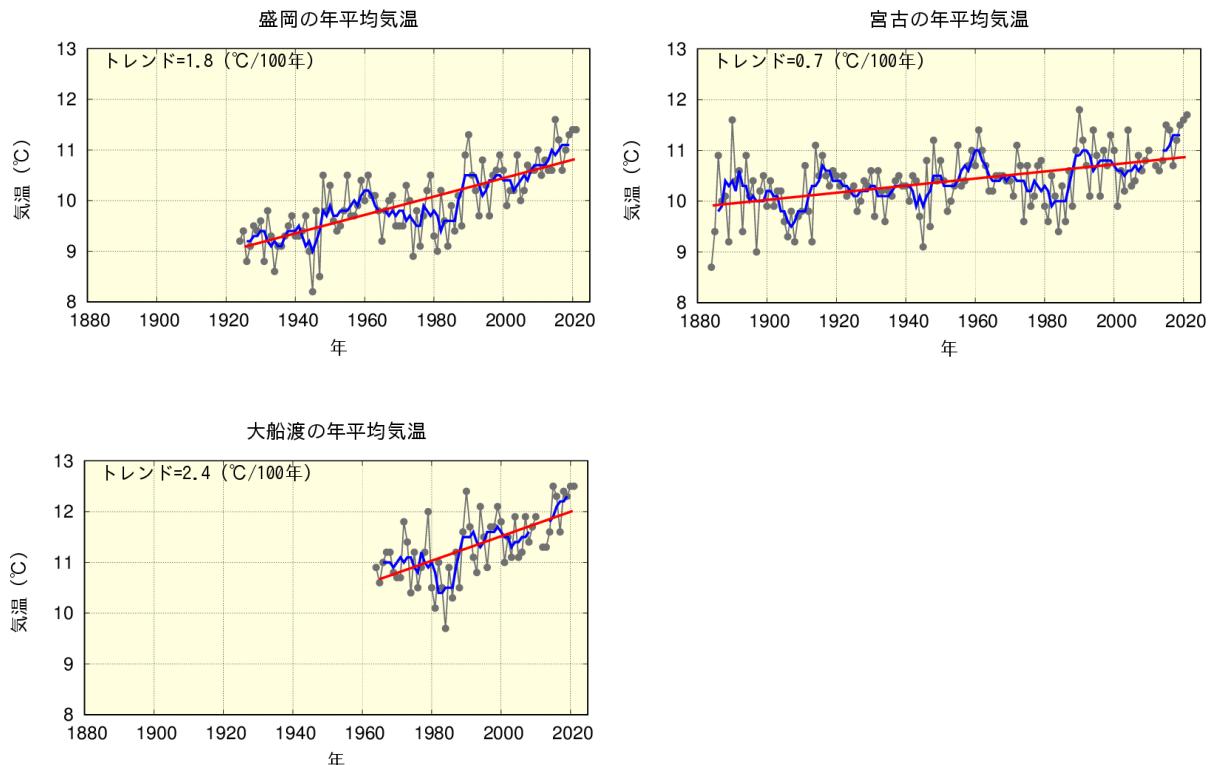
また、盛岡では、夏日日数は10年当たり1.6日(1924(大正13)~2021(令和3)年)

¹ 代表濃度経路(RCP)シナリオ：気候変動の将来予測に用いるシナリオのうち、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。低位安定化シナリオ(RCP2.6)、高位参照シナリオ(RCP8.5)、及びその中間の低位安定化シナリオ(RCP4.5)及び高位安定化シナリオ(RCP6.0)の4つが設定されている。

² 「2°C上昇シナリオ」「4°C上昇シナリオ」：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2020」における将来予測で用いられているシナリオ。RCP2.6及びRCP8.5シナリオのことで、「2°C」「4°C」とは、工業化以前(1850~1900年)と比べた21世紀末における世界平均気温の上昇量のこと。予測される日本の気温上昇量ではないことに注意。

の割合で増加しており、冬日日数は10年当たり2.4日（1924（大正13）～2021（令和3）年）の割合で減少しています。

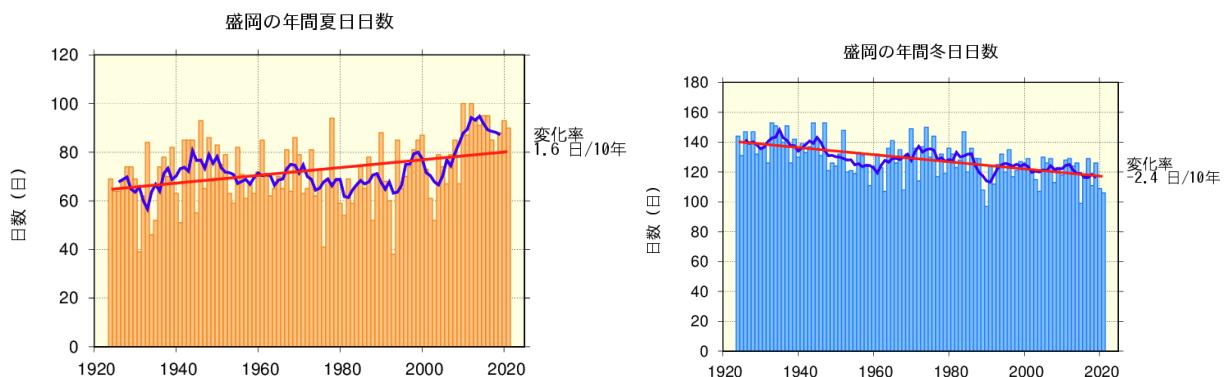
図7-1 盛岡、宮古、大船渡の年平均気温の推移



図の細線（灰色）は各年の年平均気温（℃）、青線は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向を表す。宮古は1939年1月に観測場所を移転したため、移転の影響を取り除く補正を行っている。また、宮古と大船渡の2011（平成23）年の値は資料不足値のため用いない。気温の上昇率に違いがある理由として、都市化の影響や統計期間の違いが考えられるもの。

資料：盛岡地方気象台

図7-2 盛岡の夏日と冬日の年間日数の推移



左図は各年の夏日（日最高気温25°C以上）、右図は各年の冬日（日最低気温0°C未満）の年間日数、折線は5年移動平均値、直線は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を表す。

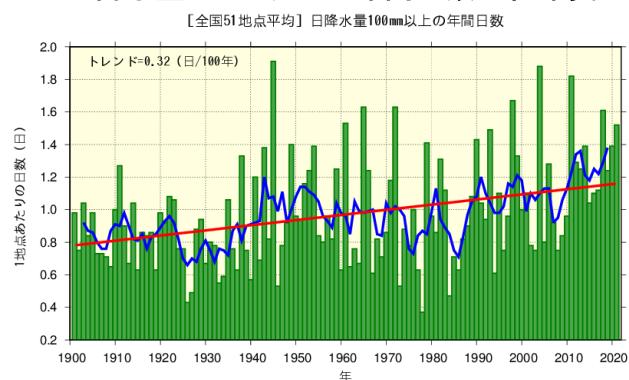
資料：盛岡地方気象台

(2) 本県の降水量等の変化

国内では大雨及び短時間強雨の発生頻度が増えている一方、雨の降る日数（日降水量1.0mm以上の日数）は減少しています。岩手県においても、1時間降水量30mm以上の発生回数が増えるなど短時間強雨の傾向が見られます。

また、盛岡のサクラ開花日は、10年当たり1.4日（1953（昭和28）～2021（令和3）年）の割合で早くなっています。

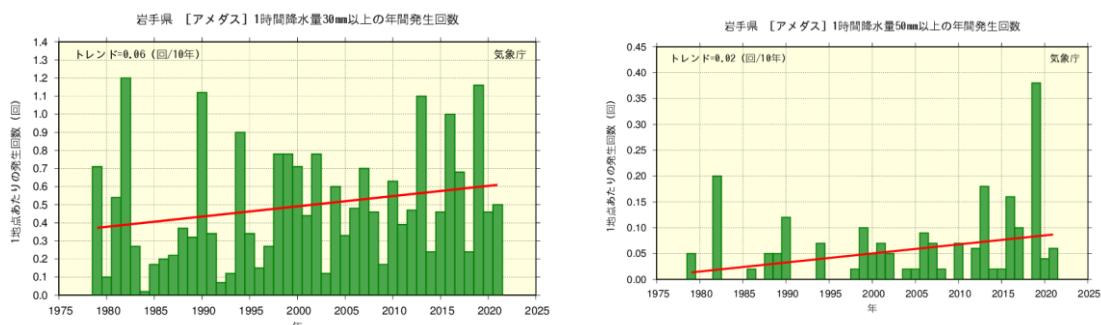
図7-3 日降水量100mm以上の年間日数の経年変化（全国）



観測データの均質性が長期間継続している気象庁の全国51地点の観測に基づく、日降水量100mm以上の日数の変化。棒グラフ（緑）は各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値（1地点当たりの年間日数）を示す。太線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

資料：盛岡地方気象台

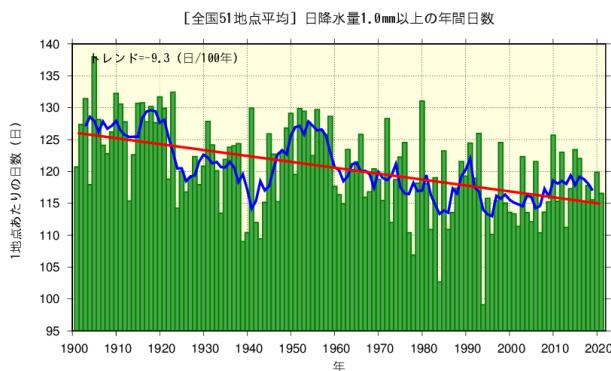
図7-4 短時間強雨の年間発生回数の経年変化（岩手県）



岩手県内のアメダスでの観測に基づく、1時間降水量30mm以上及び50mm以上の発生回数の変化。棒グラフ（緑）は各年の発生回数の合計を有効地点数の合計で割った値（1地点当たりの年間発生回数）を示す。直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

資料：盛岡地方気象台

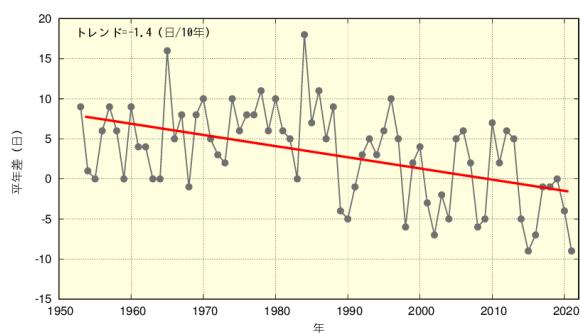
図7-5 日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化（全国）



観測データの均質性が長期間継続している気象庁の全国51地点の観測に基づく、日降水量1.0mm以上の日数の変化。棒グラフ（緑）は各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値（1地点当たりの年間日数）を示す。太線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

資料：盛岡地方気象台

図7-6 盛岡のサクラ開花日の推移



直線（赤）は長期変化傾向を表す（1953年以降、統一基準による観測）。

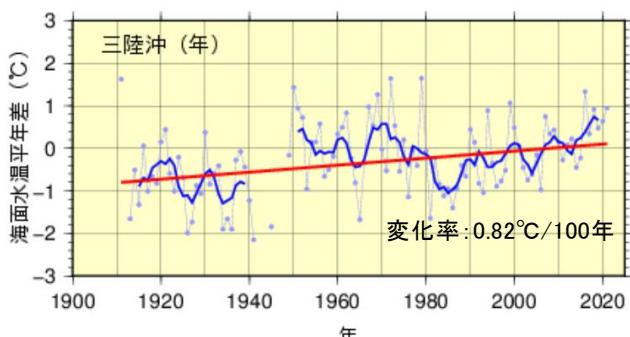
資料：盛岡地方気象台

(3) 本県近海の海面水温の変化

本県の近海である三陸沖の海域平均海面水温（年平均）は、100年当たり 0.82°C 上昇しています。

海面水温は、十年規模を含む様々な時間スケールの変動と地球温暖化等の影響が重なり合って変化しているため、地球温暖化の進行を正確に監視するためには、十年規模の変動を把握することが重要となります。

図7-7 三陸沖の海域平均海面水温の推移



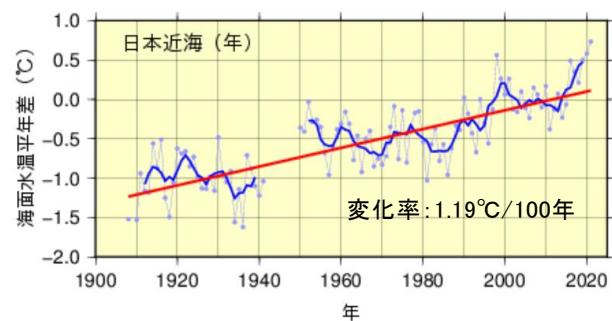
青丸は各年の平年差を、太線（青）は5年移動平均値を表す。直線（赤）は長期変化傾向を表す。

資料：気象庁ホームページ

【参考：日本近海の海面水温の変化】

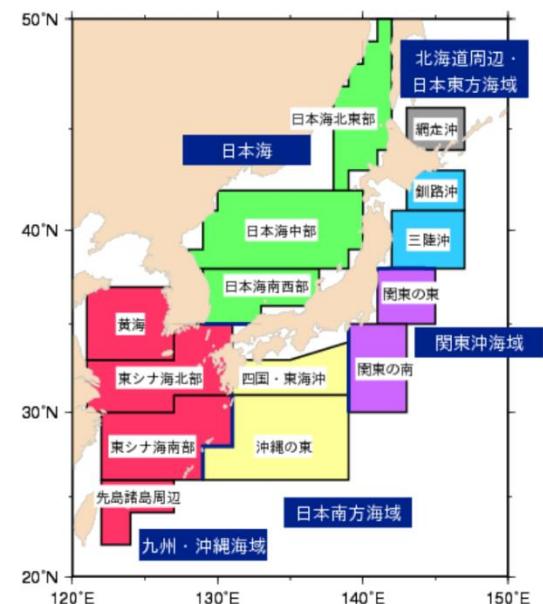
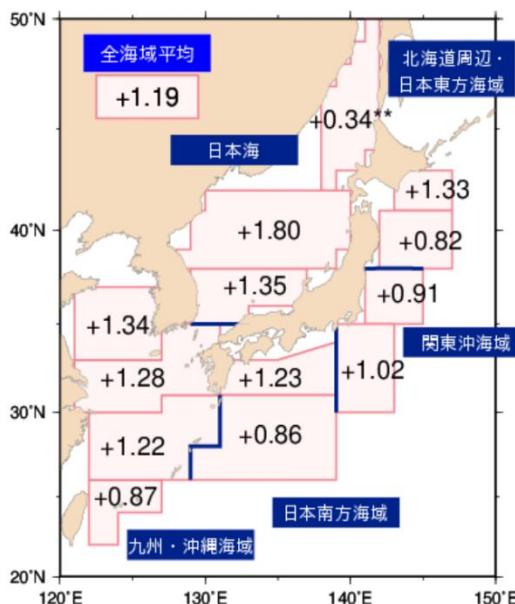
日本近海における2021(令和3)年までのおよそ100年間にわたる海域平均海面水温(年平均)の上昇率は、 $+1.19^{\circ}\text{C}/100\text{年}$ であり、この上昇率は、世界全体や北太平洋全体で平均した海面水温の上昇率(それぞれ $+0.56^{\circ}\text{C}/100\text{年}$ 、 $+0.55^{\circ}\text{C}/100\text{年}$)よりも大きくなっています。IPCC第5次評価報告書によれば、世界の年平均地上気温(陸域+海上)の上昇率は、地域や海域によって異なり、日本に近い大陸の内陸部では上昇率が大きくなっています。日本周辺海域において、大陸に近い海域の海面水温の上昇率が大きいのは、この影響を受けている可能性が考えられます。

図7-8 日本近海の海域平均海面水温の推移



青丸は各年の平年差を、太線（青）は5年移動平均値を表す。直線（赤）は長期変化傾向を表す。

資料：気象庁ホームページ

図7-9 日本近海の海域平均海面水温(年平均)の上昇率($^{\circ}\text{C}/100\text{年}$)(左図)と海域区分(右図)

左図中の値は信頼水準99%以上で統計的に有意な値を示している。「**」を付加した値は90%以上で有意な値を示している。図中の青線は海域の境界を表す。

資料：気象庁ホームページ

(4) 気候の将来予測

このまま人為的な温室効果ガスの排出が続いた場合に起こる将来の気候の変化について、モデル（コンピュータのプログラム）を用いた予測計算が世界各国で行われています。

2℃上昇シナリオ、4℃上昇シナリオに基づく気象庁の予測結果によると、岩手県では21世紀末（2076～2095年平均）において、20世紀末（1980（昭和55）～1999（平成11）年平均）と比較して次のような変化が予測されています。

※他のシナリオを用いた場合には、異なる予測結果となる可能性があります。

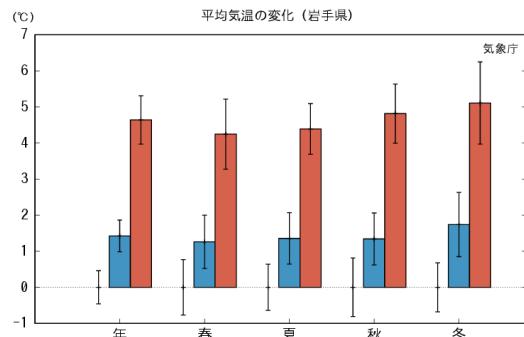
① 気温

岩手県の年平均気温は、4℃上昇シナリオで約4.6℃、2℃上昇シナリオでは約1.4℃上昇し、その程度は冬に大きくなっています。

② 暑い日と寒い日の年間日数の変化

猛暑日、真夏日、夏日、熱帯夜はいずれも増加し、冬日、真冬日は減少します。夏日は4℃上昇シナリオでは約58日、2℃上昇シナリオでは約16日増加します。また、冬日は4℃上昇シナリオでは約69日、2℃上昇シナリオでは約21日の減少となっています。

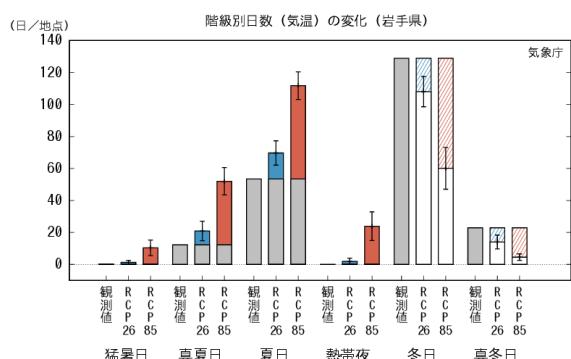
図7-10 岩手県の年平均気温の変化量



予測される変化（20世紀末と21世紀末の差）を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。棒グラフの色は、青が2℃上昇シナリオに、赤が4℃上昇シナリオに、それぞれ対応する。棒グラフが無いところに描かれている細い縦線は、20世紀末の年々変動の幅を示している。

資料：盛岡地方気象台

図7-11 階級別日数（気温）の変化（岩手県）



2世紀末の観測結果（灰色部分）に対して、予測される変化（20世紀末と21世紀末の差）を加算または減算した棒グラフで示す。

また、年々変動の幅を細い縦線で示す。

予測される変化を表す部分の色は、青が2℃上昇シナリオに、赤が4℃上昇シナリオに、それぞれ対応する。

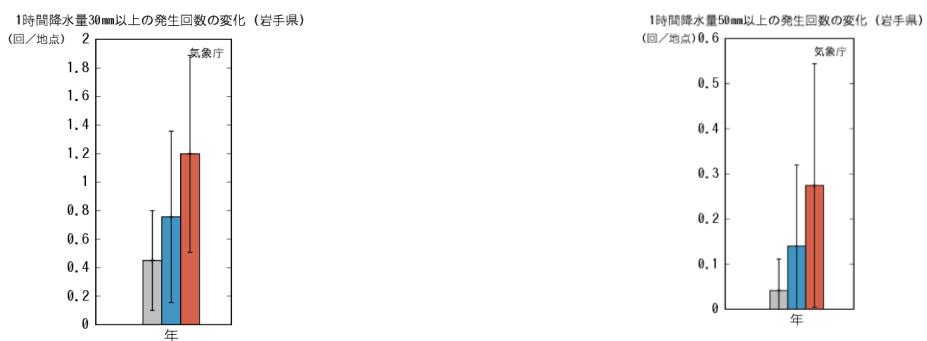
日数が減少する冬日、真冬日については、減少量を斜線部分で示す。

資料：盛岡地方気象台

③ 激しい雨、非常に激しい雨の年間発生数

1時間 30mm以上 の激しい雨、1時間 50mm 以上の非常に激しい雨の年間発生数がいずれも増加し、増加率は 4°C 上昇シナリオの方が 2°C 上昇シナリオより大きくなると予測されています。

**図 7-12 1時間降水量 30mm 以上（左）および 50mm 以上（右）の
1 地点当たりの年間発生回数の変化**



発生回数を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。棒グラフの色は、灰色が 20 世紀末に、青が 2°C 上昇シナリオの 21 世紀末に、赤が 4°C 上昇シナリオの 21 世紀末に、それぞれ対応する。ただし、20 世紀末の値にはバイアス補正を加えているものの完全にバイアスが除去されている訳ではなく、観測値とは値が異なることに注意。

資料：盛岡地方気象台

④ 雨の降らない日数

気象庁による予測では、4°C 上昇シナリオの場合、21 世紀末における無降水日（日降水量が 1.0mm 未満の日）の日数は、20世紀末と比較して全国的に増加することが予測されています。

表 7-2 20 世紀末と比較した 21 世紀末の無降水日の変化

| 日降水量 1.0mm 未満の年間日数 | 2°C 上昇シナリオによる予測 | 4°C 上昇シナリオによる予測 |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 全国 | (有意な変化は予測されない) | 約 8.2 日増加 |
| 北日本 太平洋側 | (有意な変化は予測されない) | 約 3.9 日増加 |

※ 20 世紀末は 1980 (昭和 55) ~ 1999 (平成 11) 年平均、21 世紀末は 2076~2095 年平均

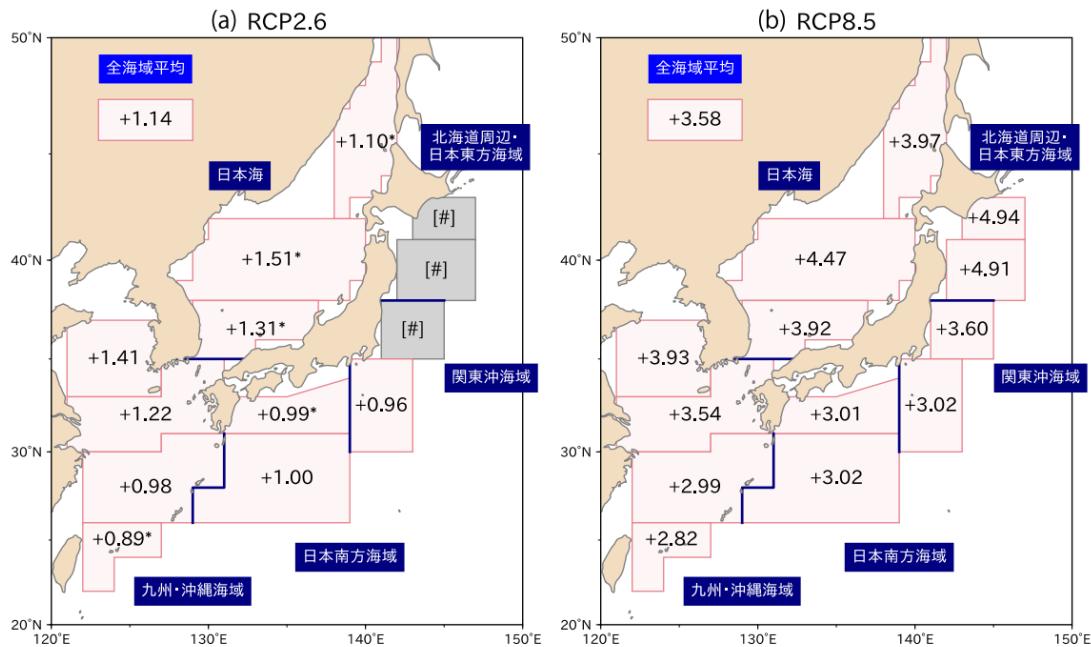
資料：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2020」より岩手県作成

⑤ 海面水温

世界の平均海面水温は、ほぼ確実に21世紀中に上昇すると見られています。

日本近海の平均海面水温も、21世紀中に上昇すると予測されており、三陸沖については、2°C 上昇シナリオでは有意な長期変化傾向は見られませんが、4°C 上昇シナリオでは21世紀末における平均海面水温は20世紀末と比較して約4.91°C 上昇すると推定されています。

図7-13 SI-CAT モデルデータに基づく、21世紀末における日本近海の
海域平均海面水温の20世紀末からの上昇幅(℃)



(a) 2°C上昇シナリオ、(b) 4°C上昇シナリオに基づく見積り。図中の無印の値は信頼水準99%以上で統計的に有意な値を、「*」を付加した値は95%以上で有意な値を示している。上昇率が[#]となるものは、統計的に有意な長期変化傾向が見出せないことを示している。

※20世紀末は1986(昭和61)～2005(平成17)年平均、21世紀末は2081～2100年平均

資料：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2020」

2 分野ごとの影響と将来予測

(1) 農業、林業、水産業

① 農業

ア 水稻

(現状)

既に全国で、高温による品質の低下等の影響が確認されており、本県でも、米粒の内部に亀裂が生じる胴割粒やデンプンの蓄積が不十分で白く濁って見える白未熟粒の発生など、生育条件によって品質の低下したコメが確認されています。

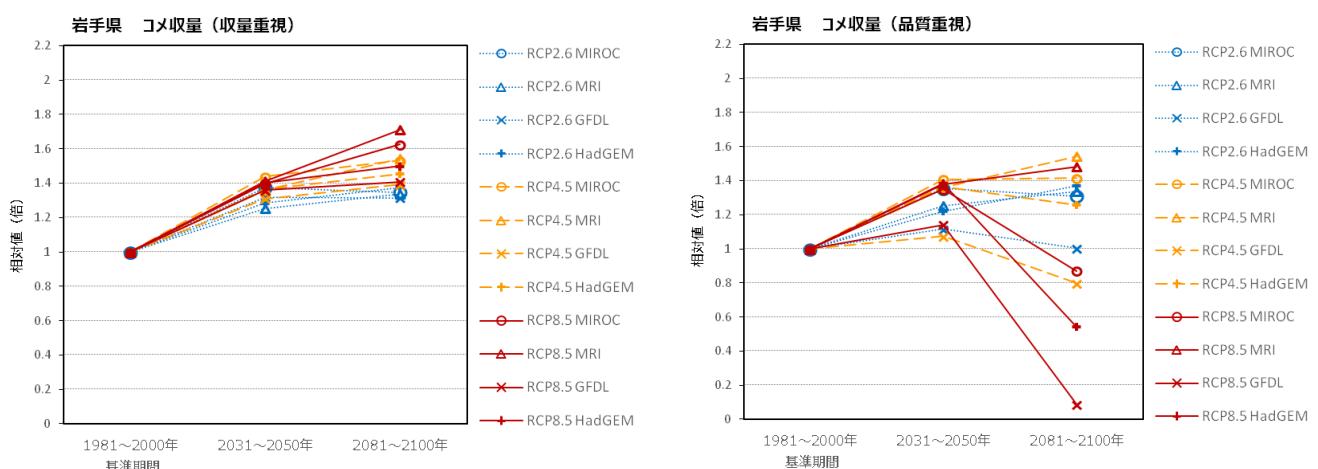
(将来予測)

登熟期間の気温が上昇することにより、全国的に品質の低下が予測されています。

また、「環境省環境研究総合推進費 S - 8 溫暖化影響評価・適応施策に関する総合的研究」³（以下「S - 8 研究」という。）における研究成果では、収量を重視した場合は、全ての気候モデルにおいて収量が増加すると予測されていますが、品質を重視した場合は、複数の気候モデルにおいて、21世紀末には収量が減少すると予測されています。

将来の降雨パターンの変化はコメの年間の生産性を変動させ、気温による影響を上回ることも想定され、様々な生育段階で冠水⁴処理を施した試験では、出穂期の冠水でコメの減収率が最も高く、きちんと整った形をしている米粒の割合である整粒率が最も低くなることが示されています。

図 7-14 岩手県のコメ収量の将来予測



収量重視は、基準期間のコメの収量を1とした場合の相対値。品質重視は、高温による品質低下リスクが「低」の収量の将来予測。基準期間の高温による品質低下リスクが「低」の収量を1とした場合の相対値。

水稻の生長する速さを予測するモデル、コメ以外の部分も含めた植物としての総量を予測するモデル、そしてコメ収量を予測するモデルの3つのモデルを組み合わせて影響評価を実施。移植日は将来に渡って一定と仮定している。凡例は本章冒頭参考及び次ページ参考を参照。

資料：環境省「気候変動適応情報プラットフォームホームページ」

³ 環境省環境研究総合推進費 S - 8 溫暖化影響評価・適応施策に関する総合的研究：環境省が公募し、環境政策に貢献する研究として2010（平成22）～2014（平成26）年度の間に実施された研究で、日本全国及び地域レベルの気候予測に基づく影響予測と適応策の効果の検討等を行った。

⁴ 冠水：洪水等で田畠や作物が水につかること。

【図7-14 参考：図7-14、図7-15、図7-16の凡例】

将来の気候のシミュレーションする気候モデルの概要

| 気候モデル | 開発機関 | 特徴 |
|-------------|---|---|
| MIROC5 | 東京大学／国立研究開発法人国 立環境研究所／国立研究開発法 人海洋研究開発機構 | 日本の研究機関が開発した気候モデルであ り、当該モデルを利用して日本を含むアジ アの気候やモンスーン、梅雨前線等の再現 性や将来変化の研究が実施されている。 |
| MRI-CGCM3.0 | 気象庁気象研究所 | |
| GFDL CM3 | 米国 NOAA 地球物理流体力学研 究所 | 日本周辺の年平均気温と降水量の変化の傾 向を確認し、そのばらつきの幅を捉えられ るように選ばれた気候モデル。 |
| HadGEM2-ES | 英国気象庁ハドレーセンター | |

資料：環境省「気候変動適応情報プラットフォームホームページ」

イ 果樹

(現状)

成熟期のリンゴやブドウの着色不良・着色遅延等が全
国的に報告されており、本県においても、リンゴの一部
の品種で着色不良等が確認されています。



資料：岩手県

(将来予測)

リンゴについて、21世紀末になると4℃上昇シナリ
オでは東北地方の主産地の平野部で、2℃上昇シナリオでは東北地方の中部・南部など
主産県の一部の平野部で、適地よりも高温になることが予測されています。

また、ブドウについては、RCP4.5シナリオ⁵を用いた予測では、着色不良が2040年以
降に大きく増加するとされています。

本県においても、高温による生育不良や栽培適地の変化等による品質低下などが懸念
されます。

ウ 麦、大豆等（土地利用型作物）

(現状)

小麦では、茎が伸び始める茎立ちの早期化と、春先の低温による凍霜害が見られています。また、大豆では、夏季の高温・乾燥によるさやの数（着莢数）の減少、登熟期の高温による小粒化とそれに伴う収量や品質の低下が見られる年もあります。

(将来予測)

小麦では、融雪後の高温に伴う生育促進による凍霜害リスクの増加が懸念されています。また、出穂から成熟期までの平均気温の上昇による減収が危惧されます。

大豆では、開花期前後の高温や干ばつ等による青立ち⁶の発生増加が懸念されます。

⁵ RCP4.5シナリオ：将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもので、中位安定化シナリオのこと。

⁶ 青立ち：さやは成熟しているにもかかわらず、茎葉が青々としている状態。

また、夏季の高温・乾燥による着莢数の減少、登熟期の高温による小粒化に伴う収量や品質の低下が懸念されます。

工 野菜等

(現状)

キャベツなどの葉菜類、ダイコンなどの根菜類、スイカなどの果菜類等の露地野菜では、多種の品目でその収穫期が早まる傾向にあるほか、生育障害の発生頻度の増加等も見られています。

また、リンドウでは高温による花弁の着色不良が見られており、花きにおける高温による開花の前進・遅延や生育不良が報告されています。

また、近年、頻発する台風や大雪等の自然災害により、園芸施設の倒壊や破損の被害が発生しています。

(将来予測)

葉根菜類は、生育期間が比較的短いため、栽培時期をずらすことで栽培そのものは継続可能な場合が多いと想定されます。

キャベツ、レタスなどの葉菜類では、気温上昇による生育の早期化や栽培成立地域の北上、二酸化炭素濃度の上昇による重さの増加が予測されているほか、果菜類(トマト、パプリカ)では気温上昇による果実の大きさや収量への影響が懸念されます。

また、自然災害により、園芸施設が被害を受けるリスクが高まる可能性があります。

才 畜産・飼料作物

(現状)

畜産は、気温の上昇により乳用牛の乳量の低下や、肉用鶏のへい死が発生しています。動物感染症は、現在は、明らかな影響は確認されていません。

飼料作物は、寒地型牧草では、高温と乾燥による生育の停滞や、一部夏枯れの状態が確認されています。

(将来予測)

畜産は、乳牛の乳量減少、肉牛等の増体の遅れ、牧草の収量の減少や栽培適地の移動等が懸念されます。

動物感染症は、野生動植物や昆虫類等の生息域や生息時期の変化による家畜伝染性疾病の流行地域の拡大や流行時期の変化、海外からの新疾病の侵入が懸念されます。

また、渡り鳥等の飛行経路や飛来時期の変化による鳥インフルエンザの発生期間の拡大が懸念されます。

飼料作物は、気温の上昇により、寒地型牧草で夏枯れリスクが高まり、雑草の侵入が広がる可能性があります。

カ 病害虫・雑草**(現状)**

現在は、明らかな影響は確認されていません。

(将来予測)

気温上昇により害虫の年間の世代交代数が増加することに伴う発生量の増加が懸念されます。また、国内の病害虫の発生増加や分布域の拡大により、農作物への被害が拡大する可能性があります。

雑草の一部種類で気温上昇により定着可能域が拡大・北上する可能性があります。

キ 農業生産基盤**(現状)**

農業生産基盤に影響を与える降水量については、多雨年と渇水年の変動の幅が大きくなっているとともに、短期間にまとめて雨が強く降ることが多くなる傾向が見られています。

(将来予測)

気温の上昇により融雪流出量が減少し、用水路等の農業水利施設における取水に影響を与えることが予測されています。

また、集中豪雨の発生頻度や降雨強度の増加により農地の湛水被害等のリスクが増加することが予測されています。

② 水産業**ア 回遊性魚介類（海面漁業）****(現状)**

海面では、海水温の変化に伴う海洋生物の分布域の変化が世界中で報告されています。また、日本近海においても、日本海を中心に高水温が要因とされる分布・回遊域等の変化が報告されており、本県の主要魚種であるサケ、サンマ、スルメイカは漁獲量が減少しています。

一方、ブリやサワラなどの暖水系回遊魚の漁獲量は増加しています。

(将来予測)

21世紀半ば以降に予測される気候変動により、海洋生物種の世界規模の分布の変化や生物多様性の低減を指摘する報告があります。また、世界全体の漁獲可能量が減少し、4°C上昇シナリオの場合、21世紀末の漁獲可能量は、21世紀初めと比較して約2割減少すると予測された結果もあります。日本周辺海域においても、サケ・ブリ・サンマ・スルメイカ・マイワシ等で分布回遊範囲及び体サイズ変化に関する影響予測が報告されています。

特に典型的な冷水性魚種のサケは、地球規模で海水温が上昇した場合、その分布域は本県よりも北方へ移動すると予測されています。

イ 増養殖等（海面養殖業）

（現状）

海水温の上昇の影響と考えられる生産量の変化などが全国的に報告されており、本県においても気候変動に適応した養殖技術等の開発が行われています。

（将来予測）

ワカメ養殖においては、海水温の上昇は生長に必要な栄養塩の減少をもたらし、収穫量への影響が懸念されます。また、4°C上昇シナリオの場合、21世紀末には芽出し時期が現在に比べ約1か月遅くなることや漁期が短くなることが予測されています。

ホタテガイ養殖においては、水温上昇による生残率の低下やこれまで出現していなかった有害・有毒プランクトンの発生が懸念されます。

ウ 増養殖業（内水面漁業・養殖業）

（現状）

内水面漁業・養殖業が気候変動により受けた影響はまだ顕在化していませんが、国内では高水温によるワカサギのへい死が報告されています。

また、三陸沿岸では親潮の接岸による海水温低下がアユ資源量の減少要因として報告されています。

（将来予測）

研究では、21世紀末ごろの西日本において、海洋と河川の水温上昇によるアユの遡上時期の早まりや遡上数の減少が予測されています。

エ 沿岸域・内水面漁場環境等（造成漁場）

（現状）

海水温の上昇により、南方系魚種の水揚げが確認されています。

また、冬場の海水温が高めに推移することに伴い、ウニ等が活発に活動し、コンブ等が成長前に食べ尽くされたことなどによる藻場の減少が確認されています。

（将来予測）

海水温の上昇による藻場を構成する海藻種や現存量の変化、南方系の植食性魚類等の増加に伴う食害等によって藻場が減少し、アワビ等の漁獲量の減少が懸念されています。

③ その他の農業、林業、水産業

ア 野生鳥獣の影響（鳥獣害）

（現状）

全国的にニホンジカ等の分布が拡大していることが確認されており、積雪深の低下に伴い、越冬地が高標高に拡大したことが確認されています。

また、ニホンジカの生息適地が 1978（昭和 53）～2003（平成 15）年の 25 年間で約 1.7 倍に増加し、既に国土の 47.9% に及ぶと推定されており、この増加要因としては積雪量の減少が大きく影響している可能性が指摘されています。

本県においてもニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の増加、生息域の拡大により、農林業被害が生じています。

（将来予測）

ニホンジカについては、気候変動による積雪量の減少と耕作放棄地の増加により、2103 年における生息適地が、国土の 9 割以上に増加するとの予測があります。

気温の上昇、積雪量の減少や積雪期間の短縮化は、ニホンジカ等の生息域を拡大させる懸念があります。これにより、自然植生への影響や農林業の被害が増大することも想定されます。

（2）水環境・水資源

① 水環境

ア 湖沼・ダム湖

（現状）

本県の水環境は良好な状態が保たれていますが、全国の公共用水域（河川・湖沼・海域）では、水温の上昇傾向や水温の上昇に伴う水質の変化が指摘されています。

1981（昭和56）～2007（平成19）年度にかけて、全国の湖沼における265観測点のうち、夏季は76%、冬季は94%で水温の上昇傾向が確認されています。

（将来予測）

2 °C 上昇シナリオ、4 °C 上昇シナリオいずれの場合も、国内37のダム湖のうち、富栄養湖に分類されるダム湖が2100年代で増加し、特に東日本での増加数が多くなるとの予測例があり、S-8研究では、御所湖におけるクロロフィルa濃度⁷は、全ての気候モデルにおいて上昇すると予測されています。

東北地方のダム湖の例では、4 °C 上昇シナリオの場合、将来の流入量の増加に伴う浮遊物質量の増加によって、濁水の放流が長期化することが予測されています。ただし、気温上昇及び日射量増加が貯水池内濁水現象に与える影響は、年間湖水回転率⁸の大小によって異なる可能性も示唆されています。

⁷ クロロフィルa濃度：植物の光合成において、基本的な役割をしているクロロフィル（葉緑素）のひとつ。ダム湖では、クロロフィルaの濃度が年平均値 8 μg/L、年最高値が 25 μg/L を超えると富栄養湖に分類され、水質的な問題が発生する可能性が高まる。

⁸ 年間湖水回転率：湖沼の貯水量に対する単位時間当たりの流入または流出水量の比率。逆数の滞留時間と共に、湖沼の水循環に関する指標として用いられる。

イ 河川

(現状)

1981（昭和56）～2007（平成19）年度にかけて、全国の河川の3,121観測点のうち、夏季は73%、冬季は77%で水温の上昇傾向が確認されています。

(将来予測)

水温の上昇によるDO⁹（溶存酸素量）の低下、DOの消費を伴った微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進、植物プランクトンの増加による異臭味の増加等も予測されています。

ウ 沿岸域及び閉鎖性海域

(現状)

全国207地点の表層海水温データ（1970年代～2010年代）を解析した結果、132地点で有意な上昇傾向（平均：0.039°C/年、最小：0.001°C/年～最大：0.104°C/年）が報告されています。なお、この上昇傾向が見られた地点には、人為的な影響を受けた測定点が含まれていることに留意が必要です。

(将来予測)

水温の上昇によるDOの低下、DOの消費を伴った微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進に加え、植物プランクトンの増減によるDOや異臭味への影響等、水質の変化が予測されています。

② 水資源

ア 水供給（地表水）

(現状)

本県では、近年、重大な渇水被害は発生していませんが、全国では、短時間強雨や大雨が発生する一方で、年間降水日数は減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じています。

(将来予測)

無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が全国的に予測されており、気候変動により、渇水が頻発化・長期化・深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

また、農業分野においても、高温による水稻の品質低下等への対応として、田植え時期や用水管理の変更など、水資源の利用方法に影響が見られ、気温の上昇が農業用水の需要に影響を与えることが予測されています。

また、融雪時期の早期化による需要期の河川流量の減少、これに伴う水の需要と供給のミスマッチが生じると、水道用水、農業用水、工業用水等の多くの分野に影響を与える可能性があり、社会経済的影響が大きくなります。

⁹ DO:水中に溶けている酸素の量(Dissolved Oxygen)のこと。DOは数値が大きいほど良好な水質であることを示す。

イ 水供給（地下水）**(現状)**

気候変動による日降水量や降水の時間推移の変化に伴う地下水位の変化の現状については、現時点では具体的な研究事例は確認できていません。

一方で、国内には地盤沈下が続いている地域が多数存在していることや、渴水時における過剰な地下水の採取により地盤沈下が進行することもあります。特に臨海部では、地下水の過剰採取によって帶水層に海水が浸入して塩水化が生じ、水道用水や工業用水、農作物への被害等が生じている地域があることも報告されています。

(将来予測)

胆沢川扇状地を対象にした研究では、2081～2100年にかけて稲作のかんがい期における地下水位の低下が予測されています。

渴水に伴い地下水利用が増加し、地盤沈下が生じることについては、現時点では具体的な研究事例は確認できていません。

(3) 自然生態系**① 陸域生態系****ア 陸域生態系（高山・亜高山帯）****(現状)**

全国的に、気温上昇や融雪時期の早期化等による植生の衰退や分布の変化が報告されています。

(将来予測)

気温上昇や融雪時期の早期化により、植物種・植生及び動物について分布適域の変化や縮小が予測されています。

イ 陸域生態系（里地・里山生態系）**(現状)**

気温の上昇による、モウソウチク・マダケの分布上限及び北限付近における分布拡大が報告されています。

(将来予測)

モウソウチクとマダケについて、気候変動に伴う分布適域の高緯度・高標高への拡大が予測されており、4°Cの気温上昇を仮定した場合、分布北限が現在より約500km北上する可能性があるとされています。

ウ 陸域生態系（野生鳥獣）

（現状）

全国的にニホンジカやイノシシの分布が拡大していること、積雪深の低下に伴い、越冬地が高標高に拡大したことが確認されています。本県においてもニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の増加、生息域の拡大により、農林業被害が生じています。

ニホンジカの増加は積雪深の減少に加え、狩猟による捕獲圧の低下、土地利用の変化など、複合的な要因が指摘されています。

（将来予測）

気温の上昇、積雪量の減少や積雪期間の短縮化は、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息域を拡大させる懸念があります。

ニホンジカについては、気候変動による積雪量の減少と耕作放棄地の増加により、2103年における生息適地は、国土の9割以上に増加するとの予測があります。これにより、自然植生への影響や農林業の被害が増大することも想定されます。



資料：岩手県

② 淡水生態系

ア 淡水生態系（湖沼、河川）

（現状）

湖沼において、1900年代初頭～2000年代にかけて、全国の湖沼における水草の種構成が変化しており、この変化には気温及び降水パターンの変動が影響しているとの報告があります。

また、河川において、魚類の繁殖時期の早期化・長期化や暖温帯性・熱帯性の水生生物の分布北上等、気候変動に伴う水温等の変化に起因する可能性がある事象についての報告が見られます。

（将来予測）

湖沼においては、水温上昇によるアオコを形成する植物プランクトンの増加と、それに伴う水質の悪化や、水生植物の発芽後の初期成長への悪影響等が予測されています。

また、河川については、平均気温が現状より3°C上昇すると、冷水魚の分布適域が現在の約7割に減少することが予測されています。

イ 淡水生態系（湿原）

（現状）

本県においては、気候変動による明確な湿原の保全や生態系への影響は確認されていませんが、全国の一部の湿原で、気候変動による湿度低下や蒸発散量の増加、積雪深の減少等が乾燥化をもたらした可能性が指摘されています。

（将来予測）

気候変動に起因する流域負荷（土砂や栄養塩）に伴う低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移、蒸発散量の更なる増加等により、生物相の変化や生息環境の

悪化が危惧されます。

また、積雪量や融雪出水の時期・規模の変化による、融雪出水時に合わせた遡上、降下、繁殖等を行う河川生物相への影響が想定されます。

③ 沿岸生態系

ア 沿岸生態系（温帯・亜寒帯）

(現状)

本県の沿岸生態系については、東日本大震災津波や復興の過程において、生態系に変化が生じていることが示唆されていますが、気候変動による明確な影響は確認されていません。

(将来予測)

生態系の変化により減少している種がある場合、気候変動がさらなる影響を及ぼすことが危惧されます。

④ 生物季節、分布・個体群の変動

ア 分布・個体群の変動

(現状)

本県は、優れた自然環境に恵まれており、多種の希少野生動植物が生息していますが、一方で、早池峰山において、ニホンジカによる希少な高山植物の食害が確認されています。

また、全国的に、気温上昇や融雪時期の早期化等による植生の衰退や分布の変化が報告されています。

昆虫や鳥類などにおいて、分布の北限や越冬地等が高緯度に広がるなど、気候変動による気温の上昇の影響と考えれば説明が可能な分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されています。ただし、気候変動以外の様々な要因も関わっているものと考えられ、どこまでが気候変動の影響かを示すことは難しいとされています。

(将来予測)

気温の上昇、積雪量の減少や積雪期間の短縮化は、ニホンジカ等の野生鳥獣の生息域を拡大させる懸念があります。これにより、希少な高山植物をはじめとする自然植生への影響や農林業の被害が増大することも想定されます。

気温上昇や融雪時期の早期化により分布適域の変化や縮小が予測されていることから、本県においても、希少野生動植物の生息域の分断等、生息環境が悪化することが危惧されます。

気候変動により、分布域の変化やライフサイクル等の変化が起こるほか、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化が更に悪影響を引き起こすことや、生息地の分断化により気候変動に追随した分布の移動ができないことなどにより、種の絶滅を招く可能性があります。加えて、外来生物の分布拡大や定着を促進することが指摘されており、今後、外来生物による生態系への被害のリスクが高まることが懸念されます。

(4) 自然災害・沿岸域

① 河川

ア 洪水

(現状)

全国的に、過去30年程度の間で短時間強雨の発生頻度は増加しており、本県においても、短時間強雨の発生回数に増加傾向が現れているとの報告があります。

浸水面積の経年変化は高度経済成長期（1955（昭和30）～1973（昭和48）年）に比べれば全体として減少傾向にあり、この主たる要因として治水対策が進んできたことが挙げられます。一方、氾濫危険水位を超過した洪水の発生地点数は国管理河川、都道府県管理河川とともに増加傾向にあり、気候変動による水害の頻発化・激甚化が懸念されています。

(将来予測)

2℃上昇シナリオ、4℃上昇シナリオなどの将来予測によれば、日本の代表的な河川流域において洪水を起こしうる大雨事象が今世紀末には現在に比べ有意に増加することが予測されています。

また、気温上昇に伴う洪水による被害の増大が予測されています。

河川堤防により洪水から守られた地域（堤内地）における氾濫発生確率が有意に高まれば、浸水被害が増大する傾向が示されています。

海岸近くの低平地等では、海面水位の上昇が洪水氾濫による浸水の可能性を増やし、氾濫による浸水時間の長期化を招くと想定されます。

イ 内水

(現状)

比較的多頻度の大雨事象については、その発生頻度が経年的に増加傾向にあり、5年から10年に1度程度の確率で発生する短時間強雨が過去50年間で有意に増大してきています。

これまでの下水道整備により達成された水害に対する安全度は、計画上の目標に沿って着実に向上していますが、引き続き取組が必要です。

水害被害額に占める内水氾濫による被害額の割合（2011（平成23）～2020（令和2）年の合計）は、全国では約3割となっています。

(将来予測)

4℃上昇シナリオを前提とした、日本全国における内水災害被害額を推算した研究では、2080～2099年において被害額が現在気候の約2倍に増加することを示しています。

河川や海岸等の近くの低平地等では、河川水位が上昇する頻度の増加や海面水位の上昇によって、下水道等から雨水を排水できなくなることによる内水氾濫の可能性が増え、浸水時間の長期化を招くと想定されます。

また、大雨の増加は、都市部以外に農地等への浸水被害等をもたらすことも想定されます。

② 沿岸（高潮・高波等）

ア 海面水位の上昇

（現状）

潮位観測記録の解析結果では、日本周辺の海面水位が 1993（平成 5）～2015（平成 27）年の間では平均 2.8mm/年、2004（平成 16）～2019（令和元）年の間では平均 4.19mm/年上昇するなど、上昇傾向にあったことが報告されています。

（将来予測）

1986（昭和 61）～2005（平成 17）年平均を基準とした、2081～2100 年平均の世界平均海面水位の上昇は、2℃上昇シナリオの場合 0.26～0.53m、4℃上昇シナリオの場合 0.51～0.92m の範囲となる可能性が高いとされており、温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面水位の上昇が予測されています。

海面水位の上昇が生じると、現在と比較して高潮、高波、津波による被災リスクや海岸の侵食傾向が高まります。

河川の取水施設、沿岸の防災施設、港湾・漁港の施設等の機能の低下や損傷が生じ、沿岸部の水没・浸水、海岸侵食の加速、港湾及び漁港運用への支障、干渉や河川の感潮区間¹⁰の生態系への影響が想定されます。

イ 高潮・高波

（現状）

高潮については、極端な高潮位の発生が、1970（昭和 45）年以降全世界的に増加している可能性が高いことが指摘されています。

高波については、観測結果より波高の増大が確認されています。

（将来予測）

気候変動により海面水位が上昇する可能性が非常に高く、それにより高潮の浸水リスクは高まります。

また、台風の強度や経路の変化等による高波のリスク増大の可能性が予測されています。

河川の取水施設や沿岸の防災施設、港湾・漁港施設等の構造物などでは、海面水位の上昇や、台風や冬季の発達した低気圧の強度が増加して潮位偏差¹¹や波高が増大すると、安全性が十分確保できなくなる箇所が多くなると予測されています。

¹⁰ 感潮区間：河川の河口付近で水位や流速に海の潮汐が影響を与える区間。

¹¹ 潮位偏差：天体の動きから算出した天文潮位（推算潮位）と気象などの影響を受けた実際の潮位との差（ずれ）。

ウ 海岸浸食

(現状)

現時点では、気候変動による海面水位の上昇や台風の強度の増加等が、既に海岸侵食に影響を及ぼしているかについては、具体的な事象や研究結果は確認できていません。

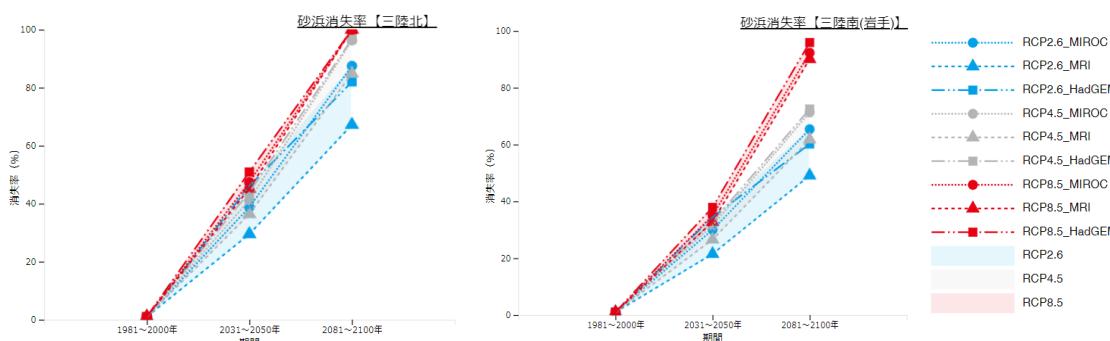
(将来予測)

気候変動による海面水位の上昇によって、海岸が侵食される可能性が高く、具体的には、2081～2100年までに、 2°C 上昇シナリオでは日本沿岸で平均62% (173km^2) の砂浜が、 4°C 上昇シナリオでは平均83% (232km^2) の砂浜が消失するとの報告例があります。

気候変動によって台風の強度が増加すると荒天時の波高が増加します。一方、平均波高は長期的に減少するという研究成果もあります。荒天時の波高の増加と平均波高の減少の両方を考慮する必要がありますが、波浪特性の長期変動が砂浜に与える影響は、海面水位の上昇が与える影響よりも小さい可能性が高く、気候変動によっては砂浜がより侵食される可能性が高くなっています。

気候変動による極端な降水の頻度及び強度の増大に伴い、河川からの土砂供給量が増大すると、河口周辺の海岸を中心に、侵食が緩和されたり、土砂堆積が生じたりする可能性があります。

図7-15 岩手県の砂浜消失率の将来予測



波浪、砂浜勾配、ならびに砂粒径を考慮したBruun則を用いて、海面上昇量の将来予測結果に対する砂浜侵食量を予測（凡例についての情報は、図7-14参考を参照）

資料：環境省「気候変動適応情報プラットフォームホームページ」

③ 山地（土砂災害）

(現状)

気候変動の土砂災害に及ぼす影響を直接分析した研究や報告は、現時点で多くはありません。しかし、最近の降雨条件と土砂災害の実態、最近発生した土砂災害、特に多数の深層崩壊や同時多発型表層崩壊・土石流、土砂・洪水氾濫による特徴的な大規模土砂災害に関する論文や報告は多く発表されています。これらの大規模土砂災害をもたらした特徴のある降雨条件が気候変動によるものであれば、気候変動による土砂災害の形態の変化が既に発生しており、今後より激甚化することが予想されます。

(将来予測)

降雨条件が厳しくなるという前提の下で状況の変化が想定されるものとして下記が

挙げられます。(ここで、厳しい降雨条件として、極端に降雨強度¹²の大きい大雨及びその高降雨強度の長時間化、極端に総降雨量の大きい大雨、広域に降る大雨などを表す。)

- ・ 集中的な崩壊・がけ崩れ・土石流等の頻発、山地や斜面周辺地域の社会生活への影響
- ・ ハード対策やソフト対策の効果の相対的な低下、被害の拡大
- ・ 土砂・洪水氾濫の発生頻度の増加
- ・ 深層崩壊等の大規模現象の増加による直接的・間接的影響の長期化
- ・ 現象の大規模化、新たな土砂移動現象の顕在化による既存の土砂災害警戒区域以外への被害の拡大
- ・ 河川への土砂供給量増大による治水・利水機能の低下
- ・ 森林域で極端な大雨が発生することによる流木被害の増加

④ 山地（山地災害、治山・林道施設）

(現状)

近年、台風などによる局地降雨を原因として、山地災害が激甚化、頻発化する傾向にあります。

過去30年程度の間で50mm/h以上の大雨の発生頻度は約1.4倍に増加しており、人家・集落等に影響する土砂災害もそれに応じて増加しています。また、長時間にわたって停滞する線状降水帯による集中豪雨の事例も頻繁に発生しており、それが比較的広範囲に高強度の大雨をもたらすことにより、流域に同時多発的な表層崩壊や土石流を誘発した例も多く見られます。

山腹崩壊地に生育していた立木と崩壊土砂が、渓流周辺の立木や土砂を巻き込みながら流下し、大量の流木が発生するといった流木災害が頻発化しています。

(将来予測)

大雨の発生頻度が増加することに伴い、崩壊する土砂量の増大、土石流の堆積・氾濫範囲の拡大などが想定されるほか、雨の降り始めから崩壊が発生するまでの時間が短くなることにより、十分な避難時間を確保できなくなることが懸念されています。

森林には、下層植生や落枝や落葉が地表の侵食を抑制するとともに、樹木が根を張りめぐらすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能があります。気候変動に伴う大雨の頻度増加、局地的な大雨の増加は確実視され、崩壊や土石流等の山地災害の頻発が予測されるとともに、これらの機能を大きく上回るような極端な大雨に起因する外力が働いた際には、特に脆弱な地質地帯を中心として、山腹斜面の同時多発的な崩壊や土石流の増加が予想されています。

台風による大雨や強風によって発生する風倒木等は山地災害の規模を大きくする可能性が指摘されています。

¹² 降雨強度：ある一定時間に降った雨が1時間降り続いたとして換算したもの。

⑤ 強風等

(現状)

気候変動に伴う強風・強い台風の増加等とそれによる被害の増加との因果関係について、具体的に言及した研究事例は現時点では確認できていませんが、気候変動が台風の最大強度の空間位置の変化や進行方向の変化に影響を与えているとする報告も見られています。

気候変動による竜巻の発生頻度の変化についても、現時点では具体的な研究事例は確認されていません。

急速に発達する低気圧は長期的に発生数が減少している一方で、1個当たりの強度が増加傾向にあることも報告されています。

(将来予測)

4℃上昇シナリオを前提とした研究では、21世紀後半にかけて気候変動に伴って強風や熱帯低気圧全体に占める強い熱帯低気圧の割合の増加等が予測されているものの、地域ごとに傾向は異なることが予測されています。

また、強い竜巻の頻度が大幅に増加するといった予測例もあります。

⑥ その他共通的な取組

(現状)

近年全国的に大規模災害が発生しており、災害廃棄物が多量に発生しています。

県内市町村では、平時からの備えとして、市町村災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでおり、県では、計画ひな型の作成や助言等により、市町村による当該計画の策定を支援しています。

(将来予測)

大規模災害に伴って災害廃棄物が多量に発生した場合、被災地の速やかな復旧復興を図るために、円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行う必要が生じます。

(5) 健康

① 暑熱

(現状)

熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されており、死亡リスクについて、日本全国で気温上昇による超過死亡（直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加傾向が確認されています。

特に高齢者の超過死亡者数が増加傾向にありますが、15歳未満の若年層においても、気温の上昇とともに外因死が増加する傾向にあることが報告されています。

本県においても、熱中症による健康被害が報告されています。

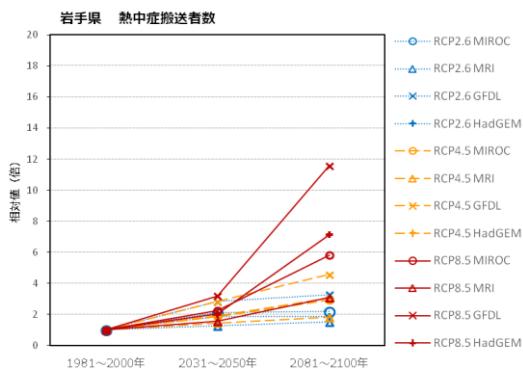
(将来予測)

熱中症発生の増加率は、北海道、東北、関東で大きいと予測されており、S-8研究では、全ての気候モデルにおいて、本県の熱中症搬送者数が増加すると予測されています。

また、本県の熱中症搬送者のうち約半数が高齢者であり、夏季の高温化など気候風土の急速な変化に対して、順応できるかどうか懸念されます。

さらに、暑熱環境の悪化は児童生徒の学校生活にも大きく影響し、体育・スポーツ活動のみならず、文化部活動や屋内での授業中においても熱中症の発生が懸念されています。

図 7-16 岩手県の熱中症搬送者数の将来予測



基準期間（1981（昭和 56）～2000（平成 12）年）における熱中症患者数を 1 とした場合の相対値。過去の日最高気温と熱中症で救急搬送された人数の間の関係式を作成し、その関係式を用いて影響評価を実施。回帰式は、男女別、年齢階級別（0～19 歳、20 歳～64 歳、65 歳以上）に作成（凡例についての情報は、図 7-14 参照を参照）

資料：環境省「気候変動適応情報プラットフォームホームページ」

② 感染症

ア 節足動物媒介感染症

(現状)

デング熱¹³等を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が 2016（平成 28）年に青森県まで拡大していることが確認されています。

また、ダニ等により媒介される感染症（日本紅斑熱やつつが虫病等）についても全国的に報告件数の増加、発生地域の拡大が確認されています。

(将来予測)

気候変動による気温の上昇や降水の時空間分布の変化は、感染症を媒介する蚊やダニ等の節足動物の分布可能域を変化させ、節足動物媒介感染症のリスクを増加させる可能性があり、S-8 研究では、本県においても、全ての気候モデルにおいて、ヒトスジシマカの生息域が増加すると予測されています。

また、ヒトスジシマカの吸血開始日は初春期の平均気温と相関があり、気温上昇が進めば、吸血開始日が早期化する可能性があるほか、活動期間が長期化する可能性があります。

¹³ デング熱：デングウイルスを持った蚊（ネッタイシマカ・ヒトスジシマカ）に刺されることによって生じる感染症。デングウイルスを媒介する蚊が生息する地域は、熱帯・亜熱帯を中心に 100 か国以上あり、全世界で年間約 1 億人の患者が発生していると言われている。日本でも 2014（平成 26）年に約 70 年ぶりの国内感染が報告された。

③ その他の健康への影響

ア 温暖化と大気汚染の複合影響

(現状)

本県の大気環境は、大気汚染物質の環境基準を概ね達成していますが、微小粒子状物質などの濃度上昇が時期によっては観測されています。

近年、光化学オキシダント (O_x) 及びその大半を占めるオゾン (O_3) の濃度の経年的增加を示す報告が多く、温暖化も一部寄与している可能性が示唆されています。

(将来予測)

気温上昇による生成反応の促進等により、大気中の光化学オキシダントや微小粒子状物質の濃度が上昇し、呼吸器系及び循環器系への影響が生じる可能性があるとされています。

(6) 産業・経済活動

① 産業・経済活動

ア エネルギー需給

(現状)

猛暑により事前の想定を上回る電力需要の記録が報告されています。

また、強い台風等によりエネルギー供給インフラが被害を受け、エネルギーの供給が停止した報告があります。

(将来予測)

夏季の気温上昇などは、電力需要のピークを先鋭化させる懸念があります。

イ 建設業

(現状)

夏季の気温上昇により、コンクリートの質を維持するための暑中コンクリート¹⁴工事の適用期間が長期化しています。

過去5年間（2017（平成29）～2021（令和3）年）の職場における熱中症による死者数、死傷者数は、ともに建設業において最大となっています。

¹⁴ 暑中コンクリート：1日の平均気温が25℃を超える暑い日の打設に用いられるコンクリートのこと。気温が高いとセメントの硬化が早くなり、強度が低下したりひび割れが発生したりすることから、通常のコンクリートに使われる材料の配合を変えた暑中コンクリートが用いられる。

(7) 県民生活等

① インフラ・ライフライン等

(現状)

近年、日本各地で大雨・台風・渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響が確認されています。

大雨による交通網の寸断やそれに伴う孤立集落の発生、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断が報告されています。

この他、雷・台風・暴風雨などの異常気象による発電施設の稼動停止や浄水施設の冠水、廃棄物処理施設の浸水等の被害、渇水・洪水、濁水や高潮の影響による取水制限や断水の発生、高波による道路の交通障害等が報告されています。

(将来予測)

気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶことが懸念されます。

国内では、電力インフラに関して、台風や海面水位の上昇、高潮・高波による発電施設への直接的被害や、冷却水として利用する海水温が上昇することによる発電出力の低下、融雪出水時期の変化等による水力発電への影響が予測されています。

水道インフラに関して、河川の微細浮遊土砂の増加により、水質管理に影響が生じることが予測されています。

交通インフラに関して、国内で台風や豪雨による道路、港湾等の施設被害が増加し、改修や復旧に必要な費用が増加することが予測されています。

この他に、気象災害に伴って廃棄物の適正処理に影響が生じることや、洪水氾濫により水害廃棄物が発生すること、都市ガスの供給に支障が生じることも予測されています。

② 文化・歴史などを感じる暮らし

文化財被害の状況

(現状)

全国的には、サクラ、イチョウ、セミ、野鳥等の動植物の生物季節の変化について報告されています。それらが国民の季節感や地域の伝統行事・観光業等に与える影響について、現時点では具体的な研究事例は確認されていない状況です。



資料：岩手県

一方、平成28年台風第10号により県内の文化財等において被害が発生するなど、全国的に台風や大雨などによる文化財への被害が報告されています。

(将来予測)

今世紀中頃及び今世紀末には、気温の上昇により、北日本のサクラの開花日が早まるとともに、開花から満開までに必要な日数が短くなるとされており、それに伴い、花見ができる日数の減少や、サクラを観光資源とする地域への影響が予測されています。

また、今後、気候変動による短時間強雨や強い台風の増加等が進めば、文化財等をはじめ、県民が文化・歴史などを感じる暮らしに影響が及ぶことが懸念されます。

③ その他（暑熱による生活への影響）

（現状）

全国的には、都市の気温上昇は既に顕在化しており、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしているとされています。

中小都市でもヒートアイランド現象が確認されており、ヒートアイランド現象により都市部で上昇気流が発生することで短期的な降水量が増加する一方、周辺地域では雲の形成が阻害され、降水量が短期的に減少する可能性があることが報告されています。

（将来予測）

アスファルトやコンクリート、建築物等からの排熱の増加などによる気温上昇に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域ではより大幅に気温が上昇することが懸念されています。

気温上昇に伴い、体感指標である暑さ指数も上昇傾向を示す可能性が高いと予測されています。

RCP4.5 シナリオを使用して暑さ指数を予測した研究では、21世紀末の8月には、暑さ指数が全国的に上昇し、特に東北地方はより大きな上昇となる可能性が示されています。

暑さ指数上昇によるストレスの増加に伴い、だるさ・疲労感・熱っぽさ・寝苦しさといった健康影響が現状より悪化し、特に昼間の気温上昇により、だるさ・疲労感が更に増すことが予測されており、都市生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

3 適応策の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

温室効果ガスの排出削減対策である緩和策と併せて、気候変動により今後予測される被害を回避し軽減する適応策を気候変動対策の両輪として取り組みます。

この適応策は、国の適応計画に掲げられている7つの分野ごとに、国の気候変動影響評価報告書（以下「影響評価報告書」という。）を踏まえて、取組を進めます。

① 国の影響評価結果

国の適応計画では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、気候変動の影響と適応の基本的な施策が示されています。

このうち、気候変動の影響については、2020（令和2）年12月の影響評価報告書等を踏まえ、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から評価しています。

○評価の観点

- ・重大性：社会、経済、環境の3つの観点で評価（影響の程度、可能性等）
- ・緊急性：影響の発現時期、適応の着手・重要な意思決定が必要な時期の2つの観点で評価
- ・確信度：研究・報告のタイプ、見解の一致度の2つの観点で評価（情報の確かしさ）

表7-3 国の気候変動影響評価結果の概要

| 分野 | 大項目 | 小項目 | 重大性 (RCP2.6/8.5) | 緊急性 | 確信度 | 分野 | 大項目 | 小項目 | 重大性 (RCP2.6/8.5) | 緊急性 | 確信度 |
|-----------|---------|------------------------|---------------------|-----|-----|----------|--------------------------------|--------------------------|---------------------|-----|-----|
| 農業・林業・水産業 | 農業 | 水稻 | ●● | ● | ● | 自然災害・沿岸域 | 河川 | 洪水 内水 | ●/● | ● | ● |
| | | 野菜等 | ◆ | ● | ▲ | | 沿岸 | 海面水位の上昇 高潮・高波 海岸浸食 | ● | ● | ● |
| | | 果樹 | ●/● | ● | ● | | 山地 | 土石流・地すべり等 | ● | ● | ● |
| | | 米、大豆、飼料作物等 | ● | ▲ | ▲ | | その他 | 強風等 | ● | ● | ▲ |
| | | 畜産 | ● | ● | ▲ | | 複合的な災害影響 | | | | |
| | | 病害虫・雑草等 | ● | ● | ● | | 冬季の温暖化 | | | ◆ | ▲ |
| | | 農業生産基盤 | ● | ● | ● | | 死亡リスク等 | | | ● | ● |
| | | 食料需給 | ◆ | ▲ | ● | | 暑熱 | | | ● | ● |
| | | 木材生産（人工林等） | ● | ● | ▲ | | 熱中症等 | | | ● | ● |
| | | 特用林生産（きのこ類等） | ● | ● | ▲ | | 感染症 | | | ● | ● |
| | 水産業 | 回遊性魚介類（魚類等の生態） | ● | ● | ▲ | | 水系・食品媒介性感染症 筋肉筋膜炎媒介感染症 | | | ◆ | ▲ |
| | | 増養殖業 | ● | ● | ▲ | | その他の感染症 | | | ● | ■ |
| | | 沿岸域・内水面漁場環境等 | ●/● | ● | ▲ | | 温暖化と大気汚染の複合影響 | | | ◆ | ▲ |
| | | 湖沼・ダム湖 | ◆/● | ▲ | ● | | その他の健康影響 | | | ● | ● |
| 水環境・水資源 | 水環境 | 河川 | ◆ | ▲ | ■ | | 脆弱性が高い集団への影響 | | | ● | ▲ |
| | | 沿岸域及び閉鎖性海域 | ◆ | ▲ | ▲ | | 他の健康影響 | | | ● | ▲ |
| | | 水供給（地表水） | ●/● | ● | ● | | 製造業 | | | ◆ | ■ |
| | 水資源 | 水供給（地下水） | ● | ▲ | ▲ | | 食品製造業 | | | ● | ▲ |
| | | 水需要 | ◆ | ▲ | ▲ | | エネルギー | | | ◆ | ▲ |
| | | 湖沼 | ● | ● | ▲ | | エネルギー需給 | | | ● | ■ |
| | 陸域生態系 | 河川 | ● | ▲ | ■ | | 商業 | | | ◆ | ■ |
| | | 湿地・里山生態系 | ◆ | ● | ● | | 小売業 | | | ◆ | ▲ |
| | | 人工林 | ● | ● | ▲ | | 金融・保険 | | | ● | ▲ |
| | | 野生鳥獣の影響 | ● | ● | ● | | 金融・保険 | | | ● | ▲ |
| | | 物資収支 | ● | ▲ | ▲ | | 観光業 | | | ◆ | ● |
| 自然生態系 | 淡水生態系 | 湖沼 | ● | ● | ■ | | 建設業 | | | ● | ▲ |
| | | 河川 | ● | ● | ■ | | 医療 | | | ● | ▲ |
| | | 湿原 | ● | ▲ | ■ | | その他 | | | ● | ■ |
| | 沿岸生態系 | 亜熱帯 | ●/● | ● | ● | | 海外影響 | | | ● | ▲ |
| | | 温帯・亜寒帯 | ● | ● | ▲ | | その他 | | | - | - |
| | | 海洋生態系 | ● | ▲ | ■ | | 都市インフラ、 ライフライン等 | | | ● | ● |
| | その他 | 生物季節 | ◆ | ● | ● | | 水道・交通等 | | | ● | ● |
| | | 分布・個体群の変動 (在来生物) | ● | ● | ● | | 文化・歴史など (生物季節) | | | ● | ● |
| | | (外来生物) | ● | ● | ▲ | | 伝統行事・ を感じる暮らしきれい等 (地場産業) | | | - | ● |
| | 生態系サービス | 流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等 | ● | - | - | | その他の 影響等 | | | ● | ▲ |
| | | 沿岸域の藻類生態系による水産資源の供給機能等 | ● | ● | ▲ | | 暑熱による生活への影響等 | | | ● | ● |
| | | サンゴ礁によるEco-DRR機能等 | ● | ● | ● | | インフラ・ ライフラインの途絶に伴う影響等 | | | - | - |
| | | 自然生態系と関連するレクリエーション機能等 | ● | ● | ▲ | | 分野間の 影響の連鎖 | | | - | - |

凡例 重要性 ●：特に重大な影響が認められる

◆：影響が認められる -：現状では評価できない

緊急性・確信度 ●：高い

▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない

資料：環境省「令和2年12月気候変動影響評価報告書」より岩手県作成

(2) 取組の項目

国の適応計画に掲げられている7つの分野ごとに、以下の2つの観点から、本県で取り組む項目を整理しました。

① 国の適応計画における影響評価結果

影響評価報告書において「重大性が特に大きい（○）」「緊急性が高い（○）」「確信度が高い（○）」と評価されているもののうち、本県に存在する項目。

| 重大性 | 緊急性 | 確信度 |
|-----------------|--------------|--------------|
| ○ 特に重大な影響が認められる | ○ 高い | ○ 高い |
| ◇ 影響が認められる | △ 中程度 | △ 中程度 |
| － 現状では評価できない | □ 低い | □ 低い |
| | － 現状では評価できない | － 現状では評価できない |

② 本県における影響評価

①には該当しないが、本県において気候変動によると考えられる影響が既に生じているなど、本県の地域特性を踏まえて重要と考えられる項目。

表7-4 本県における適応分野の整理（国の気候変動適応計画の記載順）

| 分野 | 大項目 | 小項目 | ①国の適応計画の影響評価 | | | ②本県における影響評価 |
|-----------|-----|--------------------|---------------------|-----|-----|-------------|
| | | | 重大性 (RCP2.6/8.5) | 緊急性 | 確信度 | |
| 農業・林業・水産業 | 農業 | 水稻 | ○/○ | ○ | ○ | |
| | | 果樹 | ○/○ | ○ | ○ | |
| | | 麦、大豆等（土地利用型作物） | ○ | △ | △ | ○ |
| | | 野菜等 | ◇ | ○ | △ | ○ |
| | | 畜産・飼料作物 | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | 畜産 | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | 飼料作物 | ○ | △ | △ | ○ |
| | 水産業 | 病害虫・雑草等 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 農業生産基盤 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 回遊性魚介類（海面漁業） | ○ | ○ | △ | ○ |
| 水環境・水資源 | 水環境 | 増養殖業（海面養殖業） | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | 増養殖業（内水面漁業・養殖業） | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | 沿岸域・内水面漁場環境等（造成漁場） | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | その他の農業、林業、水産業 | ○ | ○ | □ | ○ |
| | 水資源 | 野生鳥獣の影響（鳥獣害） | ○ | ○ | □ | ○ |
| | | 湖沼・ダム湖 | ◇/○ | △ | △ | ○ |
| | | 河川 | ◇ | △ | □ | ○ |
| | | 沿岸域及び閉鎖性海域 | ◇ | △ | △ | ○ |
| | | 水供給（地表水） | ○/○ | ○ | ○ | |
| | | 水供給（地下水） | ○ | △ | △ | ○ |

| | | | | | | |
|----------|----------------------|----------------|-----|---|---|---|
| 自然生態系 | 陸域生態系 | 高山・亜高山帯 | ○ | ○ | △ | ○ |
| | | 里地・里山生態系 | ◇ | ○ | □ | ○ |
| | | 野生鳥獣の影響 | ○ | ○ | □ | ○ |
| | 淡水生態系 | 湖沼 | ○ | △ | □ | ○ |
| | | 河川 | ○ | △ | □ | ○ |
| | | 湿原 | ○ | △ | □ | ○ |
| | 沿岸生態系 | 温帶・亜寒帯 | ○ | ○ | △ | ○ |
| | 生物季節、分布・個体群の変動 | 生物季節 | ◇ | ○ | ○ | ○ |
| | | 分布・個体群の変動（在来種） | ○ | ○ | ○ | |
| 自然災害・沿岸域 | 河川 | 洪水 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 内水 | ○ | ○ | ○ | |
| | 沿岸 | 海面水位の上昇 | ○ | △ | ○ | ○ |
| | | 高波・高潮 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 海岸侵食 | ○/○ | △ | △ | ○ |
| | 山地（土砂災害） | | ○ | ○ | ○ | |
| | 山地（山地災害、治山・林道施設） | | ○ | ○ | ○ | |
| | 強風等 | | ○ | ○ | △ | ○ |
| | その他共通的な取組 | | - | - | - | ○ |
| | 健康 | | | | | |
| 産業・経済活動 | 暑熱 | | ○ | ○ | ○ | |
| | 感染症 | 節足動物媒介感染症 | ○ | ○ | △ | ○ |
| | その他の健康への影響 | 温暖化と大気汚染の複合影響 | ◇ | △ | △ | ○ |
| 県民生活等 | 産業・経済活動（金融・保険、観光業以外） | エネルギー需給 | ◇ | □ | △ | ○ |
| | | 建設業 | ○ | ○ | □ | ○ |
| | インフラ・ライフライン | 水道、交通等 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 文化・歴史などを感じる暮らし | ◇ | ○ | ○ | ○ |
| | 伝統行事・地場産業等 | | - | ○ | △ | ○ |
| | その他（暑熱による生活への影響） | | ○ | ○ | ○ | |

「②本県における影響評価」の項目は、本県の地域特性を踏まえて重要と考えられる項目を整理したもの。

4 分野ごとの適応策

(1) 農業、林業、水産業

農作物については、高温による品質の低下、春先の低温や晩霜による凍霜害リスクの増加、集中豪雨の発生頻度の増加による農地の湛水被害のリスクの増加等が予測されているほか、野生鳥獣による被害についても今後増加することが懸念されています。また、水産物については、海況の変動による資源量の減少や分布域の変動等が見られています。

このため、高温による影響が少なくなるような農作物の適正な品種の選択や、病害虫の適切な防除により被害を低減するほか、豪雨による農地・農業用施設の被害を防止します。野生鳥獣については、モニタリング調査や適正捕獲を実施します。

また、海水温の上昇等に対応するための資源量調査や、養殖管理指導等に取り組みます。

(主な取組内容)

① 農業

■ 水稲

- ・ 環境の変化に対応した新たな水稻品種の開発

■ 果樹

- ・ 果実品質の変動要因の解明
- ・ 環境の変化に対応した新品目の導入

■ 麦、大豆等（土地利用型作物）

- ・ 深耕や土づくりによる根域の拡大
- ・ 額縁明渠¹⁵を利用した灌がいや畦間かんがい¹⁶

■ 野菜等

- ・ 農業用ハウスの強靭化マニュアルによる対策技術の周知
- ・ 露地野菜・花きにおける適正な品種選択や栽培時期の調整、適期防除の指導

■ 畜産・飼料作物

- ・ 暑熱対策技術等の生産性向上に向けた技術指導
- ・ 家畜伝染性疾病の流行状況を監視するための調査
- ・ 畜産農場への衛生管理指導の強化・徹底
- ・ 寒冷地型牧草の夏枯れと雑草侵入の広域的な影響の把握

■ 病害虫・雑草等

- ・ 各農作物に対する病害虫発生予察情報の提供及び防除指導・支援

■ 農業生産基盤

- ・ 地域に即した農業用施設の整備や既存水源の有効活用などを組み合わせた効率的な農業用水の確保・利活用
- ・ 防災ダム、排水機場、排水路等の整備による農地・農業用施設の被害の防止
- ・ 地域資源の適切な保全管理を推進する共同活動を通じた農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮

¹⁵ 額縁明渠：畦畔に沿って掘った排水溝。

¹⁶ 畦間かんがい：畑地で畦と畦の間に水を流して作物に水を補給する地表かんがい法の一つ。

② 水産業

- 回遊性魚介類（海面漁業）
 - ・ 定地水温等の海況モニタリングによる海況変動の傾向把握と海況変動を考慮した海況・漁況予測技術の開発
 - ・ 回遊魚等の資源管理に向けた資源調査の継続実施
 - ・ 秋サケの資源変動要因や飼育放流技術に関する研究
- 増養殖業（海面養殖業）
 - ・ 海水温の上昇等に対応した養殖管理指導や支援、生産動向と海域モニタリングの実施
 - ・ 有害有毒プランクトン発生状況の継続モニタリング
- 増養殖業（内水面漁業・養殖業）
 - ・ アユの資源状況の把握と優良種苗の開発
- 沿岸域・内水面漁場環境等（造成漁場）
 - ・ アワビ等磯根生物資源量調査の継続実施による資源動向の把握
 - ・ 大型褐藻類人工種苗を用いたアワビ等磯根生物の餌料対策手法の開発・普及
 - ・ 渔港水域等の静穏域を活用したウニの蓄養
 - ・ アワビ等の水産資源の回復・増大に向けた藻場や産卵・保護礁の造成

③ その他の農業、林業、水産業

- 野生鳥獣の影響（鳥獣害）
 - ・ ニホンジカ、イノシシの生息状況のモニタリング調査、個体数管理に向けた適正捕獲の実施
 - ・ カモシカの生息状況等の把握保護と食害防止対策

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------------------|----|---------------|------|------|------|
| 気候変動に対応した調査研究取組件数 | 件 | 9 | 9 | 9 | 9 |

～環境の変化に対応した新たな水稻品種の開発～

岩手県農業研究センターは、(公財) 岩手県生物工学研究センターと連携し、県産米の最高級品種「金色（こんじき）の風」の改良に取り組んでいます。「金色の風」は、岩手県のオリジナル品種として平成29年度にデビューした最高級のお米で、ふわりとした触感と、口の中に広がる甘さが特徴です。両センターでは、「金色の風」の収量の増加や、夏季以降の高温による障害への耐性を高めていくよう、DNAマーカーなどを活用し、研究を行っています。

金色の風ロゴマーク



金色の風
KONJIKI NO KAZE

(2) 水環境・水資源

本県の水環境は良好な状態が保たれていますが、全国では湖沼及び河川において水温上昇が見られています。また、渇水については本県では近年重大な被害は発生していませんが、短時間強雨や大雨が発生する一方、年間降水日数は減少傾向が見られており、全国では取水制限が行われる渇水が生じています。

このため、湖沼や河川等のモニタリング調査継続による水質状況の把握や、河川流量等の適切な監視に取り組みます。

(主な取組内容)

① 水環境

- 湖沼・ダム湖、河川、沿岸域及び閉鎖性海域
 - ・ モニタリング調査の継続による水質状況の把握

② 水資源

- 地表水
 - ・ 河川の流量観測の継続
 - ・ ダムの適切な維持管理等による流水の正常な機能の維持
- 地下水
 - ・ モニタリング調査の継続による水質状況の把握

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------------------------------|----|---------------|------|------|------|
| 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率 | % | 95.7 | 95.7 | 95.7 | 95.7 |

(3) 自然生態系

気温上昇による融雪時期の早期化や積雪深の低下に伴い、野生鳥獣の生息域の拡大や分布の変化が生じており、高山植物への食害や農林業の被害の増加が懸念されています。

このため、希少野生動植物の保護のための生息状況の把握のほか、ニホンジカやイノシシ等について、生息状況等のモニタリング調査や捕獲による個体数管理等に取り組みます。

(主な取組内容)

① 陸域生態系

- 高山・亜高山帯
 - ・ 希少野生動植物の保護のための条例指定希少野生動植物等の生息状況の把握
 - ・ 自然公園等における高山植物のシカ食害対策等による保全対策

- 里地・里山生態系
 - ・ 希少野生動植物の保護のための条例指定希少野生動植物等の生息状況の把握
【再掲】
- 野生鳥獣の影響
 - ・ ニホンジカ、イノシシ等の生息状況のモニタリング調査や個体数管理の実施及び外来生物の生息実態の把握と情報発信
 - ・ カモシカの生息状況等の把握保護と食害防止対策 【再掲】

② 淡水生態系

- 湖沼、河川、湿原
 - ・ 希少野生動植物の保護のための条例指定希少野生動植物等の生息状況の把握
【再掲】
 - ・ 鳥獣保護区等の指定による生態系の維持

③ 沿岸生態系

- 温帯・亜寒帯
 - ・ 希少野生動植物の保護のための条例指定希少野生動植物等の生息状況の把握
【再掲】
 - ・ 鳥獣保護区等の指定による生態系の維持 【再掲】

④ 生物季節、分布・個体群の変動

- 分布・個体群の変動
 - ・ 希少野生動植物の保護のための条例指定希少野生動植物等の生息状況の把握
【再掲】
 - ・ ニホンジカ、イノシシ等の生息状況のモニタリング調査や個体数管理の実施及び外来生物の生息実態の把握と情報発信 【再掲】
 - ・ 自然公園等における高山植物のシカ食害対策等による保全対策 【再掲】

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------------|----|---------------|--------|--------|--------|
| ニホンジカの最小捕獲数 | 頭 | 26,839 | 25,000 | 25,000 | 25,000 |

(4) 自然災害・沿岸域

短時間強雨の発生頻度が増加する傾向が見られており、将来予測によれば、日本の代表的な河川流域において洪水を起こしうる大雨事象が、今世紀末には現在に比べ有意に増えることが予測されています。

このため、気候変動に伴う降雨量の増加を見越した治水計画等の検討や、県民への防災知識の普及、防災教育等に取り組みます。ハード面では、河川管理施設・治山施設等の整備、強風に耐え得る農業用ハウスの強靭化等を進めます。

また、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計の配備や、いわてモバイルメール¹⁷等によるプッシュ型の河川の水位情報を提供します。

さらに、発災後の対応に備えるため、市町村による災害廃棄物処理計画の策定支援、市町村・県・環境省等の関係団体が連携して、市町村域を超えた災害廃棄物の広域処理も含めた検討の支援に取り組みます。

(主な取組内容)

① 河川

■ 洪水・内水

- ・ 気候変動による降雨量の増加等を考慮した治水計画の検討
- ・ 市町村の内水ハザードマップ策定の促進
- ・ 水位周知河川における様々な規模の外力での浸水想定の作成、提示
- ・ 水位周知河川以外の中小河川における想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成
- ・ 水位周知河川に係る水害タイムラインの策定と運用
- ・ 大規模氾濫減災協議会等を通じた災害リスク情報の共有
- ・ 築堤や河道掘削、洪水調節施設・下水道等の施設の災害リスク評価を踏まえた着実な整備
- ・ 通常水位計、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計及び河川監視カメラの適切な運用
- ・ 必要な貯水池容量を維持・確保するためのダムの堆砂対策
- ・ 水門等の確実な操作と操作員の安全確保のための水門・陸こう自動閉鎖システムの整備運用
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく、河川・流域指定及び流域水害対策計画の策定、雨水貯留浸透施設等の整備検討
- ・ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出に努め、かわまちづくり等による魅力ある水辺空間を創出する河川整備の検討
- ・ 河川への水位計の設置推進による観測体制の充実
- ・ 水防管理者に対する重要水防箇所、危険箇所の情報提示
- ・ いわてモバイルメール等によるプッシュ型の河川の水位情報提供

¹⁷ いわてモバイルメール：岩手県が運用する、防災・災害情報や観光情報等の行政情報を電子メールで配信するサービス。

- ・ 警戒レベル相当情報など危険の切迫度を付した水位情報の提供
- ・ 市町村の避難指示等の発令基準の策定支援
- ・ 市町村職員向け防災研修の実施
- ・ 岩手県風水害対策支援チームを活用した市町村の避難指示等発令の支援
- ・ 大規模災害発生時における市町村へのリエゾン派遣
- ・ 河川の流量観測の継続
- ・ 防災知識の普及や防災教育の促進

② 沿岸（高潮・高波等）

- 海面水位の上昇
 - ・ 高潮浸水想定区域図作成等による水害リスク情報の充実強化
- 高波・高潮
 - ・ 海岸保全施設の整備
 - ・ 防波堤等の整備
 - ・ 海岸防災林の再生
- 海岸侵食
 - ・ 海岸保全施設の保守点検体制の充実、維持管理

③ 山地（土砂災害）

- 山地（土砂災害）
 - ・ 交通網やライフライン等を保全する土砂災害対策の推進
 - ・ 土砂災害警戒区域等の指定、危険住宅の移転支援

④ 山地（山地災害、治山・林道施設）

- 山地（山地災害、治山・林道施設）
 - ・ 保安林の配備、治山施設の計画的な整備
 - ・ 自然災害に対する防災意識の啓発

⑤ 強風等

- 強風等
 - ・ 農業用ハウスの強靭化マニュアル等による対策技術の周知【再掲】

⑥ その他共通的な取組

- その他共通的な取組
 - ・ 市町村災害廃棄物処理計画ひな型の作成、研修の開催、必要な助言等、市町村災害廃棄物処理計画策定の支援
 - ・ 県内で災害廃棄物が発生した場合における、市町村による災害廃棄物処理の支援

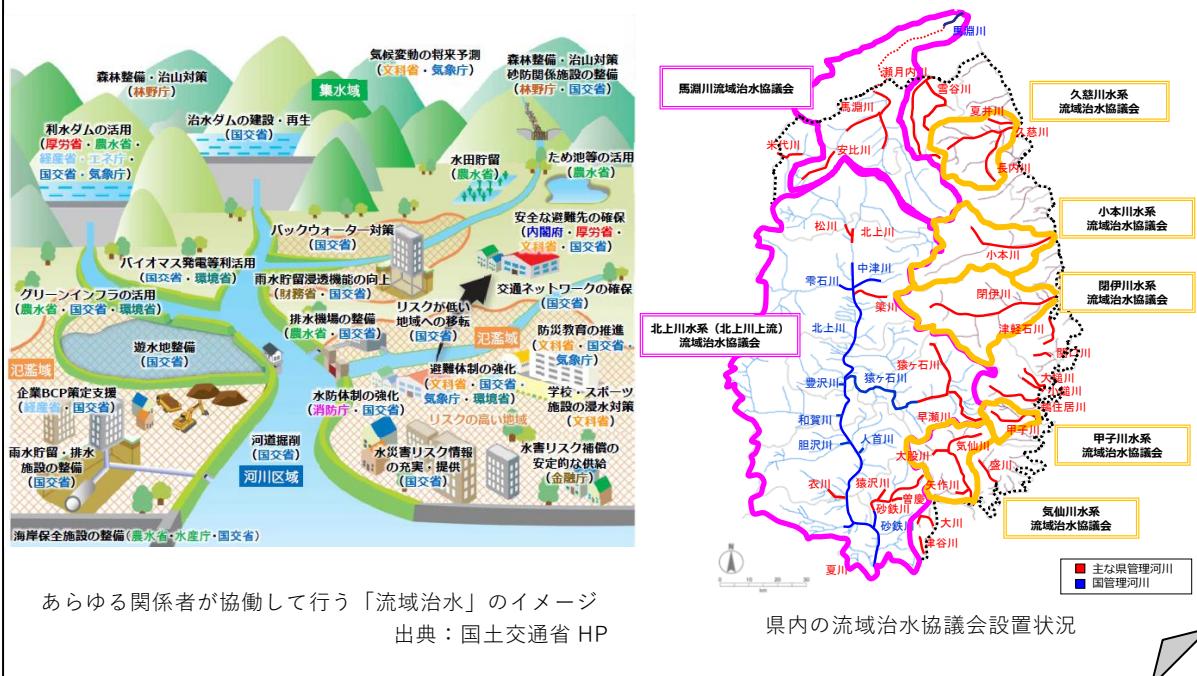
【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|------------------------------|----|---------------|------|------|------|
| 近年の洪水災害に対応した河川改修事業の完了河川数（累計） | 河川 | - | 1 | 2 | 3 |

～流域治水プロジェクト～

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、従来の河川管理者が主体となった河川整備等に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、「流域治水」への転換が必要です。

本県においては、2022（令和4）年9月現在、県内の7水系で「流域治水協議会」を設置し、流域の関係者との連携を図るとともに、国、県、市町村、民間企業等のそれぞれの対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定して、流域治水を推進しています。



(5) 健康

熱中症搬送者数が、本県においても増加することが予測され、夏季の気温上昇に適切に対応していく必要があります。

また、デング熱等を媒介する蚊の生息域の拡大、ダニ等により媒介される感染症の全国的な報告件数の増加等が確認されています。

このため、岩手県蚊媒介感染症対策行動計画によるデング熱等の予防対策、蚊媒介感染症等の予防、熱中症予防の普及啓発と注意喚起、大気汚染物質高濃度時の注意喚起等に取り組みます。

(主な取組内容)

① 暑熱

■ 暑熱

- ・ 热中症予防の普及啓発と注意喚起
- ・ 学校における健康教育、冷房設備設置の推進
- ・ 農業者を対象とした技術指導会や講演会等における熱中症予防に対する意識啓発の実施

② 感染症

■ 節足動物媒介感染症

- ・ 蚊媒介感染症予防の普及啓発と注意喚起
- ・ 学校を通じた、児童・生徒へのデング熱等の感染症予防の注意喚起

③ その他の健康への影響

■ 温暖化と大気汚染の複合影響

- ・ 大気汚染物質高濃度時の注意喚起
- ・ 微小粒子状物質の成分分析による科学的知見の集積

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|--------------|----|---------------|------|------|------|
| 熱中症による救急搬送者数 | 人 | 603 | 573 | 544 | 517 |

(6) 産業・経済活動

産業・経済活動は多様であり、気候変動影響に関する知見が少ないため、情報の収集・整理が必要ですが、建設業においては気温上昇に伴い暑中コンクリート工事の適用期間が長期化する等の影響が出ています。

災害時のエネルギー供給の確保に加え、エネルギー需給ピーク時に系統負荷の軽減に寄与する自立・分散型のエネルギーシステムの構築支援等のほか、建設業における熱中症対策や事業者のICT化による施工の効率化、安全性向上に取り組みます。

(主な取組内容)

① 産業・経済活動

■ エネルギー需給

- ・ 自立・分散型のエネルギーシステムの構築支援

■ 建設業

- ・ 作業従事者等に向けた熱中症対策の情報提供・普及啓発
- ・ 事業者のICT化による施工の効率化や安全性向上の促進

～建設業の熱中症対策とICT化～

県では、生産性の向上や魅力ある建設現場の実現を目指すi-Construction（アイ・コンストラクション）の取組の中でトップランナー施策の一つとして位置付けられているICT施工の取組を推進しています。

ICT施工は、建設工事の各段階で情報通信技術（ICT）を全面的に活用するもので、施工効率・精度・安全性の向上、環境負荷の低減などに高い効果が期待できます。

UAV（ドローン）による測量や、建設機械の自動制御などにより、作業効率が大幅に向上し、作業の単純化や省人化、作業時間の短縮に繋がるため、熱中症対策としても重要な取組となっています。

県と岩手県建設業協会では、ICT建設機械やドローンの操作方法を学ぶ講習会等を実施し、建設企業におけるICT施工に対応した技術者やオペレーターの育成を支援しています。



(7) 県民生活等

大雨、台風、渇水等による水道や交通、道路等への影響が、全国で生じていることから、水道インフラの危機管理体制及び水質管理体制の強化、災害に強い道路ネットワークの構築を進めます。

また、サクラ、カエデ、セミ等の動植物の生物季節の変化が報告されていることから、その情報の収集や、暑熱による生活への影響についての普及啓発等に取り組みます。

(主な取組内容)

① インフラ・ライフライン

■ 水道、交通等

- ・ 水道インフラの危機管理体制及び水質管理体制の強化
- ・ 港湾における適応策の推進
- ・ 災害に強い道路ネットワークの構築

② 文化・歴史などを感じる暮らし

■ 生物季節

- ・ 生物季節の変化等に関する情報の収集や提供等の実施

■ 伝統行事・地場産業等

- ・ 文化財保護の推進

③ その他（暑熱による生活への影響）

■ その他（暑熱による生活への影響）

- ・ 気候変動への適応に関する普及啓発
- ・ 公園緑地の整備や都市緑化の推進などの緑地の保全・創出

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|-------------|----|---------------|------|------|------|
| 緊急輸送道路の整備延長 | km | 32.5 | 38.1 | 39.4 | 40.5 |

5 基盤的施策の推進

気候変動に適応するためには、様々な分野でのモニタリングや情報の収集・分析が必要です。また、適応に関する県民理解を深めるための普及啓発や、関係機関と連携した情報収集等に取り組みます。

- ・ 適応に関する情報の収集・提供等の機能を有する地域気候変動適応センター¹⁸の設置
- ・ 国の専門機関や大学等の研究機関等との連携による、気候変動とその影響に関する情報の収集・提供
- ・ 県民や事業者等の適応に関する理解促進と取組の実践

【指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 (2021) | 2023 | 2024 | 2025 |
|--------------------------|----|---------------|------|------|------|
| 気候変動適応に関するセミナー等の受講者数（累計） | 人 | 117 | 120 | 240 | 360 |

¹⁸ 地域気候変動適応センター：気候変動適応法に基づき、地域における気候変動適応を推進するため、気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供・技術的助言を行う拠点。

第8章 各主体の役割と計画の推進

1 各主体の役割

(1) 県の役割

- ・ 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定するとともに、計画に基づき施策を実施します。
- ・ 県民の温室効果ガス排出削減等に関する活動等の促進を図るため、情報提供、その他必要な支援を行います。
- ・ 事業者による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス排出削減に関する取組を支援します。
- ・ 市町村による実行計画の策定や施策の推進のため温室効果ガス排出量や再生可能エネルギー導入に関するデータ等の情報提供や技術的な助言、その他必要な支援を行います。
- ・ 地域の自然的・社会的条件に適した再生可能エネルギーの導入促進を図るポジティブゾーニングの仕組みとして、市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域の対象となる区域を設定する際の基準を別冊「促進区域の設定に関する岩手県基準」として定めます。
- ・ 県全体の地球温暖化対策の牽引役として、県民や事業者、市町村の模範となるよう、自らの事務・事業において、温室効果ガスの排出削減と森林の吸収作用の保全等に取り組みます。
- ・ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した公共施設の整備に努めます。
- ・ 気候変動適応に関する情報の収集・提供等の機能を有する地域気候変動適応センターを設置します。
- ・ 国の専門機関や地域気候変動適応センターと連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行います。

(2) 市町村の役割

- ・ 地域の状況に応じた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要に応じて、地球温暖化対策に関する計画を策定するとともに、計画に基づき施策を実施します。
- ・ 住民・事業者・地域活動団体等に最も身近な主体として、地域特性に配慮した地球温暖化対策を推進するための仕組みづくりや、普及啓発・情報提供の充実に努めます。
- ・ 自らの事務・事業における温室効果ガスの排出削減等に関する計画を策定し、計画に基づいた施策を実施します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した公共施設の整備に努めます。

(3) 県民の役割

- ・ 日常生活において、適切な冷暖房温度の設定や節電、節水、エコドライブの実践、公共交通機関・自転車利用による自家用車使用の抑制など、温室効果ガスの排出削減等に積極的に取り組むよう努めます。
- ・ 県産品や環境への負荷の少ない製品・商品、サービスの選択を行うなど、環境に配慮した消費生活を実践します。
- ・ 断熱性能など省エネルギー性能に優れた住宅の建築や省エネルギー性能を高めるリフォーム、環境負荷の少ない自動車への乗換え、高効率な省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- ・ 地球温暖化防止に関する情報を積極的に入手し、理解を深めるとともに、県や市町村等が行う地球温暖化対策に協働して取り組みます。
- ・ 気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めます。

(4) 事業者の役割

- ・ 環境負荷の少ない製品・商品の製造販売や技術開発等を行うよう努めるとともに、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組みます。
- ・ 県や市町村等が行う地球温暖化対策に連携・協働して取り組みます。
- ・ 事業所の設備について、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出を少なくする方法で使用するよう努めます。
- ・ 事業所の環境に配慮した計画等を従業員に周知し、取組を実行するとともに、環境への負荷の少ない通勤方法や環境ボランティア活動を推奨します。
- ・ 事業者自らの排出量のみならず、原料調達から製造、物流、販売、使用、廃棄に至るまでの事業活動全般の温室効果ガスの排出量の算定と情報提供に努めます。
- ・ 自らの事業活動を円滑に実施するため、事業活動の内容に即した気候変動適応に取り組みます。
- ・ 再生可能エネルギーの導入においては、防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、事業計画の策定などを行い、環境と調和した事業の実施に努めます。また、事業計画作成の初期段階から県や市町村、地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、事業の実施に当たっては、地域住民に十分配慮するように努めます。

(5) 教育機関、NPO、関連団体の役割

- ・ 学校において、児童・生徒が地球温暖化とその対策に関して学ぶ機会を設けます。
- ・ 大学において、地球温暖化対策に関するカリキュラムの充実や学生の環境ボランティア活動等を推奨します。
- ・ 県内事業者に対する省エネルギー対策等の支援・助言を行います。
- ・ 省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入実践事例等を収集し、県民・事業

者の主体的な取組に資する情報を提供します。

- ・ 県民や事業者、行政に対し専門的な知見を提供するとともに、環境人材の育成や、関係機関・団体等のネットワークの形成を行います。

表8-1 【参考】施策と主な実行主体

| [主な実行主体] | | | | |
|--------------------------------------|--|-------------|--------|------------------|
| 施策 | | 市 町 村 | 県 民 | 事 業 者 等 |
| 1 省エネルギー対策の推進 | | | | |
| ① 家庭における省エネルギー化 | | | | |
| ・ 住宅、建築物の省エネルギー化 | | ● | ● | ● |
| ・ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 | | ● | ● | ● |
| ・ エネルギーの効率的使用促進 | | ● | ● | ● |
| ② 産業・業務における省エネルギー化 | | | | |
| ・ 省エネルギー活動の促進 | | | | ● |
| ・ 環境経営等の促進 | | | | ● |
| ・ 情報通信技術や最先端技術を活用した事業活動等の環境負荷低減の取組推進 | | | | ● |
| ③ 運輸における省エネルギー化 | | | | |
| ・ 公共交通機関等の利用促進 | | ● | ● | ● |
| ・ 自動車交通における環境負荷の低減 | | ● | ● | ● |
| ・ 環境負荷の低減に向けた物流の推進 | | | | ● |
| 2 再生可能エネルギーの導入促進 | | | | |
| ① 着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入 | | | | |
| ・ 導入量拡大に向けた取組の推進 | | ● | | ● |
| ・ 関連産業への参入支援等地域に根ざした取組の推進 | | | | ● |
| ・ 地域環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進 | | ● | | ● |
| ② 自立・分散型エネルギーシステムの構築 | | | | |
| ③ 水素の利活用推進 | | | | |
| ④ 多様なエネルギーの有効利用 | | | | |
| ・ バイオマスエネルギーの利用促進 | | ● | ● | ● |
| ・ 未利用エネルギーの活用 | | ● | ● | ● |
| 3 多様な手法による地球温暖化対策の推進 | | | | |
| ① 温室効果ガス吸収源対策 | | | | |
| ・ 持続可能な森林の整備 | | ● | ● | ● |
| ・ 県産木材の利用促進 | | ● | ● | ● |
| ・ 県民や事業者の参加による森林づくりの推進 | | ● | ● | ● |
| ・ ブルーカーボンの推進 | | ● | | ● |
| ② 廃棄物・フロン類等対策 | | | | |
| ・ 廃棄物の発生・排出の抑制、リサイクルの促進 | | ● | ● | ● |
| ・ 循環型社会を形成するビジネス・技術の振興支援 | | | | ● |
| ・ フロン類の排出抑制等の促進 | | ● | ● | ● |
| ・ メタン、一酸化二窒素等の排出削減対策の促進 | | ● | ● | ● |
| ③ 基盤的施策の推進 | | | | |
| ・ 県民運動の推進 | | ● | ● | ● |
| ・ 分野横断的施策の推進 | | ● | ● | ● |
| ・ 県の率先的取組の推進 | | — | — | — |
| ・ 環境学習の推進 | | ● | ● | ● |

2 計画の推進

(1) 連携・協働体制

県として地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進及び気候変動適応策を推進するに当たっては、次の組織・団体との連携・協働のもと、全県的に各種施策を開します。

■ 温暖化防止いわて県民会議

2009（平成21）年6月に設置した「温暖化防止いわて県民会議」を中心とした体制を拡充強化し、キャンペーン等の全県的な運動を展開するほか、県民会議の構成団体においてエネルギー使用量と温室効果ガス排出削減に向けた主体的な取組を推進します。

■ 地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員

「岩手県地球温暖化防止活動推進センター」を地球温暖化対策の推進拠点として、県民・事業者等への普及啓発活動や情報提供等を行うとともに、専門的な識見を有する地球温暖化防止活動推進員を学校や地域などに派遣し、環境学習や各地域における研修機会の提供、実践行動に向けた助言・支援等を行います。

■ 地球温暖化対策地域協議会

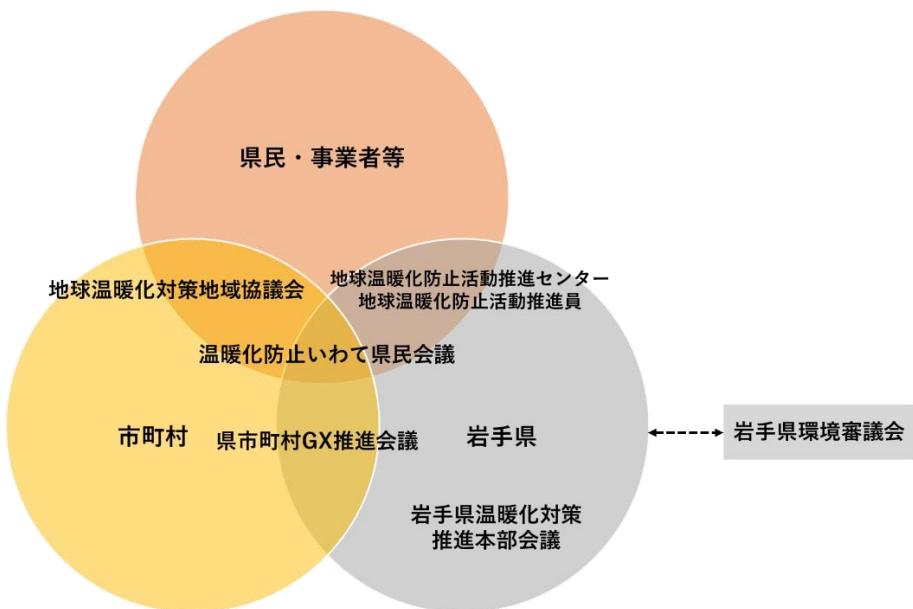
地域が一体となって地球温暖化対策を実践するための組織である「地球温暖化対策地域協議会」を中心として、参加主体の連携による地域ぐるみの活動を展開します。

■ 県市町村GX推進会議

県と市町村等で構成する「県市町村GX推進会議」において、地域の状況に応じた対策を総合的かつ計画的に推進する主体である市町村の取組を積極的に支援します。

■ 開発事業者、電力会社等

開発事業者や電力会社等との連携を一層強化し、事業の進捗状況や国・県等の施策に関する情報の共有、地域の課題解決に向けた施策の検討などにより再生可能エネルギーの導入を促進します。

図8－1 連携・協働体制（イメージ図）

（2）計画の推進、進行管理体制

本計画の進捗状況や施策等の実施状況については、毎年、岩手県環境審議会に報告し、専門的見地から意見を伺います。

県の取組については、専門知識を有する外部人材の活用などにより、知事を本部長とする「岩手県地球温暖化対策推進本部」の体制強化を図り、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

（3）温室効果ガス排出量の推計

本県の温室効果ガス排出量の推計は、各種統計資料等を用いるため、推計対象となる年度から数年遅れでの取りまとめとなりますが、これを可能な限り前倒しで行い、計画目標の到達状況を確認するとともに、温室効果ガスの排出削減に対する施策の効果を評価し、次年度以降の効果的な施策立案に結び付けることとします。

（4）計画の見直し

本計画に示す指標や施策の達成状況等を踏まえ、計画期間の中間年（2025（令和7）年）において、計画を見直します。また、今後の温室効果ガスの排出量の推移や地球温暖化対策に関する国内外の動向、国のエネルギー政策の見直し状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直します。

【参考1】第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の目標と各施策の推進指標

施策推進指標(No.4～38)については、本計画の中間年(2025(令和7)年度)の目標値を設定するものです。

また、本計画以外の推進計画等で設定している指標については、当該計画等が改訂された時点で、目標値を置き換えるものです。

| 施 策 領 域 | 施 策 項 目 | 指 標 | 単 位 | 2021 (R3) 現状値 | 計 画 目 標 値 2030(R12) | | 目 標 値 設 定 の 考 え 方 | | |
|------------------|-------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|---------------------|------------------------------------|---------------------|---|--|--|
| 1 | 計画の目標 | 温室効果ガス排出削減割合 | % | 21.9 (2019) | 57 | | 温室効果ガス排出量2050(令和32)年度実質ゼロを見据え、2030(令和12)年度の排出量について、対策等による削減量を47%、森林吸収による効果を10%と見込み、全体で57%削減することを目指す。 | | |
| 2 | | 再生可能エネルギーによる電力自給率 | % | 38.6 | 66 | | 県内における再生可能エネルギーの事業計画等を踏まえ、2025(令和7)年度までに見込まれている再生可能エネルギー導入の伸び率を2026(令和8)年度以降も維持できるよう取り組むことで、2030(令和12)年度に66%を目指す。 | | |
| 3 | | 森林吸収量の見込み | 千トンCO ₂ | 1,416 (2019) | 1,416 | | 2030(令和12)年度の本県の森林吸収量は、2019(令和元)年度の森林吸収量を維持することを目指す。 | | |
| 施 策 領 域 | 施 策 項 目 | 指 標 | 単 位 | 2021 (R3) 現状値 | 2023 (R5) 目標値 | 2024 (R6) 目標値 | 2025 (R7) 目標値 | 目 標 値 設 定 の 考 え 方 | |
| 4 | 省エネ ルギー 対 策 の 推 進 | ①家庭における省エネルギー化 | 岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合 | % | 23.6 | 26.8 | 28.4 | 30.0 | 2030(令和12)年度までに40%へ向上させることを目指し、2025(令和7)年度までに30%へ向上させることを目指す。 |
| 5 | | ②産業・業務における省エネルギー化 | わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数(累計) | 人 | 11,221 | 13,500 | 27,000 | 40,500 | 毎年、2019(令和元)年度以降最も多い13,500人の参加を目指す。 |
| 6 | | ③運輸における省エネルギー化 | いわて地球環境にやさしい事業所認定数 | 事業所 | 228 | 272 | 296 | 320 | 2023(令和5)年度以降毎年度、過去4年間のうち対前年度で最大の増加数である24件の増加を目指す。 |
| 7 | | ④多様なエネルギーの有効利用 | 事業者が作成する地球温暖化対策計画書の目標達成率 | % | 62.7 (2020) | 66 | 70 | 74 | 2030(令和12)年度目標達成率100%を目標とし、2025(令和7)年度までに74%へ向上させることを目指す。 |
| 8 | | ⑤水素の利活用推進 | 三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数 | 回 | 10.2 | 14.3 | 16.3 | 16.4 | コロナ禍前の水準に回復させることを目指す。 |
| 9 | | ⑥再生可能エネルギー導入量 | モビリティ・マネジメント(公共交通スマートチャレンジ月間)への取組事業者数 | 事業者 | 140 | 150 | 160 | 160 | 2025(令和7)年度における取組事業者数を過去最大であった2015(平成27)年度の取組事業者(162事業者)と同水準を目指す。 |
| 10 | | ⑦再生可能エネルギー導入促進 | 乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合 | % | 22.7 | 27.1 | 29.3 | 31.5 | 毎年、東北6県のうち最高平均伸び率の2.18ポイントを上回る2.20ポイントの増加を目指す。 |
| 11 | | ⑧再生可能エネルギー導入促進 | 信号機のLED化率 | % | 57.8 | 59.0 | 59.6 | 60.2 | 岩手県交通安全施設管理計画に基づく灯器LED化(車両用灯器60灯、歩行者用灯器64灯を基本)により、毎年度LED化率0.6%の増加を目指す。 |
| 12 | 再生可能エネルギーの導入促進 | ①着実な事業化と地域に根ざした取組の推進 | 再生可能エネルギー導入量 | MW | 1,681 | 1,966 | 1,981 | 2,081 | 現在見込まれている再生可能エネルギー導入に着実に取り組むことで、2025(令和7)年度の再生可能エネルギー導入量2,081MWを目指す。 |
| 13 | | ②自立分散型エネルギー構築 | 促進区域を設定している市町村数 | 市町村 | 0 | 1 | 3 | 9 | 2025(令和7)年度に実行計画策定市町村のうち半数での設定を目指す。 |
| 14 | | ③水素の利活用推進 | 再生可能エネルギー導入量 | MW | 1,681 | 1,966 | 1,981 | 2,081 | 現在見込まれている再生可能エネルギー導入に着実に取り組むことで、2025(令和7)年度の再生可能エネルギー導入量2,081MWを目指す。 |
| 15 | | ④多様なエネルギーの有効利用 | 自立・分散型エネルギーシステム構築計画策定支援市町村数(累計) | 市町村 | 1 | 3 | 6 | 9 | これまでの支援市町村数を踏まえ、毎年3市町村への支援を行うもの。 |
| 16 | 再生可能エネルギーの導入促進 | ⑤水素の利活用推進 | 水素に関する普及啓発活動(累計) | 回 | 3 | 3 | 6 | 9 | これまでの普及啓発活動の実績を踏まえ、水素に関する勉強会、セミナー、シンポジウム等を開催するもの。 |
| 17 | | ⑥再生可能エネルギーの導入促進 | 県内の水素ステーション数 | 基 | 0 | 1 | 1 | 2 | 本県の地域特性および隣県の設置状況を踏まえ、2025(令和7)年度までに2基の設置を目指す。 |
| 18 | ⑦再生可能エネルギーの導入促進 | チップの利用量 | BDt | 243,110 | 230,650 | 230,790 | 230,930 | 2022(令和4)年度を2018(平成30)～2020(令和2)年度の3か年平均の230,510BDtと見込み、木質バイオマス利用機器の導入促進や熱電併給システムの普及などに関する取組により、毎年140BDtの増加を目指す。 | |

| 施策領域 | 施策項目 | 指標 | 単位 | 2021 (R3) 現状値 | 2023 (R5) 目標値 | 2024 (R6) 目標値 | 2025 (R7) 目標値 | 目標値設定の考え方 | |
|------|--------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|---|
| 19 | ①温室効果ガス吸収源対策 | 間伐材利用率 | % | 42.5 | 43.3 | 43.8 | 44.3 | 間伐材の利用につながる搬出間伐を一層促進させる等の取組により、間伐材利用率を毎年0.5%ずつ増加させることを目指す。 | |
| 20 | | 再造林面積 | ha | 993 | 1,050 | 1,100 | 1,150 | 2026(令和8)年度の再造林の実施割合を60%、再造林面積1,200haを目標とし、2022(令和4)年度目標値1,000haから毎年50haずつ増加させることを目指す。 | |
| 21 | | 藻場造成実施箇所数(累計) | 箇所 | 0 | 3 | 5 | 8 | 県や関係機関等の取組により効果的な藻場の再生を図るために、2025(令和7)年度までに8か所の藻場造成を目指す。 | |
| 22 | ②廃棄物・フロン類等対策 | 一般廃棄物の焼却施設処理量 | 千トン | 339 (2020) | 335 (2022) | 333 (2023) | 331 (2024) | 計画期間5年間において、2014(平成26)～2018(平成30)年度の5年間における1年当たり減少量の維持を目指す。 | |
| 23 | | 一般廃棄物のリサイクル率 | % | 17.5 (2020) | 22.5 (2022) | 23.2 (2023) | 23.8 (2024) | 2030(令和12)年において、国の廃棄物処理法基本方針における目標値の水準(27%)を目指す。 | |
| 24 | | 産業廃棄物の再生利用率 | % | 59.0 (2020) | 60.6 (2022) | 60.6 (2023) | 60.6 (2024) | 現状値において、国の廃棄物処理法基本方針の目標値(56%)を上回っており、現状値の水準の維持を目指す。 | |
| 25 | | フロン類回収量の報告率 | % | 93 (2020) | 100 | 100 | 100 | 報告率の上限を目指す。 | |
| 26 | ③基盤的施策の推進 | 地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合 | % | 79.9 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 過去4年間の平均は77.8%と高い水準にあるものの、より高い水準の約9割の県民が地球温暖化防止のための行動に取り組むことをを目指す。 | |
| 27 | | 省エネ一斉行動参加団体数(累計) | 団体 | 42 | 59 | 135 | 228 | 2022(令和4)年度の参加団体数を2021(令和3)年度と同程度(42団体)と見込み、R7年度に、過去5年間の最高値の93団体(累計228団体)の参加になるよう、毎年17団体の増加を目指す。 | |
| 28 | | わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数(累計)[再掲] | 人 | 11,221 | 13,500 | 27,000 | 40,500 | 毎年、2019(令和元)年度以降最も多い13,500人の参加を目指す。 | |
| 29 | | 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村の割合 | % | 16 | 34 | 46 | 58 | 2026(令和8)年度末までに全国トップの策定率である70%の市町村で策定することを視野に2025(令和7)年度に58%を目指す。 | |
| 30 | | 地球温暖化に関する学習参加者数(累計) | 人 | 2,600 | 3,600 | 7,200 | 10,800 | 地球温暖化防止活動推進員を派遣する学習会等への参加人数とし、新型コロナウイルス禍前の水準(2016(平成28)～2018(平成30)年度平均)の参加者数を目指す。 | |
| 31 | ④農業・林業・水産業 | 気候変動に対応した調査研究取組件数 | 件 | 9 | 9 | 9 | 9 | 試験研究機関の計画等に基づき、気候変動に対応した2021(令和3)年度の調査研究を継続的に取り組むことをを目指す。 | |
| 32 | | 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率 | % | 95.7 | 95.7 | 95.7 | 95.7 | 2021(令和3)年度において、全国平均より高い値であり、これを維持することを目指す。 | |
| 33 | | ③自然生態系 | ニホンジカの最小捕獲数 | 頭 | 26,839 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 森林生態系保全や森林整備の促進のため、シカ管理計画において定めた捕獲目標数25,000頭(個体数が低減すると試算された頭数)を目標値とする。 |
| 34 | | ④自然災害・沿岸域 | 近年の洪水災害に対応した河川改修事業の完了河川数(累計) | 河川 | - | 1 | 2 | 3 | 平成28年台風第10号及び令和元年台風19号により洪水災害が発生した河川のうち事業中である4河川について、河川改修を重点的に推進し、2026(令和8)年度までの完了を目指す。 |
| 35 | | ⑤健康 | 熱中症による救急搬送者数 | 人 | 603 | 573 | 544 | 517 | 毎年、2019(令和元)～2021(令和3)年度の対前年度比の平均(0.95)の減少を目指す。 |
| 36 | | ⑥県民生活等 | 緊急輸送道路の整備延長 | km | 32.5 | 38.1 | 39.4 | 40.5 | 災害発生時の迅速な避難や救急活動、緊急物資の輸送等を行いうために重要な路線であることから、通行危険箇所やあいの路の解消を図るために、事業計画に基づき毎年着実に整備を進める。 |
| 37 | | ⑦基盤的施策 | 気候変動適応に関するセミナー等の受講者数(累計) | 人 | 117 | 120 | 240 | 360 | 2022(令和4)年度を120人と見込み、毎年度同程度の参加者数を維持し、2025(令和7)年度までの累計で360人の受講者数を目指す。 |

【参考 2】用語解説

[ア行]

○ ILC

国際リニアコライダーのこと。International Linear Collider の略。全長約 21 km の地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

○ 青立ち

さやは成熟しているにもかかわらず、茎葉が青々としている状態。

○ RE100

2050 年までに事業で使用する電力の 100%を再生可能エネルギーにより発電された電力で賄うことを目指とする企業が加盟している国際イニシアチブ。「Renewable Energy 100%」の略。

○ RCP4.5 シナリオ

将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもので、中位安定化シナリオのこと。

○ ESG/SDGs 地方債

地方公共団体が発行する、①環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードと認められている原則（ICMA 原則等）に沿った認証を取得した債券であり、②対象事業全体が SDGs に資すると考えられ、改善効果に関する情報開示が適切になされている債券のこと。

○ ESG 投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。

○ 岩手県県有林Jークレジット

森林の間伐による温室効果ガス吸収量を固定し、国が認証する「クレジット」として販売している。購入による販売収益は、岩手県の森林づくりに活用される。

○ 岩手県産業・地域ゼロエミッショントラスト制度

県内において事業者が産業廃棄物等の削減やリサイクル活動を行う場合に、その経費の一部を補助する制度。

○ いわて地球環境にやさしい事業所

県内に事業所があり、二酸化炭素排出削減や ISO 導入など、環境負荷軽減に取り組んでいる事業者又は事業所を、県が一定の基準に基づいて認定する制度。

○ いわてモバイルメール

岩手県が運用する、防災・災害情報や観光情報等の行政情報を電子メールで配信するサービス。

○ いわて林業アカデミー

林業事業体の経営の中核を担う現場技術者を養成するため、产学研官の協力を得て行われる県による研修制度。

○ うちエコ診断

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、診断員が専用のソフトを使って、居住地の気候やライフスタイルに合わせた省エネ対策を提案する制度。

○ 畦間(うねま)かんがい

畑地で畦と畦の間に水を流して作物に水を補給する地表かんがい法の一つ。

○ エコ協力店いわて認定制度

県と市町村（一部を除く）が、ごみの減量化やリサイクルについて、自ら目標を立てて目標に取り組む店舗を、エコショップいわて認定店（小売店及びサービス業を営む営業所）、エコレストランいわて認定店（飲食店）、エコホテルいわて認定店（宿泊施設）として認定するもの。

○ エコスタッフ養成セミナー

事業所で省エネ等の取組の中心となる人材「エコスタッフ」を養成するセミナー。温暖化の最新情報、省エネのポイントや環境マネジメントシステム、通勤対策などの二酸化炭素排出削減の取組に関する話題を中心に毎年開催している。

○ エネルギー起源二酸化炭素

石炭や石油などの化石燃料を燃焼してつくられたエネルギーを産業や家庭で利用・消費することによって生じる二酸化炭素。

○ エネルギー収支

「エネルギーの域外への販売額」－「エネルギーの域外からの購入額」で算出され、収支が赤字とは、エネルギーを域外に依存してエネルギー代金が流出していることを示す。

○ エネルギー転換部門

二酸化炭素の排出統計に用いられる部門の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部門。発電所などが含まれる。

○ エネルギーの面的利用

コーチェネレーション(熱電併給。天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム)等の自立・分散型エネルギーの導入と、複数の建物を熱導管や電力自営線で繋ぐことにより、建物間で電力や熱の融通を行うシステム。

○ FCV

Fuel Cell Vehicle の略、燃料電池自動車。水素を燃料として車載し、水素を空気中の酸素と化学反応させて燃料電池により発電を行い、電気を使ってモーターを駆動させて走る自動車。

[力行]

○ 額縁明渠

畦畔に沿って掘った排水溝。

○ 家庭のエコチェック

温暖化防止いわて県民会議と県で設置しているホームページ「わんこ節電所」の省エネ行動がチェックできる機能。

○ カバークロップ

緑肥（栽培した植物を土の中にすき込み、肥料にすること）により、化学肥料と土壤からの二酸化炭素の排出を削減する取組。

○ カーボンニュートラルポート

脱炭素社会の実現に貢献するため、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を行う港湾。

○ 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業などを行う場合に、あらかじめ、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、県民や知事・市町村長などの意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げ、環境への影響をできるだけ少なくするための手続の仕組みのこと。

○ 環境コミュニケーション

環境負荷低減や環境保全の活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、地域住民等の意見を聞き、対話することにより、お互いの理解と納得を深めていく取組。

○ 環境省環境研究総合推進費 S - 8 溫暖化影響評価・適応施策に関する総合的研究

環境省が公募し、環境政策に貢献する研究として 2010（平成 22）～2014（平成 26）年度の間に実施された研究で、日本全国及び地域レベルの気候予測に基づく影響予測と適応策の効果の検討等を行った。

○ 環境報告書

企業などの事業者が、自社の環境保全に関する方針や目標、環境負荷の低減に向けた取組などをまとめたもの。

○ 環境配慮契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

○ 冠水

洪水等で田畠や作物が水につかること。

○ 感潮区間

河川の河口付近で水位や流速に海の潮汐が影響を与える区間。

○ 企業の森づくり活動

企業が社会貢献活動の一環として、森林所有者と協定を結び、社員ボランティアによる森林整備や森林所有者が行う間伐等への資金提供等により森林整備を支援する活動。県内外の企業が、県や市町村等と協定を締結し、森づくり活動を実施している。

○ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

Intergovernmental Panel on Climate Change の略で、1988（昭和 63）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価等を行う国連の組織。

○ 京都議定書

温室効果ガスの削減目標や達成期間を定めた法的拘束力のある国際協定。1997（平成 9）年 12 月に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で合意した 125 か国・地域が批准し、2005（平成 17）年 2 月 16 日に発効した。

○ グリーン購入基本方針

グリーン購入法が制定され、この中で地方公共団体は、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、その調達に努めることが求められており、県では「岩手県グリーン購入基本方針」を策定し、県の全ての公所においてグリーン購入の推進を図っている。

○ グリーントランスフォーメーション (GX)

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

○ クロロフィル a 濃度

植物の光合成において、基本的な役割をしているクロロフィル（葉緑素）のひとつ。ダム湖では、クロロフィル a の濃度が年平均値 $8 \mu\text{g/L}$ 、年最高値が $25 \mu\text{g/L}$ を超えると富栄養湖に分類され、水質的な問題が発生する可能性が高まる。

○ ケミカルリサイクル

廃プラスチックを再資源化する手法で、ガス化、油化、高炉原料化などがあり、環境負荷の軽減に大きく貢献できるリサイクル手法。

○ 工業プロセス

温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメント製造などの窯業に使用される回転式の窯（焼成キルン）などで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。

○ 高効率給湯器

省エネルギー性能の優れた給湯器で、業務用高効率冷媒 CO₂ ヒートポンプ給湯器（エコキュート）や潜熱回収型高効率ガス給湯器（エコジョーズ）などがあり、省エネルギー効果が高く、二酸化炭素排出量も抑えることができる。

○ 県民生活基本調査

「いわて県民計画（2019～2028）」の政策に関連する項目について、県民の生活や行動に關し、その実態や質的变化を把握するため隔年で実施している調査（調査対象-対象者数：県内に居住する 18 歳以上の男女個人-5,000 人）

○ 降雨強度

ある一定時間に降った雨が 1 時間降り続いたとして換算したもの。

○ 工業化

IPCC 第5次評価報告書では、ほぼ世界的な観測が行われるようになった1850～1900年の観測値を工業化以前のそれを代表するものとして用いているもの。

○ コジェネレーションシステム

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する仕組み。家庭用には都市ガスやLPガスを燃料に発電と給湯を行う「エネファーム」があり、エネルギーの有効利用による二酸化炭素排出抑制が期待できるほか、停電時の電力源として活用することができる。

○ 固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、FIT (Feed-in Tariff の略)とも言われる。電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、再生可能エネルギーの導入を支えている。対象となる再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス。

○ コベネフィット

一つの活動が様々な利益につながっていくこと。

○ コミュニティバス

一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス。小型バスで住宅街の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応する。多くは地方公共団体の補助によって運営される。

[サ行]

○ 再生可能エネルギー

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等がある。

○ 再エネ 100 宣言 RE Action (アールイーアクション)

中小企業や自治体、教育機関などにおいて、使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言する枠組み。県内においても、久慈市、一戸町のほか、盛岡市や花巻市の企業などが参加。

○ サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。県では、業務の効率化や職員のワークライフバランスを推進するため、県庁舎及び東京事務所にサテライトオフィスを設置している。

○ J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

○ 省エネルギー診断

事業所等を対象にエネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための提案や技術的な助言を行うもの。

○ 暑中コンクリート

1日の平均気温が25℃を超える暑い日の打設する際に用いられるコンクリートのこと。気温が高いとセメントの硬化が早くなり、強度が低下したりひび割れが発生したりすることから、通常のコンクリートに使われる材料の配合を変えた暑中コンクリートが用いられる。

○ 持続可能な開発目標(SDGs)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」を基本方針とする2030(令和12)年までの世界目標。17分野のゴール、169のターゲットから構成されている。

○ 次世代自動車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG(圧縮天然ガス)自動車等)のこと。

○ 針広混交林

樹齢や樹高の異なる針葉樹と広葉樹により構成された森林。水源涵養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能に優れている。

○ スマート農業

ロボット技術やICTを活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業。

○ 3R

Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：再生利用する）の3つの文字の頭文字をとった言葉。3つのRに取り組むことでゴミを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（=循環型社会）を作ろうとするもの。

○ ZEH(ゼッチ)

Net Zero Energy Houseの略で、断熱・省エネルギー・創エネルギーで、住宅の年間エネルギー消費量を正味（ネット）で、おおむねゼロにする住宅。

○ ゼロエミッション

生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として活用することにより、廃棄物ができるだけゼロに近づけるとともに、物質循環の環（わ）を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指すもの。

○ 促進区域

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業の対象となる区域。関係法令の手続きのワンストップ化等の特例を受けられる。

[タ行]

○ 代表濃度経路（RCP）シナリオ

気候変動の将来予測に用いるシナリオのうち、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。低位安定化シナリオ（RCP2.6）、高位参照シナリオ（RCP8.5）、及びその中間の低位安定化シナリオ（RCP4.5）及び高位安定化シナリオ（RCP6.0）の4つが設定されている。

○ 太陽熱利用

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用すること。戸建住宅用太陽熱温水器、ホテル、病院、福祉施設など業務用建物でも使用されている。

○ 脱炭素化支援機構（JICN）

JICN: Japan Green Investment Corp. for Carbon Neutrality。2022（令和4）年10月に設立された地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を原資にファンド事業を行う株式会社。

○ 地域気候変動適応センター

気候変動適応法に基づき、地域における気候変動適応を推進するため、気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供・技術的助言を行う拠点。

○ 地域新電力

地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者。

○ 地域ゼロエミッションコーディネーター

産業廃棄物を多く排出する事業者への訪問業務や相談業務を行う、製造業等の工程管理や品質管理、環境管理に携わった経験を有する県職員。

○ 地域内エコシステム

地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電供給により森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み。

○ 地球温暖化対策計画書作成制度

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例」に基づき、二酸化炭素排出量が多い事業者に地球温暖化対策計画書の作成と地球温暖化対策実施状況届出書の作成が義務付けている制度。

○ 地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギー。年間を通して温度の変化が見られないため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等などに利用されている。

○ チップ

乾燥した木材を幅 20mm 程度以下、厚さ 10mm 以下まで細かく碎いた木質燃料で、主にボイラーの燃料として利用されている。

○ 着工新設住宅比率

住宅の新築、増築又は改築によって新たに造られる住宅の戸数を、普段、人が居住している住宅数で割ったもの。

○ 潮位偏差

天体の動きから算出した天文潮位（推算潮位）と気象などの影響を受けた実際の潮位との差（ずれ）。

○ DO

水中に溶けている酸素の量(Dissolved Oxygen)のこと。DO は数値が大きいほど良好な水質であることを示す。

○ デカップリング

デカップリング：経済成長と環境負荷のデカップリング (decoupling) は、2001（平成 13）年の経済協力開発機構（OECD）環境大臣会合で採択された「21 世紀初頭 10 年間の OECD 環境戦略」の主な目標の一つ。環境分野では、環境負荷の増加率が経済成長の伸び率を下回っている状況を指す。

○ デマンド型乗合タクシー

利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応える新たな公共交通。

○ デング熱

デングウイルスを持った蚊（ネッタイシマカ・ヒトスジシマカ）に刺されることによって生じる感染症。デングウイルスを媒介する蚊が生息する地域は、熱帯・亜熱帯を中心に 100 か国以上あり、全世界で年間約 1 億人の患者が発生していると言われている。日本でも 2014（平成 26）年に約 70 年ぶりの国内感染が報告された。

○ 電動車

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

○ 電力の排出係数

電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標。「実二酸化炭素排出量 ÷ 販売電力量」で算出される。

○ 道路交通流対策

交通管制の高度化などにより、交通渋滞を解消、自動車の走行を円滑化するための対策。

[ナ行]

○ 「2℃上昇シナリオ」「4℃上昇シナリオ」

文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2020」における将来予測で用いられているシナリオ。RCP2.6 及び RCP8.5 シナリオのことで、「2℃」「4℃」とは、工業化以前（1850～1900 年）と比べた 21 世紀末における世界平均気温の上昇量のこと。予測される日本の気温上昇量ではないことに注意。

○ 年間湖水回転率

湖沼の貯水量に対する単位時間当たりの流入または流出水量の比率。逆数の滞留時間と共に、湖沼の水循環に関する指標として用いられる。

[ハ行]

○ 廃棄物発電

廃棄物を処理する際に生じる熱エネルギーを利用して発電すること。可燃ごみを焼却した時の排熱を利用するものや、生ごみ・家畜糞尿等を発酵させて発生するメタンガスを利用する方法などがある。

○ バイオマス

バイオ (bio=生物、生物資源) とマス (mas=量) からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源。生物由来であっても、原油や石炭などの化石資源は含まれない。

○ 非エネルギー起源二酸化炭素

燃料としての利用ではなく、原材料として使用する工業プロセスや廃棄物の焼却から生じる二酸化炭素。

○ FIP制度

再生可能エネルギーで発電した電気を売電する際、基準価格 (FIP 価格) と参考価格 (市場取引等により記載される収入) の差額をプレミアム額として交付する制度。

○ BDトン(ビーディートン)

日本語では「絶乾トン」という。重量を表す単位であり、絶乾比重(含水率0%)に基づき算出された実重量を指す。

○ 複層林

垂直方向に異なった樹冠を有する森林。

○ ベストプラクティス

最も効率の良い方法、成功事例。

○ HEMS(ヘムス)

Home Energy Management System(ホームエネルギー・マネジメントシステム)の略で、家庭で使うエネルギーを効率的に使用するための管理システム。

○ ペレット

乾燥した木材を細粉し、圧力をかけて円筒形に圧縮成形した木質燃料で、主にストーブやボイラーの燃料として利用されている。

[マ行]

○ 未利用エネルギー

工場、変電所、下水処理場などから利用されないまま放出される低温の排熱(熱エネルギー)や、低落差、低流量の流水(位置エネルギー)などを指す。

○ MW(メガワット)

電力を表す単位。発電設備の定格出力(設備容量)を示し、 $1\text{MW}=1,000\text{kW}(1,000,000\text{W})$ で、 $1,000\text{MW}$ は $1,000,000\text{ kW}$ となる。瞬時の電力を表すものであり、実際に発電した電力量とは異なる。

○ 木質バイオマス

木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のことで、木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。燃焼させても実質的に大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラル(バイオマスを燃焼させエネルギー利用を行った場合は二酸化炭素が発生するものの、植物が成長することにより二酸化炭素を吸収することによって、全体でみると二酸化炭素の量は相殺されるという考え方)という特性を有している。

○ 木質バイオマスコーディネーター

2009(平成21)年度から県が委嘱、派遣している木質バイオマスの専門家。

○ モーダルシフト

貨物輸送の手段を、より環境負荷の小さいものへと転換すること。具体的には、輸送の主流をトラックから鉄道や船などへ転換して、物流の効率化を推進していく動きを指す。

○ モビリティ・マネジメント

直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主に車利用から公共交通利用に誘導する交通政策。

[ラ行]

○ レジリエンス

災害をもたらす外力からの「防護」にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の「抵抗力」、「回復力」を確保すること。

○ 路網

林道や森林作業道など林業活動に必要な道路網。

【参考3】排出量の算定方法

(1)二酸化炭素排出量

以下の方法により算出した各エネルギー消費量に、エネルギー種別ごとの二酸化炭素排出原単位を乗じて算定する。

| 部門 | 区分 | 算定方法 | 算定項目 | 出典資料 |
|---------|--|---|--|---|
| エネルギー転換 | ガス事業 | ガス事業者の電力消費及びガスの自家消費量 [実績値] | LNG、都市ガス、電力 | (聞き取り調査) |
| | 電気事業 | 火力発電所の自家消費量 [実績値] | 石炭 | (聞き取り調査) |
| 家庭 | 県内全販売量 - (他部門における灯油消費量) | | 灯油 | 東北管内石油製品販売実績(東北経済産業局HP) |
| | 供給量のうち家庭用供給量 [実績値] | | 都市ガス | (聞き取り調査) |
| | 家庭業務用販売量 - (業務部門におけるLPG消費量) | | LPG | LPガス都道府県別販売量(日本LPガス協会HP) |
| | 家庭向け電力供給量 [実績値] | | 電力 | (聞き取り調査) |
| 産業 | 農林業 | 全国の農業のエネルギー消費量 × (岩手県の農業機械台数／全国の農業機械台数) 全国の林業のエネルギー消費量 × (岩手県の素材性産業／全国の素材生産量) | 灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、LPG、電力、ガソリン | 総合エネルギー統計 農業センサス 木材統計 |
| | 水産業 | 全国の漁業のエネルギー消費量 × (岩手県の動力漁船総トン数／全国の動力漁船総トン数) 全国の水産養殖業のエネルギー消費量 × (岩手県の収穫量／全国の収穫量) | 灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、LPG、電力、ガソリン | 総合エネルギー統計 漁船統計表総合報告 漁業・養殖業生産統計 |
| | 鉱業 | 全国の鉱業のエネルギー消費量 × (岩手県の鉱物、採石、砂利採取事業の生産金額／全国の鉱物、採石、砂利採取事業の生産金額) | 灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、LPG、天然ガス、電力、石炭、石炭コークス、ガソリン、都市ガス、石油コークス、熱 | 総合エネルギー統計 経済センサス活動調査 |
| | 建設業 | 全国の建設業のエネルギー消費量 × (岩手県の建設工事請負契約額／全国の建設工事請負契約額) | 灯油、軽油、A重油、C重油、LPG、都市ガス、電力、熱 | 総合エネルギー統計 建築着工統計調査 |
| | 製造業 | 全国の製造業のエネルギー消費量※ × (岩手県の製造品出荷額／全国の製造品出荷額) ※一部の業種における非エネルギー利用分、自家消費分を補正 | ガソリン、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、LPG、石油コークス、石炭、石炭コークス、都市ガス、LNG、電力、熱 | 総合エネルギー統計 工業統計調査 |
| 業務 | 岩手県の業務に係る施設の床面積 × 床面積当たりエネルギー消費原単位 ※床面積当たりエネルギー消費原単位は、県単独の統計データが無いため、全国値を使用 | | 電気、LPG、A重油、灯油、熱 | 総合エネルギー統計 学校基本調査 公共施設状況調査 国有財産一件別情報 経済センサス活動調査 固定資産の価格等の概要調書 エネルギー・経済統計要覧 |
| | 全国の業務のエネルギー消費量 × (岩手県の業務に係る施設の床面積／全国の業務に係る施設の床面積) | | 軽油、B重油、C重油、天然ガス | |
| | 供給量のうち商業用 + その他用 [実績値] | | 都市ガス | (聞き取り調査) |
| 運輸 | 自動車 | 県内のガソリン及び軽油の販売量 - (他部門におけるガソリン、軽油消費量) | ガソリン、軽油 | 東北管内石油製品販売実績(東北経済産業局HP) |
| | | 県内のオートガス消費量 [実績値] | LPG | LPガス都道府県別販売量(日本LPガス協会HP) |
| | 鉄道 | 全国のJR貨物のエネルギー消費量 × (岩手県のJRの輸送トン数／全国のJRの輸送トン数) | 電力、軽油 | 総合エネルギー統計 鉄道統計年報 貨物地域流動調査 |
| | | 全国のJR旅客のエネルギー消費量 × (岩手県のJRの輸送人員／全国のJRの輸送人員) | 電力、軽油 | 旅客地域流動調査 |
| | 民鉄 | 全国の鉄道のエネルギー消費量 × (岩手県のJRの輸送人員／全国のJRの輸送人員) | 石炭 | |
| | 船舶 | 三陸鉄道、岩手開発鉄道、IGRのエネルギー消費量 [実績値] | 電力、軽油 | 鉄道統計年報 |
| | | 全国の旅客船舶のエネルギー消費量 × 岩手県の輸送人員／全国の輸送人員 | 軽油、A重油、B重油、C重油 | 総合エネルギー統計 貨物地域流動調査 |
| | 貨物 | 全国の輸送船舶のエネルギー消費量 × 岩手県の輸送トン数／全国の輸送トン数 | 軽油、A重油、B重油、C重油 | 旅客地域流動調査 |
| | 航空 | 花巻空港におけるジェット燃料消費量 [実績値] | ジェット燃料 | (聞き取り調査) |
| 工業プロセス | セメント | ヒアリング調査による消費量 [実績値] | 石灰石 | (聞き取り調査) |
| | 鉄鋼その他 | ヒアリング調査による消費量 [実績値] | 石灰石 | (聞き取り調査) |
| 廃棄物 | 施設分 | ヒアリング調査による消費量 [実績値] | 灯油、軽油、A重油、LPG、コークス、電力、ガソリン | (聞き取り調査) |
| | 一般廃棄物焼却分 | ヒアリング調査による消費量 [実績値] | 一般廃棄物中の廃プラ | (聞き取り調査) 一般廃棄物処理実態調査 |
| | 産業廃棄物焼却分 | ヒアリング調査による消費量 [実績値] | 廃油、廃プラ、廃タイヤ、灯油、軽油、A重油 | (聞き取り調査) |

※一部の業種における非エネルギー利用分、自家消費分を補正

非エネルギー利用該当： 繊維業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業

自家消費該当： 石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業

(2)再生可能エネルギー導入及び森林吸収による削減効果

温室効果ガス排出量算定の際に考慮する削減効果は、以下の方法により算出する。

| 種別 | 算定方法 | 出典資料 |
|--------------------|---|--------------------|
| 再生可能エネルギー導入による削減効果 | 再生可能エネルギーによる発電電力量×電力の排出係数－2013年度の再生可能エネルギーによる発電電力量×2013年度の電力の排出係数 | 電力調査統計 (聞き取り調査) |
| 森林吸収による削減効果 | 直近5か年の森林吸収量平均値×(44/12) ※炭素吸収量を二酸化炭素吸収量に換算 | (林野庁資料) |

※炭素原子量12、二酸化炭素分子量44とする

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

策定 令和3年3月

改訂 令和5年3月

編集・発行 岩手県環境生活部環境生活企画室
〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
電話 019-629-5271
FAX 019-629-5334
E-mail AC0001@pref.iwate.jp